官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（一一三）　八
○食育基本法の一部を改正する法律（一一四）　二六
〔政　令〕
○法務省組織令の一部を改正する政令（一七八）　二六
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一七九）　二六
○特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八〇）　二六
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一八一）　二六
〔省　令〕
○日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項の区域を定める省令（総務七一一）　二七
○日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項第一号及び第二号の区域を定める省令（同七四）　三一
○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通五八）　三一
〔法規的告示〕
○電気通信番号計画の一部を変更する件（総務一一〇一一）　三三
〔その他告示〕
○電気通信事業法施行規則第四条の二の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき総務大臣が指定する者を定める件（総務一一〇一二）　三三
○電気通信事業法第三十一条第十一項第一号の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件（同一一〇四）　三三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　九一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　九二
会社その他
会社決算公告　九七

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

（法律第二十三号）（国土交通省）

第１　都市再生特別措置法の一部改正

１　基本理念の創設

都市の再生は、都市が我が国の活力の源泉であり、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たすものであること等に鑑み、都市機能の集約を推進することが都市の持続可能性を確保するために効果的であるとの基本的認識の下に、都市の脱炭素化の推進等による環境への負荷の低減等に配慮しつつ、多様な主体が相互に連携及び協力をしながら、都市開発事業、公共公益施設の整備及び管理並びにまちづくりの推進を図る活動等を効果的に実施し、併せて都市の防災に関する機能を確保することにより、都市の魅力及び国際競争力の向上と快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行わなければならないものとする。（第一条の二関係）

２　民間都市開発推進機構の行う支援等の追加

民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間都市再生事業計画に係る都市再生事業等の施行に要する費用の一部として、まちづくり推進活動拠点施設等の整備に要する費用について支援等をすることができるものとする。（第二十九条、第三十条、第七十一条、第七十一条の二、第百三条及び第百四条関係）

３　都市再生整備等協定の締結等

（１）　都道府県又は市町村は、都市再生事業等に係る都市計画の案を作成しようとする場合において、当該都市再生事業等の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該都市再生事業等における公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者との間において、当該公共公益施設の整備及び管理に関する協定

（以下「都市再生整備等協定」という。）を締結することができるものとする。（第四十四条の三第一項関係）

⑵　都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該都市再生整備等協定において定められた都市計画の案を作成して、都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村にあっては、当該市町村都市計画審議会）に付議しなければならないものとする。（第四十四条の四関係）

⑶　道路管理者等に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められる道路の整備に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定に基づき、道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。（第四十四条の三第三項及び第四項並びに第四十四条の五関係）

⑷　公園管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、都市公園における都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定が公告された日から五年以内に都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第四十四条の三第六項第一号及び第七項並びに第四十五条第一項関係）

⑸　公園管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備等協定に、飲食店、休憩所、管理事務所その他の公園施設であって、当該都市公園の整備及び管理の効果を増大させるために必要なものの設置等に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備等協定が公告された日から五年以内に公園施設の設置等について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第四十四条の三第六項第二号及び第七項並びに第四十五条第二項関係）

4　都市再生整備計画への固有魅力維持向上区域の記載等

⑴　市町村は、居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上を図るため、地域固有の魅力の維持及び向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「固有魅力維持向上区域」という。）を、都市再生整備計画に記載することができるものとする。（第四十六条第二項関係）

⑵　市町村は、固有魅力形成建築物（固有魅力維持向上区域内の建築物であって、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。）のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物（以下「特定固有魅力形成建築物」という。）の改修及び活用に関する事項を、都市再生整備計画に記載することができるものとする。（第四十六条第二十四項第一号関係）

⑶　固有魅力維持向上区域について、次のとおり駐車場法の特例等を定めるものとする。（第四十六条第二十四項第二号、第六十二条の九第五項及び第六十二条の十二第二項関係）

イ　都市再生整備計画に、固有魅力維持向上区域における路外駐車場の配置及び規模の基準を記載することができるものとし、当該固有魅力維持向上区域内において、一定規模以上の路外駐車場を設置しようとする者は、当該設置に着手する日の三十日前までに、当該路外駐車場の位置等を市町村長に届け出なければならないもの等とする。

ロ　都市再生整備計画に、固有魅力維持向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（ロにおいて「集約駐車施設」という。）の位置及び規模を記載することができるものとし、当該固有魅力維持向上区域内において、一定規模以上の建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるものとする。

⑷　都市再生推進法人は、都市再生整備計画に、都市再生推進法人が行う固有魅力維持向上区域における地域固有の魅力の維持及び向上に資する事業の円滑な実施のため、普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により都市再生推進法人に普通財産を使用させることに関する事項が記載されているときは、当該事項に基づき普通財産を使用することができるものとする。（第四十六条第二十四項第三号及び第六十二条の十三第二項関係）

⑸　土地所有者等は、その全員の合意により、固有魅力形成建築物、その建築物の存する土地及びこれに隣接する他の土地の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「固有魅力維持向上協定」という。）を、市町村長の認可を受けて締結することができるものとし、当該認可の公告のあった後に当該固有魅力維持向上協定の区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。（第四十六条第二十四項第四号及び第七十二条の二関係）

⑹　特定固有魅力形成建築物の増築等をしようとする者は、当該増築等に着手する日の三十日前までに、行為の種類等を市町村長に届け出なければならないもの等とする。（第四十六条の九関係）

⑺　都市再生推進法人は、景観行政団体に対し、固有魅力維持向上区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画の策定又は変更を提案することができるもの等とする。（第六十二条の十五関係）

⑻　固有魅力維持向上区域が地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二条第二項第一号に規定する土地の区域と重複するときは、都市再生推進法人は、市町村に対し、当該固有魅力維持向上区域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができるもの等とする。（第六十二条の十六関係）

5　滞在快適性等向上区域における歩行者利便増進道路の指定の特例等

⑴　道路管理者等に協議し同意を得た上で、都市再生整備計画に、滞在快適性等向上区域内に存する道路であって、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものの整備に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備計画に基づき、道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。

⑵　道路管理者に協議し同意を得た上で、都市再生整備計画に、滞在快適性等向上区域内に存する歩行者利便増進道路等の区域のうち歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導すべき区域内における歩行者利便増進施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該都市再生整備計画が公表されたときは、道路管理者は、遅滞なく、当該事項に係る歩行者利便増進道路の区域を利便増進誘導区域として指定するものとする。（第四十六条第十四項から第十六項まで及び第六十二条関係）

6　特定業務施設等の立地の誘導等

⑴　市町村は、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき特定業務施設等（業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であって、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。以下同じ。）及び当該都市機能誘導区域に当該特定業務施設等の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を、立地適正化計画に記載することができるものとする。（第八十一条第六項関係）

⑵　⑴の事項を立地適正化計画に記載する場合には、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設及び特定業務施設等の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針を防災指針とするものとする。（第八十一条第二項第五号関係）

⑶　誘導施設等整備事業に、特定業務施設等を有する建築物の整備に関する都市開発事業を追加する。（第九十五条関係）

⑷　都市機能誘導区域のうち、特定業務施設等を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に、特定業務施設等誘導地区を定めることができるものとし、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画には、建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度等を定めるものとする。（第百八条の四関係）

7　立地適正化計画に係る都道府県の関与等

⑴　市町村は、二以上の市町村の区域にわたる都市計画区域内の区域について立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならないものとし、都道府県は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から、意見を述べるものとする。（第八十一条第二十七項及び第二十八項関係）

⑵　都道府県は、立地適正化計画及びその実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な援助を行うものとする。（第八十一条第二十九項関係）

⑶　都道府県は、市町村が他の市町村と共同して立地適正化計画を作成しようとする場合その他他の市町村と連携して住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図ろうとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。（第八十一条第三十項関係）

8　防災施設管理協定の締結等

⑴　市町村は、立地適正化計画にその整備に関する事項等が記載された防災施設が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等との間において、防災施設の管理に関する協定（以下「防災施設管理協定」という。）を締結することができるものとする。

⑵　防災施設管理協定は、これを締結した旨の公告のあった後において当該防災施設管理協定の目的となる施設の防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。（第八十一条第十四項から第十六項まで及び第百八条の五から第百八条の十まで関係）

9　立地適正化施設整備等協定の締結等

⑴　市町村は、居住誘導区域内における住宅等の整備に関する事業若しくは都市機能誘導区域内における誘導施設等の整備に関する事業又はそれらの施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業（以下「立地適正化施設整備事業」という。）を行うために必要な都市計画の案を作成しようとする場合において、当該立地適正化施設整備事業の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該立地適正化施設整備事業に係る公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理を行うと見込まれる者との間において、所要の事項を定めた協定（以下「立地適正化施設整備等協定」という。）を締結することができるものとする。（第百八条の十一関係）

⑵　市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該立地適正化施設整備等協定において定められた都市計画の案を作成して、市町村都市計画審議会に付議しなければならないものとする。（第百九条関係）

10　市町村都市再生協議会の協議事項の追加等

⑴　市町村都市再生協議会（以下「市町村協議会」という。）の協議事項に、11の⑵のまちづくり推進活動計画及びその実施に関する事項を追加する。（第百十七条第一項関係）

⑵　第百十七条第一項第二号から第七号までに掲げる者は、市町村協議会が組織されていないときは、市町村長に対して、市町村協議会を組織するよう要請することができるもの等とする。（第百十七条第三項及び第四項関係）

11　まちづくり推進活動計画の作成等

⑴　都市再生基本方針に定める事項として、⑵のまちづくり推進活動計画の作成に関する基本的な事項を追加する。（第十四条関係）

⑵　市町村協議会は、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域において、都市再生基本方針に基づき、これらの区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくりの推進を図る活動（以下「まちづくり推進活動」という。）に関する計画（以下「まちづくり推進活動計画」という。）を、市町村協議会の構成員の全員の合意により作成することができるものとする。（第百十七条の二第一項から第三項まで関係）

⑶　関係する道路管理者等を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、まちづくり推進活動を実施する区域内の道路に係る歩行者利便増進道路の指定に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る道路についての歩行者利便増進道路の指定があったものとみなすものとする。（第百十七条の二第四項及び第百十七条の三第一項関係）

⑷　関係する道路管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、利便増進誘導区域の指定に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る道路についての利便増進誘導区域の指定があったものとみなすものとする。（第百十七条の二第五項及び第百十七条の三第二項関係）

⑸　関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、都市公園における都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等の設置に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表された日から二年以内に都市公園の占用について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第百十七条の二第八項第一号及び第百十七条の四第一項関係）

⑹　関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、飲食店、休憩所、管理事務所その他の公園施設であって、まちづくり推進活動を実施する区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流若しくは滞在の拠点となるもの又は当該都市公園の円滑な管理の実施に資するものの設置等に関する事項を記載することができるものとし、当該まちづくり推進活動計画が公表された日から二年以内に公園施設の設置等について許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。（第百十七条の二第八項第二号及び第百十七条の四第二項関係）

⑺　関係する公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、まちづくり推進活動計画に、まちづくり推進活動を実施する区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（⑺において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模を記載することができるものとし、当該区域内において、一定規模以上の建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができるものとする。（第百十七条の二第九項及び第百十七条の五関係）

⑻　市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該まちづくり推進活動計画の区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくり推進活動の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、まちづくり推進活動計画を変更するものとする。（第百十七条の六関係）

12　都市再生推進法人の業務の追加

都市再生推進法人の業務に、固有魅力形成建築物の所有者との契約に基づき当該固有魅力形成建築物の整備又は管理を行うこと、及びまちづくり推進活動計画に基づきまちづくり推進活動を行うことを追加する。(第百十九条関係)

13　民間都市再生事業計画の認定申請期限の延長

民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限を令和十四年三月三十一日とする。(附則第三条関係)

14　その他

その他所要の改正を行う。

第２　建築基準法の一部改正

１　特定業務施設等誘導地区内の建築物であって、その全部又は一部を都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものの容積率は、当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた数値以下とするものとする。(第五十二条関係)

２　特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積は、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならないものとする。(第六十条の四第一項関係)

３　特定業務施設等誘導地区内においては、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定めるものとする。(第六十条の四第三項関係)

４　特定業務施設等誘導地区内においては、地方公共団体は、国土交通大臣の承認を得て、条例で、用途地域における用途の制限を緩和することができるものとする。(第六十条の四第四項関係)

５　その他所要の改正を行う。

第３　土地区画整理法の一部改正

１　施行地区内の都市計画施設について、次のとおり特例を定めるものとする。

⑴　施行地区内の土地を立体的に利用する必要がある都市計画施設の区域をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、当該施行地区内の土地の上の空間又は地下に当該都市計画施設が存するように定めることができるものとする。(第六条第八項関係)

⑵　⑴により事業計画において施行地区内の土地の上の空間又は地下に都市計画施設が存するように定められた場合において、当該土地について権利を有する者及び換地計画において当該土地について権利を有することと定められるべき者の全ての同意を得たときは、換地計画において、当該都市計画施設の管理者等が当該土地について有する当該都市計画施設に関する権利は、換地処分があった旨の公告等があった日の翌日以後においても、なお従前の土地の上に存するものとして定めることができるものとする。(第八十九条の五関係)

⑶　⑵により換地計画において従前の土地の上に存するものとして定められた権利は、換地処分があった旨の公告等があった日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存するものとする。(第百四条第四項関係)

２　宅地の所有者の申出又は同意があった場合においては、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないで、施行地区内の土地の共有持分を与えるように定めることができるものとする。(第九十条の二関係)

３　特定固有魅力形成建築物、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物でその性質上これを移転することが適当でないものの所在する宅地については、これらの定着物の移転の必要を生じないように、換地計画において換地を定めなければならないものとする。(第九十五条第四項関係)

４　地役権者は、換地計画により従前と同一の利益を受けることができなくなることが見込まれる場合は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができるものとする。(第百十五条関係)

５　土地区画整理事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定めるものとし、施行者が過失なく送付を受けるべき者を知ることができないときその他当該政令の規定によることができないときにおいては、その書類の内容の公告をすることをもって書類の送付に代えることができるものとする。(第百三十三条関係)

６　施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができるほか、裁判所に対し、同法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができるものとする。(第百三十三条の二関係)

７　その他所要の改正を行う。

第４　都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

１　国は、地方公共団体が都市再生推進法人に対し、まちづくり推進活動計画に基づきまちづくり推進活動を行う業務等に要する費用に充てるための資金を無利子で貸し付けるときは、当該地方公共団体に対し、その貸付けに必要な資金の一部を貸し付けることができるものとする。(第一条第六項関係)

２　１による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。(第二条第九項関係)

３　その他所要の改正を行う。

第５　都市計画法の一部改正

１　地域地区に、特定業務施設等誘導地区を追加する。(第八条関係)

２　その他所要の改正を行う。

第６　都市再開発法の一部改正

１　市街地再開発事業の施行区域

市街地再開発事業の施行区域に、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められた特定業務施設等誘導地区の区域を追加する。(第二条の二第一項及び第三条関係)

２　市街地再開発事業に関する都市計画において定められる事項の追加等

⑴　第一種市街地再開発事業に関する都市計画においては、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨を定めることができるものとし、当該第一種市街地再開発事業を施行するときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定めなければならないものとする。(第五条の二及び第百十一条関係)

⑵　市街地再開発組合（以下「組合」という。）の設立の認可を申請しようとする者（計画提案を踏まえた都市計画（都市計画法第二十一条の三に規定する計画提案を踏まえた都市計画をいう。以下同じ。）に定められた第一種市街地再開発事業（⑴により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。）の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に限る。）は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならないものとする。(第十四条関係)

⑶　⑵の同意を得て設立された組合の特別決議事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決するものとする。(第三十三条関係)

⑷　事業施行の認可を申請しようとする者（計画提案を踏まえた都市計画に定められた市街地再開発事業（第一種市街地再開発事業にあっては、⑴により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。）の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行しようとする者に限る。）は、規準及び事業計画について、施行地区

となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならないものとする。（第五十条の四関係）

⑸　⑷の同意を得て事業施行の認可を受けた再開発会社は、第百十八条の六第一項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者の三分の二以上の同意を得なければならないものとする。（第百十八条の六関係）

3　一般所有者等の同意による要請及び申請

⑴　裁判所は、一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該所有権又は借地権を有する者（以下「所在等不明所有者等」という。）以外のその区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者（以下「一般所有者等」という。）であって第七条の二第三項の規定による要請をしようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上の同意を得ることにより当該要請をすることができる旨の裁判をすることができるものとする。（第七条の二第六項関係）

⑵　裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等がいるときは、一般所有者等であって組合の設立の認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上（当該申請しようとする者が２の⑵の同意を得ようとする者である場合にあっては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上）の同意を得ることにより組合の設立の認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができるものとする。（第十四条の二関係）

⑶　裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等がいるときは、事業施行の認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上（当該申請しようとする者が２の⑷の同意を得ようとする者である場合にあっては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上）の同意を得ることにより事業施行の認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができるものとする。（第五十条の四の二関係）

4　個別利用区内の宅地への権利変換の申出

権利変換計画において個別利用区内の宅地又はその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出をすることができる建築物に、特定固有魅力形成建築物、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物を追加する。（第七十条の二第二項関係）

5　借家条件の協議

⑴　権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられることとなる者と当該施設建築物の一部について賃借権が与えられることとなる者は、権利変換計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができるものとする。（第百二条第二項関係）

⑵　管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者と当該建築施設の部分に係る施設建築物の一部について賃借りすることができることとなる者は、管理処分計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができるものとする。（第百十八条の二十二第二項関係）

6　施設建築敷地内の施設に関する特例

都市計画施設の区域をその施行地区に含む市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものについては、事業計画において、施設建築敷地の上の空間又は地下に立体的に整備する必要がある都市計画施設（以下「特定施設」という。）を設置し、又は特定施設が存するように定めることができるものとする。（第百九条の二及び第百十八条の二十五関係）

7　書類の送付等

市街地再開発事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定めるものとし、施行者が過失なく送付を受けるべき者を知ることができないときその他当該政令の規定によることができないときにおいては、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができるものとする。（第百三十五条関係）

8　命令等の請求

施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができるほか、裁判所に対し、同法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができるものとする。（第百三十五条の二関係）

9　その他

その他所要の改正を行う。

第７　景観法の一部改正

1　景観計画に係る都道府県の関与等

⑴　都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、当該区域について良好な景観の形成に関する計画の策定に関する基本方針を定めることができるものとする。（第七条の二関係）

⑵　都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、当該都道府県及び関係市町村により構成される広域景観協議会を組織することができるものとする。（第七条の三関係）

⑶　景観計画は、当該景観計画区域について⑴の基本方針が定められているときは、当該基本方針に基づくものでなければならないものとする。（第八条第六項関係）

2　景観再生事業及び再生協定

⑴　景観計画の記載事項として、人口又は来訪者の減少による活力の低下、建造物の老朽化等により良好な景観が損なわれている区域において、所有者に代わって行う建造物の改修、管理及び活用により、当該区域内の良好な景観を再生する事業（以下「景観再生事業」という。）の実施に関する事項を追加する。（第八条第二項及び第五項関係）

⑵　⑶の認可を受けた再生協定に基づき行う行為については、第十六条第一項から第七項までの規定は適用しないものとする。（第十六条第八項関係）

⑶　景観行政団体又は景観整備推進法人は、景観計画に⑴の事項が定められている場合においては、建造物の所有者と所要の事項を定めた協定（以下「再生協定」という。）を締結して、景観再生事業を実施することができるものとし、景観整備推進法人が再生協定を締結しようとするときは、景観行政団体の長の認可を受けなければならないものとする。（第四十六条の二第一項及び第四項関係）

⑷　再生協定は、これを締結した旨又は⑶の認可をした旨の公告があった後において再生協定の目的となる建造物の所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。（第四十六条の二第五項関係）

⑸　再生協定においては、景観再生事業の円滑な実施のため、普通財産を時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の方法により景観整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景観整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができるものとし、景観整備推進法人は、⑶の認可を受けたときは、普通財産の譲渡を受け、又は再生協定の期間内に限り普通財産を使用することができるものとする。（第四十六条の二第二項及び第九十三条の二関係）

３　景観計画区域における届出の特例

市町村である景観行政団体の長に対し、第１の４の⑹による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第十六条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなすものとする。（第十六条第七項関係）

４　景観整備推進法人

⑴　景観整備機構として指定できる対象に、良好な景観の形成を図ることを目的とする会社を追加するとともに、景観整備機構の名称を景観整備推進法人に改める。（第九十二条関係）

⑵　景観整備推進法人の業務に、景観計画に定められた景観再生事業を行うことを追加する。（第九十三条関係）

５　市町村による景観行政事務の終了

都道府県に代わって景観行政事務を処理する市町村の長は、当該景観行政事務の処理を終了しようとするときは、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならないものとする。（第九十八条第三項関係）

６　その他

その他所要の改正を行う。

第８　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正

１　市町村は、都道府県に対し、拠点施設（当該市町村が作成した立地適正化計画に記載された特定業務施設等であるものに限る。）に関する事項をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができるもの等とする。（第五条関係）

２　民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の認定を受けた民間拠点施設整備事業計画に係る拠点施設整備事業の施行に要する費用の一部について、認定事業者等に対する資金の貸付けにより、支援することができるものとする。（第十五条関係）

３　その他所要の改正を行う。

第９　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正

１　重点区域に、文化財保護法第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録された建造物の用に供される土地の区域等を追加する。（第二条第二項関係）

２　第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であって一定規模以上のものについて、当該土地の所有権等を有する者は、一人で、又は数人が共同して、市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができるもの等とする。（第十条の二関係）

３　第１の４の⑹による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第十五条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなすものとする。（第十五条第八項関係）

４　その他所要の改正を行う。

第10　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置等を定める。（附則第二条から第五条まで関係）

３　この法律の施行状況に関する検討規定を設ける。（附則第六条関係）

４　その他所要の改正を行う。

◇食育基本法の一部を改正する法律（法律第二十四号）（農林水産省）

１　前文の改正

⑴　「食」をめぐる環境の変化（第三項及び第四項関係）

イ　「食」をめぐる環境の変化として、働き方が多様化し、世帯構成が変化したこと及び消費者と生産者との関係が希薄化したことを掲げるほか人々がまだ食べることができる食品を廃棄する等の問題がある旨及び良質な食料の安定的な確保の面からも「食」の在り方を学ぶことが求められている旨を追加する。

ロ　「食」をめぐる環境の変化の中で、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に寄与することが期待されている旨を追加する。

⑵　国民運動としての食育の在り方の明確化（第五項関係）

イ　食育は、「食」に関する体験活動等を通じて自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育むものである旨を追加する。

ロ　食育の推進は、健全で充実した食生活を実践するために、職場等を含めた機会と場所を中心に、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し、自ら進んで取り組んでいくものである旨を追加する。

ハ　食育の推進に関する取組は、食育をより実効的なものとするため不断の努力を積み重ね、国民運動として、あまねく全国において、あらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている旨を追加する。

２　総則の改正

⑴　食料安全保障の確保（第一条及び第七条関係）

イ　目的として、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することを追加する。

ロ　食育は、食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにするとともに、食料安全保障の確保に資するよう推進されなければならない旨を追加する。

⑵　関連分野との協働による食育の取組拡大（第四条関係）

食育を推進するための活動に当たっては、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ展開されなければならない旨を追加する。

⑶　子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進（第五条関係）

食育は、教育基本法その他の関係法律による施策と相まって行わなければならない旨を追加する。

⑷　大人も含めた食に関する理解醸成及び行動変容の促進（第六条関係）

食育を行うに当たっては、年齢等にかかわらず、職場を含むあらゆる機会とあらゆる場所を利用する旨を追加するとともに、食に関する理解を深め、これを食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育むことを旨としなければならない旨を追加する。

⑸　食育の推進のための連携（第九条新第二項、第十条及び新第十三条の二関係）

イ　国及び地方公共団体内部の相互連携

㈠　国の関係行政機関は、食育の推進に関する施策が円滑かつ確実に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない旨の規定を設ける。

㈡　地方公共団体は、食育の推進に関して施策を策定し、及び実施するに当たっては、教育等（教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。）、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない旨を追加する。

ロ　官民連携の強化

国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない旨の規定を設ける。

３　食育推進基本計画等に関する規定の改正

⑴　食育推進基本計画の評価等（第十六条新第四項及び新第五項関係）

イ　食育推進会議から食育推進基本計画の作成又は変更の報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、食育推進基本計画に掲げる食育の推進の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない旨の規定を設ける。

ロ　食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする旨の規定を設ける。

⑵　地方公共団体に対する情報の提供等（新第十八条の二関係）

国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする旨の規定を設ける。

4　基本的施策に関する規定の改正

⑴　生産者と消費者との交流の促進の強化（第十九条及び第二十三条関係）

イ　国及び地方公共団体が家庭における食育の推進を支援するために講ずるべき必要な施策の例示として、農林漁業に関する体験の場の提供を追加する。

ロ　国及び地方公共団体が生産者と消費者との信頼関係を構築するために必要な施策を講ずるに当たっての考慮事項として、食料・農業・農村基本法第十四条に定める消費者の役割を追加する。

⑵　学校等における食育の強化（第二十条第一項及び新第二項関係）

イ　国及び地方公共団体が講ずるべき指導体制の整備として設置すべき教職員の例に学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭を追加するとともに、子どもの食に関する理解の促進のため必要な施策の例として教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。）を追加する。

ロ　国及び地方公共団体は、イの農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする旨の規定を設ける。

⑶　大人の食育運動の促進（新第二十条の二及び新第二十一条の二関係）

イ　国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

ロ　国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

⑷　関連分野との協働による食育推進運動の展開（第二十二条第一項及び第二項関係）

イ　国及び地方公共団体は、民間の団体等が行う食育推進活動が、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながら全国において展開されるようにするものとする旨を追加する。

ロ　国及び地方公共団体が、連携協力を図るための施策を講ずる相手方として、ボランティアのほか、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わる者を追加する。

⑸　食育推進体制の充実（新第二十五条の二関係）

国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。

5　施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行する。

◇法務省組織令の一部を改正する政令（政令第百七十八号）（法務省）

1　法務省組織令の一部改正

出入国在留管理庁総務課の所掌事務を変更する。（本則関係）

2　施行期日

この政令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。（附則関係）

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第百七十九号）（総務省）

1　非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分を三十三万円に引き上げること。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）

◇特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第百八十号）（財務省）

1　エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定における先端半導体・人工知能関連技術対策として、人工知能関連技術を活用して一定の機能を実現するために必要な基礎的なプログラム等の開発に要する費用に充てるため国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して行う交付金の交付を追加する。（第五十一条の二第二項第二号関係）

2　その他所要の改正を行う。（第五十条第七項関係）

3　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百八十一号）（厚生労働省）

第1　職業安定法施行令の一部改正

職業安定法第五条の六第一項第三号の規定に基づき、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、法律の違反に関し、公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができる法律の規定の範囲を定めた職業安定法施行令第一条第四号及び第五号に、次に掲げるものを追加する。（第一条第四号、第五号関係）

1　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条の規定により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という。）に新設された、カスタマーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務及び労働者がカスタマーハラスメントに関する相談を行ったこと又は事業主による相談への対応に協力した際に事実を述べたこと等を理由とした当該労働者に対する不利益取扱いの禁止の規定

2　改正法第三条の規定により、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に新設された、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントに係る求職者等からの事業主に対する相談に関して、労働者が事業主による措置に協力した際に事実を述べたこと等を理由とした当該労働者に対する不利益取扱いの禁止の規定

第2　行政手続法施行令の一部改正

行政手続法第三十九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、次に掲げるものを追加する。（第四条第一項第六号、第九号関係）

1　職場におけるカスタマーハラスメントに関する雇用管理上の措置等に関する指針

2　求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する雇用管理上の措置等に関する指針

第3　船員職業安定法施行令の一部改正

船員職業安定法施行令第一条第五号及び第六号について、第1に準じた改正を行う。（第一条第五号、第六号関係）

第4　労働政策審議会令の一部改正

労働政策審議会令において定める雇用環境・均等分科会の所掌事務に、労働施策総合推進法第三十三条第五項において準用する労働施策総合推進法第三十一条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することを追加する。（第六条第一項関係）

第5　その他関係政令の一部改正

その他改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

第6　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。（附則関係）

法　律

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第二十三号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

（都市再生特別措置法の一部改正）

第一条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「―第二条」に、「第四十五条」を「第四十四条の二」に、「第七節　都市再生歩行者経路協定（第四十五条の二―第四十五条の十二）」を「第六節の二　都市再生整備等協定（第四十四条の三―第四十五条）　第七節　都市再生歩行者経路協定（第四十五条の二―第四十五条の十二）」に、「第四十六条の八」を「第四十六条の九」に、「特例（第六十二条）」を「特例等（第六十一条の二・第六十二条）」に改め、「第六十二条の十四」の下に「・第六十二条の十五」を加え、認定の申請手続の特例（第六十二条の十六・第六十二条の十七）に、「第五節　都市再生整備歩行者経路協定（第七十三条）」を「第四節の二　固有魅力維持向上協定（第七十二条の二）　第五節　都市再生整備歩行者経路協定（第七十三条）　第六款　特定用途誘導地区（第百八条の三）　第七款　特定業務施設等誘導地区（第百八条の四）　第八款　防災施設管理協定（第百八条の五―第百八条の十）　第三節の二　立地適正化施設整備等協定（第百八条の十一・第百九条）」に、「第三節の二」を「第三節の三」に改め、「第百十七条」の下に「―第百十七条の六」を加える。

（基本理念）

第一条の二　都市の再生は、都市が我が国の活力の源泉であり、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たすものであること、及びその再生が地域社会の諸課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、都市機能の集約を推進することが都市の持続可能性を確保するために効果的であるとの基本的認識の下に、都市の脱炭素化の推進等による環境への負荷の低減、自然的環境の有する多面的機能の発揮及び自立的で個性豊かな地域社会の形成に配慮しつつ、多様な主体が相互に連携及び協力をしながら、都市開発事業、公共公益施設の整備及び管理並びにまちづくりの推進を図る活動等を効果的に実施し、併せて都市の防災に関する機能を確保することにより、都市の魅力及び国際競争力の向上と快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行わなければならない。

第十四条第一項中「内閣総理大臣は」の下に「、基本理念にのっとり」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

六　第百十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画の作成に関する基本的な事項

第十四条第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十七条の見出し中「整備」の下に「及び管理」を加え、同条中「の整備」の下に「及びその適切な管理」を加える。

第十九条の二第八項中「（第三十条において「国際競争力強化施設」という。）」を削る。

第二十九条第一項第一号中「」その他」を「」、地域におけるまちづくりの推進を図る活動の拠点となる施設その他の当該活動の実施に必要な施設（以下「まちづくり推進活動拠点施設等」という。）（第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に記載された同条第八項に規定する事項に係るもの又は第百十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）その他」に改める。

第三十条中「（整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）」を削り、「ついての同号」を「係る同項」に改め、「同号中」の下に「「同じ。）」とあるのは「同じ。）であつて都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条に規定する認定事業であるもの」と」を加え、「「という。）並びに都市再生特別措置法」を「「という。）、同法」に、「国際競争力強化施設」を「同項の国土交通省令で定める施設並びに同法第二十九条第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等」」に改める。

第三十六条の五中「第百九条の二第一項」を「第百九条の二第一項第一号」に、「第百十八条の二十五第一項」を「第百十八条の二十五第一項第一号」に改める。

第四十五条を第四十四条の二とする。

第四章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二　都市再生整備等協定

（都市再生整備等協定の締結等）

第四十四条の三　都道府県又は市町村は、都市再生事業等に係る次に掲げる都市計画の案を作成しようとする場合において、当該都市再生事業等の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該都市再生事業等における公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理（当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であって当該整備及び管理の効果を増大させるために必要なものを含む。）を行うと見込まれる者との間において、当該公共公益施設の整備及び管理に関する協定（以下「都市再生整備等協定」という。）を締結することができる。

一　第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画

二　都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域又は同項第三号の高度利用地区に関する都市計画

三　密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区に関する都市計画

四　都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画であってその区域の全部に同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区を定めるものに関する都市計画

五　市街地再開発事業に関する都市計画

六　防災街区整備事業に関する都市計画

七　土地区画整理事業に関する都市計画

八　都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

九　その他政令で定める都市計画

2　都市再生整備等協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　都市再生整備等協定の目的となる公共公益施設（以下この節において「協定施設」という。）

二　協定施設の整備に必要な都市計画（前項各号に掲げるものに限る。）に関する事項

三　協定施設の整備の実施時期

四　次に掲げる事項のうち必要なもの

イ　協定施設の整備に関する事項（当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。）

ロ　協定施設の管理に関する事項（当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。）

ハ　協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のための行為の制限に関する事項

五　都市再生整備等協定に違反した場合の措置

六　都市再生整備等協定の有効期間

七　その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項

3　前項第四号イに掲げる事項には、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路（以下この条、第四十四条の五、第四十六条第十項、第十四項第一号及び第十五項、第六十一条の二、第六十二条、第百十七条の二第四項並びに第百十七条の三において「道路」という。）であって、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等（同法第三十三条第二項第四号に規定する歩行者利便増進施設等をいう。第四十六条第十四項第一号において同じ。）の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるもの（同法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）の整備に関する事項を記載することができる。

4　都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定に前項に規定する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に協議し、その同意を得なければならない。

5　都道府県は、都市再生整備等協定に第三項に規定する事項（市町村が管理する道路に係るものを除く。）を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。

6　協定施設に都市公園が含まれる場合には、第二項第四号イ又はロに掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができる。

一　都市公園における自転車駐車場、観光案内所、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）であって政令で定めるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項

二　飲食店、休憩所、管理事務所その他の国土交通省令で定める公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）であって、当該都市公園の整備及び管理の効果を増大させるために必要なものの設置又は管理に関する事項

7　都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定に前項各号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。

8　第二項第四号ロに掲げる事項には、協定施設の管理に必要なまちづくり推進活動拠点施設等の整備及び管理に関する事項を記載することができる。

9　都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生整備等協定の写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

10　第二項から前項までの規定は、都市再生整備等協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。

（都市再生整備等協定に従った都市計画の案の作成等）

第四十四条の四　都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該都市再生整備等協定において定められた前条第二項第二号に掲げる都市計画の案を作成して、当該都市再生整備等協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案して適当な時期までに、都道府県都市計画審議会（市町村都市計画審議会が置かれている市町村にあっては、当該市町村都市計画審議会。次項において同じ。）に付議しなければならない。ただし、協定の変更により都市計画の案を作成する場合にあっては、政令で定める軽易な変更については、この限りでない。

2　都道府県又は市町村は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該都市再生整備等協定の写しを提出しなければならない。

（歩行者利便増進道路の指定の特例）

第四十四条の五　第四十四条の三第三項に規定する事項が記載された都市再生整備等協定に基づき、当該事項に係る道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第四十八条の二十第一項の規定により当該道路を歩行者利便増進道路（同項の歩行者利便増進道路をいう。以下同じ。）として指定するものとする。この場合において、同条第二項及び同法第九十五条の二第一項（同法第四十八条の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定に係る部分に限る。第六十二条第一項において同じ。）の規定は、適用しない。

（都市公園の占用の許可の特例等）

第四十五条　第四十四条の三第六項第一号に掲げる事項が記載された都市再生整備等協定が同条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により公告された日から五年以内に当該都市再生整備等協定に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が同号の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

2　第四十四条の三第六項第二号に掲げる事項が記載された都市再生整備等協定が同条第九項の規定により公告された日から五年以内に当該都市再生整備等協定に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

第四十五条の二第一項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。次章第四節、第六章第三節第一款及び第七章を除き、以下同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）。」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一　当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合　当該借地権等の目的となっている土地

二　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であって当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となっている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該借地権等の目的となっている土地

三　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合　当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十五条の六第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第四十五条の八第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

第四十五条の十三第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一　都市再生緊急整備地域内の一団の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合　当

二　都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であって当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となっている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該借地権等の目的となっている土地

三　都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合　当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十五条の十四第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

第四十五条の十六第二項第一号中「以下」を「以下この款において」に改める。

第四十五条の二十一第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条の十三第一項ただし書の規定を準用する。

第四十六条第一項中「第八十一条第一項」の下に「、第百十七条の二第一項」を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第一号の区域のうち、居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上を図るため、居住者、滞在者その他の者が愛着と誇りをもつことのできる良好な市街地の形成に資する建築物の改修その他の地域の自然、歴史、文化その他の特性による地域固有の魅力（以下この条において単に「地域固有の魅力」という。）の維持及び向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「固有魅力維持向上区域」という。）を定める場合にあっては、その区域及び地域固有の魅力に関する事項

第四十六条第三項第二号中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に、「第二十五項」を「第二十九項」に、「第二十八項第一号」を「第三十二項第一号」に改め、同号イ中「施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条第七項中「（昭和二十七年法律第百八十号）」を削り、同条第十項中「（同法による道路に限る。第六十二条において同じ。）」を削り、「同法第三十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十一項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、「（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」を削り、「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に改め、同条第十四項第四号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「第六十二条の九において「路外駐車場配置等基準」という。）」を削り、同号ハ中「第六十二条の十二」を「第六十二条の十二第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号ロ中「第十六項」を「第十八項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項

イ　滞在快適性等向上区域内に存する道路であって、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるもの（道路法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）の整備に関する事項

ロ　滞在快適性等向上区域内に存する歩行者利便増進道路（道路法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）又はイに掲げる事項として道路の整備に関する事項を記載する場合における当該道路（第十六項において「歩行者利便増進道路等」という。）の区域のうち歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導すべき区域内における歩行者利便増進施設等の設置（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項

第四十六条第二十九項を同条第三十三項とし、同条第二十八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　固有魅力維持向上区域　当該固有魅力維持向上区域内の土地に係る土地所有者等に対し、当該固有魅力維持向上区域を周知させること。

第四十六条中第二十八項を第三十二項とし、第二十七項を第三十一項とし、第二十六項を第三十項とし、同条第二十五項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第六十二条の十五第一項」を「第六十二条の十七第一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第一号中「第十四項第三号イからハまで」を「第十四項第四号イからハまで若しくは第二十四項第二号イ若しくはロ」に改め、同項第二号中「第十四項第三号ロ又はハ」を「第十四項第四号ロ若しくはハ又は第二十四項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24　固有魅力維持向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項　固有魅力形成建築物（固有魅力維持向上区域内の建築物であって、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。）のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物（以下「特定固有魅力形成建築物」という。）の改修及び活用に関する事項

二　第二項第三号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項

イ　固有魅力維持向上区域における路外駐車場の配置及び規模の基準

ロ　固有魅力維持向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第六十二条の十二第二項において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模

三　第二項第三号に掲げる事項　第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人が行う固有魅力維持向上区域における地域固有の魅力の維持及び向上に資する事業の円滑な実施のため、都市再生推進法人に対し普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により都市再生推進法人に普通財産を使用させることに関する事項

四　第二項第四号に掲げる事項　固有魅力維持向上区域のうち、固有魅力形成建築物、その建築物の存する土地及びこれに隣接する他の土地（以下「固有魅力形成建築物等」という。）の整備及び管理の状況その他の状況からみて、当該固有魅力維持向上区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮

換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）。第三十二項第二号において「土地所有者等」という。）による固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理（当該固有魅力形成建築物等を活用して行われるまちづくりの推進を図る活動であって、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。）が必要となると認められる区域並びに当該固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項

25　市町村は、都市再生整備計画に前項第一号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定固有魅力形成建築物の所有者に協議し、その同意を得なければならない。

第四十六条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項各号中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項各号列記以外の部分中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第一号中「第十四項第一号」を「第十四項第二号」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第二号中「第十四項第二号イ」を「第十四項第三号イ」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第三号中「第十五項」を「第十七項」に、「第十四項第二号ロ」を「第十七項」に、「供しようとする」を「供する」に改め、同項第四号中「第十五項」を「第十七項」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項第二号ロ」を「第十四項第三号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「前項第二号ロ」を「第十四項第三号ロ」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15　市町村は、都市再生整備計画に前項第一号イに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者及び公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

16　市町村は、都市再生整備計画に第十四項第一号ロに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該歩行者利便増進道路等の道路管理者に協議し、その同意を得るとともに、当該歩行者利便増進道路等の区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

第五章第一節に次の一条を加える。

（特定固有魅力形成建築物の増築等の届出等）

第四十六条の九　都市再生整備計画に記載された固有魅力維持向上区域内において、当該固有魅力維持向上区域に係る特定固有魅力形成建築物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二　非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三　都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

四　その他市町村の条例で定める行為

2　前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3　市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者の申出があった場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該特定固有魅力形成建築物に関する権利の処分についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

5　国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。

6　市町村長は、前項の規定による通知があった場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用のため講ずべき措置について協議を求めることができる。

第五十一条第一項中「第四十六条第二十八項後段（同条第二十九項」を「第四十六条第三十二項後段（同条第三十三項」に、「同条第二十八項第二号」を「同条第三十二項第三号」に改める。

第五章第三節第四款の款名中「特例」を「特例等」に改める。

第六十二条に見出しとして「（道路の占用の許可基準の特例）」を付し、同条第五項中「都市再生特別措置法」の下に「（平成十四年法律第二十二号）」を加え、第五章第三節第四款中同条を第六十一条の二とし、同款に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路の指定の特例等）

第六十二条　第四十六条第十四項第一号イに掲げる事項が記載された都市再生整備計画に基づき、当該事項に係る道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第四十八条の二十第一項の規定により当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。この場合において、同条第二項及び同法第九十五条の二第一項の規定は、適用しない。

2　第四十六条第十四項第一号ロに掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第三十二項前段（同条第三十三項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたとき（当該事項が同号イに掲げる事項としてその整備に関する事項が記載された道路の区域に係るものである場合にあっては、前項の規定により道路管理者が当該道路を歩行者利便増進道路として指定したとき）は、道路管理者は、遅滞なく、道路法第三十三条第二項第四号の規定により当該事項に係る歩行者利便増進道路の区域を利便増進誘導区域（同号に規定する利便増進誘導区域をいう。以下同じ。）として指定するものとする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。

第六十二条の二第一項中「同条第十四項第一号」を「同条第十四項第二号」に、「同条第二十八項前段（同条第二十九項」を「同条第三十二項前段（同条第三十三項」に改め、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「第十四項第一号の」を「第十四項第二号の」に改め、同条第二項中「第四十六条第十四項第二号イ」を「第四十六条第十四項第三号イ」に、「同条第二十八項前段（同条第二十九項において準用する場合を含む。）」を「同条第三十二項前段」に改める。

第六十二条の三第一項中「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改める。

第六十二条の五第一項中「第百十九条第七号」を「第百十九条第八号」に改める。

第六十二条の七第一項中「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改め、同条第二項中「第四十六条第十四項第二号ロ⑵」を「第四十六条第十四項第三号ロ⑵」に改める。

第六十二条の九第一項中「路外駐車場配置等基準」を「第四十六条第十四項第四号イの基準（第三項において「路外駐車場配置等基準」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項の規定は、固有魅力維持向上区域内について準用する。この場合において、第一項中「第四十六条第十四項第四号イ」とあるのは、「第四十六条第二十四項第二号イ」と読み替えるものとする。

第六十二条の十二中「同条第十四項第三号八」を「同条第十四項第四号八」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都市再生整備計画に固有魅力維持向上区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。）について集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載された場合における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の固有魅力維持向上区域（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域をいう。以下同じ。）の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設（同条第二十四項第二号ロに規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。）内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「固有魅力維持向上区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の固有魅力維持向上区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の固有魅力維持向上区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「固有魅力維持向上区域の区域内の」とする。

第六十二条の十三中「第四十六条第十四項第四号」を「第四十六条第十四項第五号」に改め、「おいて、」の下に「当該」を加え、同条に次の一項を加える。

2　第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市再生整備計画の期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第三号に定める事項に基づき普通財産を使用することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第六十二条の十四に見出しとして「（滞在快適性等向上区域内における景観計画の策定等の提案）」を付する。

第五章第三節第十款の款名中「認定」を「作成等の提案及び認定」に改める。

第六十二条の十五に見出しとして「（歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例）」を付し、同条第一項中「第四十六条第二十三項」を「第四十六条第二十七項」に改め、「地域歴史的風致法第五条第一項の規定による」を削り、「同条第二項第三号ロ」を「地域歴史的風致法第五条第二項第三号ロ」に改め、第五章第三節第十款中同条を第六十二条の十七とし、同条の前に次の一条を加える。

（固有魅力維持向上区域内における歴史的風致維持向上計画の作成等の提案）

第六十二条の十六　都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められた場合において、当該固有魅力維持向上区域が地域歴史的風致法第二条第二項第一号に規定する土地の区域と重複するとき（同号イ、ロ又はホに規定する土地にあっては、同号イ、ロ又はホに規定する建造物が当該固有魅力維持向上区域内に存する場合に限る。）は、第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、当該固有魅力維持向上区域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な歴史的風致維持向上計画（地域歴史的風致法第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画をいう。以下同じ。）の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

2　地域歴史的風致法第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同条第二項中「当該計画提案」とあるのは、「第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であって都市再生特別措置法第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。

（固有魅力維持向上区域内における景観計画の策定等の提案）

第六十二条の十五　都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められたときは、第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、景観法第七条第一項に規定する景観行政団体に対し、当該固有魅力維持向上区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2　景観法第十一条第三項及び第十二条から第十四条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「当該計画提案」とあるのは、「第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって都市再生特別措置法第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替えるものとする。

第七十一条第一項第一号中「公共施設等」の下に「、まちづくり推進活動拠点施設等（第百十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）」を加える。

第七十一条の二中「第七十一条第一項第一号に規定する」の下に「まちづくり推進活動拠点施設等並びに」を加える。

第七十二条第二項中「第百十七条第五項」を「第百十七条第七項」に改める。

第五章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二　固有魅力維持向上協定

第七十二条の二　都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第四号に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）は、その全員の合意により、固有魅力維持向上協定（以下この条において「固有魅力維持向上協定」という。）を締結することができる。この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

2　固有魅力維持向上協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　固有魅力維持向上協定の目的となる土地の区域及び固有魅力形成建築物等の位置

二　前号の固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理の方法

三　第一号の固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法

四　固有魅力維持向上協定を変更し、又は廃止する場合の手続

五　固有魅力維持向上協定の有効期間

六　固有魅力維持向上協定に違反した場合の措置

七　その他必要な事項

3　前章第七節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、固有魅力維持向上協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第七十二条の二第二項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第二十四項第四号の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項中「協定区域に」とあるのは「協定区域（第七十二条の二第二項第一号に規定する土地の区域をいう。以下この節において同じ。）に」と、「都市再生歩行者経路の整備又は管理」とあるのは

「固有魅力形成建築物等（第四十六条第二十四項第四号に規定する固有魅力形成建築物等をいう。以下この節において同じ。）の一体的な整備又は管理（同号に規定する固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理をいう。以下この節において同じ。）」と、「土地所有者等（第七十二条の二第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。）」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第七十二条の二第二項各号」と、同項第四号中「当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第二十四項第四号の規定により都市再生整備計画に記載された固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第七十二条の二第一項」と、第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の整備又は管理」とあるのは「固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「第四十六条第二十四項」を「第四十六条第二十八項」に、「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

第七十三条第二項中「第四十六条第二十四項」を「第四十六条第二十八項」に、「第七十三条第一項本文」を「第七十三条第一項」に改める。

第七十四条第一項中「第四十六条第二十五項」を「第四十六条第二十九項」に、「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改める。

第七十五条第二号及び第八十条の二中「第四十六条第二十五項」を「第四十六条第二十九項」に改める。

第八十条の三第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「第四十六条第二十六項」を「第四十六条第三十項」に改め、同条第三項第一号中「第四十六条第二十六項」を「第四十六条第三十項」に改める。

第八十一条第一項中「都市計画区域」の下に「（以下この条において単に「都市計画区域」という。）」を加え、同条第二項第五号中「誘導施設」の下に「（次号に掲げる事項として第六項に規定する事項を記載する場合にあっては、誘導施設及び同項に規定する特定業務施設等。第十四項において同じ。）」を加え、同条第四項中「市町村は、」の下に「前項の規定により」を加え、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十六項及び第二十七項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第八十四条」の下に「及び第百九条」を加え、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の四項を加える。

27　市町村は、二以上の市町村の区域にわたる都市計画区域内の区域について立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

28　都道府県は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から、前項の意見を述べるものとする。

29　都道府県は、立地適正化計画及びその実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力その他の援助を行うものとする。

30　都道府県は、市町村が他の市町村と共同して立地適正化計画を作成しようとする場合その他他の市町村と連携して住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図ろうとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

第八十一条第二十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「（同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。）」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条中第十八項を第二十二項とし、第十三項から第十七項までを四項ずつ繰り下げ、第十二項を第十三項とし、同項の次に次の三項を加える。

14　第二項第六号に掲げる事項には、都市機能誘導区域内の区域における防災指針に即した誘導施設を有する建築物の整備に関する事業の施行に関連して必要となる防災施設（大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るために必要な退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他の施設をいう。以下同じ。）の整備に関する事項又は防災施設の適切な管理のために必要な事項を記載することができる。

15　前項に規定する事項には、市町村が実施する事業又は管理に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業又は管理に係るものを記載することができる。

16　市町村は、前項の規定により立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業又は管理に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

第八十一条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項第六号に掲げる事項には、都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき特定業務施設等（業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であって、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。以下同じ。）及び必要な土地の確保その他の当該都市機能誘導区域に当該特定業務施設等の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を記載することができる。

第八十二条中「同条第二十三項（同条第二十四項」を「同条第三十一項（同条第三十二項」に改める。

第八十三条第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第八十七条の二第一項中「第八十一条第二十三項（同条第二十四項」を「第八十一条第三十一項（同条第三十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条第四項中「第八十一条第十一項」を「第八十一条第十二項」に改める。

第八十七条の三第一項中「第八十一条第十二項」を「第八十一条第十三項」に改める。

第九十四条の二第一項中「第百九条第一項において」を「以下」に改める。

第九十五条第一項中「又は」を「若しくは」に、「を有する」を「又は当該都市機能誘導区域に係る特定業務施設等を有する」に改め、同条第三項第二号中「誘導施設」の下に「又は特定業務施設等」を加える。

第百三条第一項中「及び第七十一条第一項」を「、第七十一条第一項及び第七十八条第一項」に改め、同項第一号中「公共施設等」の下に「、まちづくり推進活動拠点施設等（第百十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。）」を加える。

第百四条中「（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）」を削り、「ついての同号」を「係る同項」に改め、「同号中」の下に「「同じ。）」とあるのは「同じ。）であつて都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第九十九条に規定する認定誘導事業であるもの」と、」を加え、「「という。）並びに都市再生特別措置法第百三条第一項第一号」を「「という。）、同法第百三条第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等並びに同号」に改める。

第百六条中「第六十二条の九第一項から第四項まで」に改める。

第百七条中「第八十一条第六項第一号」を「第八十一条第七項第一号」に改める。

第六章第三節に次の二款を加える。

第七款　特定業務施設等誘導地区

第百八条の四　立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る特定業務施設等を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域に限る。）については、都市計画に、特定業務施設等誘導地区を定めることができる。

2　特定業務施設等誘導地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度

二　当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため必要な場合にあっては、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度

三　当該地区における特定業務施設等を有する建築物の集積を促進するため必要な場合にあっては、制限すべき特定の建築物等の用途の概要

四　当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合にあっては、建築物の高さの最高限度

第八款　防災施設管理協定

（防災施設管理協定の締結等）

第百八条の五　市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、立地適正化計画に記載された第八十一条第十四項に規定する事項に係る防災施設（以下「計画防災施設」という。）が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等（当該計画防災施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項において同じ。）を有する者をいう。以下同じ。）との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。

2　市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、整備が予定されており、又は整備中である計画防災施設が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等になろうとする者（当該計画防災施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定防災施設所有者等」という。）との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。

3　前二項の規定による協定（以下「防災施設管理協定」という。）については、第一項の計画防災施設にあっては防災施設所有者等の全員の、前項の計画防災施設にあっては予定防災施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（防災施設管理協定の内容）

第百八条の六　防災施設管理協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　防災施設管理協定の目的となる計画防災施設（以下「協定防災施設」という。）

二　協定防災施設の管理の方法に関する事項

三　防災施設管理協定の有効期間

四　防災施設管理協定に違反した場合の措置

2　防災施設管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一　協定施設（協定防災施設又はその属する施設をいう。以下この節において同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

（防災施設管理協定の縦覧等）

第百八条の七　市町村は、防災施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該防災施設管理協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2　前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該防災施設管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。

（防災施設管理協定の公告等）

第百八条の八　市町村は、防災施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該防災施設管理協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

（防災施設管理協定の変更）

第百八条の九　第百八条の五第三項、第百八条の六第二項及び前二条の規定は、防災施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第百八条の五第三項中「予定防災施設所有者等」とあるのは、「予定防災施設所有者等（施設の整備後にあっては、防災施設所有者等）」と読み替えるものとする。

（防災施設管理協定の効力）

第百八条の十　第百八条の八（前条において準用する場合を含む。）の規定による公告のあった防災施設管理協定は、その公告のあった後において当該協定施設の防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

第百九条の二第一項中「第八十一条第九項」を「第八十一条第十項」に改め、同条第二項中「記載しようとする」を「記載する」に改める。

第百九条の三中「第八十一条第二十三項（同条第二十四項」を「第八十一条第三十一項（同条第三十二項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第六章中第三節の二を第三節の三とし、第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　立地適正化施設整備等協定

（立地適正化施設整備等協定の締結等）

第百八条の十一　市町村は、立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における住宅若しくは当該居住誘導区域に係る居住環境向上施設の整備に関する事業若しくは立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における当該都市機能誘導区域に係る誘導施設若しくは特定業務施設等の整備に関する事業又はそれらの施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業（以下この項において「立地適正化施設整備事業」という。）を行うために必要な都市計画の案を作成しようとする場合において、当該立地適正化施設整備事業の効果を将来にわたって適切かつ十分に発揮させるため、当該立地適正化施設整備事業に係る公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理（当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であって当該整備及び管理の効果を増大させるために必要なものを含む。）を行うと見込まれる者との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下「立地適正化施設整備等協定」という。）を締結することができる。

一　立地適正化施設整備等協定の目的となる公共公益施設（以下この項において「協定施設」という。）

二　協定施設の整備に必要な都市計画に関する事項

三　協定施設の整備の実施時期

四　次に掲げる事項のうち必要なもの
イ　協定施設の整備に関する事項（当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。）
ロ　協定施設の管理に関する事項（当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。）
ハ　協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のための行為の制限に関する事項
五　立地適正化施設整備等協定に違反した場合の措置
六　立地適正化施設整備等協定の有効期間
七　その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項

2　市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該立地適正化施設整備等協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

3　前項の規定は、立地適正化施設整備等協定において定めた事項を変更した場合について準用する。

（立地適正化施設整備等協定に従った都市計画の案の作成等）

第百九条　市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該立地適正化施設整備等協定において定められた前条第一項第二号に掲げる都市計画の案を作成して、当該立地適正化施設整備等協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案して適当な時期までに、市町村都市計画審議会に付議しなければならない。ただし、協定の変更により都市計画の案を作成する場合にあっては、政令で定める軽易な変更については、この限りでない。

2　市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該立地適正化施設整備等協定の写しを提出しなければならない。

第百九条の四第一項中「第八十一条第十項」を「第八十一条第十一項」に、「者。」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）。」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

第百九条の四第三項中「第八十一条第十項」を「第八十一条第十一項」に改める。

第百九条の七第三項第一号中「第八十一条第十三項」を「第八十一条第十七項」に改める。

第百九条の十四第一項中「第八十一条第十四項」を「第八十一条第十八項」に改める。

第百九条の十五第三項第一号中「第八十一条第十五項」を「第八十一条第十九項」に改める。

第百十条第一項中「第八十一条第十六項」を「第八十一条第二十項」に改める。

第百十一条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第三項第一号中「第八十一条第十六項」を「第八十一条第二十項」に改める。

第百十六条の見出し及び同条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第百十七条に見出しとして「（市町村都市再生協議会）」を付し、同条第一項中「管理並びに」を「管理」に、「実施に」を「実施並びに次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に」に改め、「この条において」を削り、同項第二号中「次条第一項」を「第百十八条第一項」に改め、同項第五号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理、立地適正化計画及びその実施並びに次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に関し密接な関係を有するものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等

第百十七条第二項第二号中「の整備に」を「若しくは特定業務施設等の整備に」に、「次項」を「第五項」に改め、同項第四号中「管理又は」を「管理、」に、「実施に」を「実施又は次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「管理者及び」を「管理者、」に、「者に」を「者及び次条第二項第三号に規定するまちづくり推進活動の実施主体に」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項第二号から第七号までに掲げる者は、市町村協議会が組織されていないときは、市町村長に対して、市町村協議会を組織するよう要請することができる。

4　前項の規定による要請を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

第七章に次の五条を加える。

（まちづくり推進活動計画）

第百十七条の二　市町村協議会は、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域において、都市再生基本方針に基づき、これらの区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げるまちづくりの推進を図る活動（以下「まちづくり推進活動」という。）に関する計画（以下「まちづくり推進活動計画」という。）を作成することができる。

一　居住者、来訪者又は滞在者の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理に関する活動

二　滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動

2　まちづくり推進活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　まちづくり推進活動を実施する区域

二　まちづくり推進活動に関する基本的な方針

三　まちづくり推進活動の内容及びその実施主体に関する事項

四　まちづくり推進活動に要する費用の負担の方法

五　まちづくり推進活動のために講ずべき措置に関する事項

六　まちづくり推進活動における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

七　まちづくり推進活動拠点施設等の整備及び管理に関する事項

八　計画期間

九　その他まちづくり推進活動の実施のために必要な事項

3　まちづくり推進活動計画は、市町村協議会の構成員の全員の合意により作成するものとする。

4　関係する道路管理者及び公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、同項第一号の区域内の道路に係る歩行者利便増進道路の指定に関する事項を記載することができる。

5　関係する道路管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、利便増進誘導区域の指定に関する事項（道路法第四十八条の二十一の技術的基準を満たす歩行者利便増進道路の区域に係るものに限る。）を記載することができる。

6　市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に前項に規定する事項を記載するときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

7　市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に第五項に規定する事項を記載するときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

8　関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができる。

一　都市公園における自転車駐車場、観光案内所、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であって政令で定めるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項

二　飲食店、休憩所、管理事務所その他の国土交通省令で定める公園施設であって、第二項第一号の区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流若しくは滞在の拠点となるもの又は当該都市公園の円滑な管理の実施に資するものの設置又は管理に関する事項

9　関係する公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、同項第一号の区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第百十七条の五において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模を記載することができる。

10　市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に前項の事項を記載するときは、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。

11　市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

12　第二項から前項までの規定は、まちづくり推進活動計画の変更について準用する。

（歩行者利便増進道路の指定の特例等）

第百十七条の三　前条第四項に規定する事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る道路についての道路法第四十八条の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定があったものとみなす。

2　前条第五項に規定する事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る道路についての道路法第三十三条第二項第四号の規定による利便増進誘導区域の指定があったものとみなす。

（都市公園の占用の許可の特例等）

第百十七条の四　第百十七条の二第八項第一号に掲げる事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項の規定により公表された日から二年以内に当該まちづくり推進活動計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が同号の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

2　第百十七条の二第八項第二号に掲げる事項が記載されたまちづくり推進活動計画が同条第十一項の規定により公表された日から二年以内に当該まちづくり推進活動計画に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があった場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

（駐車施設の附置に係る駐車場法の特例）

第百十七条の五　まちづくり推進活動計画に第百十七条の二第二項第一号の区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。）について集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載された場合における同法第二十条第一項及び第二項並びに第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内のまちづくり推進活動を実施する区域（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百十七条の二第二項第一号に規定するまちづくり推進活動を実施する区域をいう。以下同じ。）内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設（同条第九項に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。）内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「まちづくり推進活動を実施する区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内のまちづくり推進活動を実施する区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項のまちづくり推進活動を実施する区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「まちづくり推進活動を実施する区域内の」とする。

（まちづくり推進活動計画の評価等）

第百十七条の六　市町村協議会は、まちづくり推進活動計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該まちづくり推進活動計画の区域の魅力及び活力の向上に資するまちづくり推進活動の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、まちづくり推進活動計画を変更するものとする。

第百十九条中第十六号を第十八号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「第九号まで」を「第十号まで又は前号」に改め、同号イ中「管理」の下に「に関する活動」を加え、同号を同条第十三号とし、同条第十号を同条第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　まちづくり推進活動計画に基づきまちづくり推進活動を行うこと。

第百十九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　固有魅力形成建築物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、当該固有魅力形成建築物の整備又は管理を行うこと。

第百二十九条第一号中「規定を」の下に「同条第五項及び」を加える。

第百三十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第四十六条の九第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をしたとき。

附則第三条中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第二条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び特定用途誘導地区」を「、特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区」に、「第六十条の三」を「第六十条の四」に改める。

第二条第二十一号中「特定用途誘導地区」の下に「、特定業務施設等誘導地区」を加える。

第三条第三項第二号中「第五十二条第一項第八号」を「第五十二条第一項第九号」に改め、「第五十条まで」の下に「、第六十条の四第三項」を加える。

第五十条中「又は特定用途誘導地区」を「、特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区」に改める。

第五十二条第一項第一号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同項第二号中「及び第七号」を「から第八号まで」に、「第七号まで」を「第八号まで」に改め、同項第三号及び第四号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同項第五号中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、同項第七号中「建築物」の下に「（次号に掲げる建築物を除く。）」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　特定業務施設等誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた用途に供するもの　当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた数値

第五十二条第八項中「供するもの及び」を「供するもの」に、「ものを除く」を「もの及び特定業務施設等誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く」に改める。

第五十七条の二第三項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十条第三項中「まで並びに」を「まで、」に、「第二項」を「第二項並びに第六十条の四第一項及び第二項」に改める。

第三章第四節の二の節名中「及び特定用途誘導地区」を「、特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区」に改める。

第六十条の二第五項中「及び第六十条の三第二項」を「、第六十条の三第二項及び第六十条の四第二項」に改める。

第三章第四節の二に次の一条を加える。

（特定業務施設等誘導地区）

第六十条の四　特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一　主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

二　公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

三　学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2　特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の高さは、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

3　特定業務施設等誘導地区内においては、第四十八条第一項から第十三項までに定めるものを除くほか、その地区の指定の目的のために建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

4　特定業務施設等誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

5　第四十四条第二項の規定は、第一項第三号又は第二項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第六十九条中「者。」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この条において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）。」に改める。

第七十条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

一　当該建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつている土地がある場合　当該借地権の目的となつている土地

二　当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該借地権の目的となつている土地

三　当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第七十四条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は建築協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該建築協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第七十五条の二第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

一　当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権の目的となつている土地がある場合　当該借地権の目的となつている土地

二　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該借地権の目的となつている土地

三　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第八十六条第一項中「第六十条の三第一項」の下に「、第六十条の四第一項」を加える。

第八十六条の三中「又は第六十条の三第一項」を「、第六十条の三第一項又は第六十条の四第一項」に改める。

第八十六条の七第一項中「第六十一条」を「第六十条の四第一項若しくは第二項、第六十一条」に改める。

第八十七条第二項中「第六十条の三第三項」の下に「、第六十条の四第三項及び第四項」を加え、同条第三項中「第五十条まで」の下に「、第六十条の四第三項」を加える。

第八十八条第二項中「第六十条の三第三項」の下に「、第六十条の四第三項及び第四項」を加える。

第九十七条の五第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第百一条第一項第三号中「第六十七条第三項」を「第六十条の四第一項若しくは第二項、第六十七条第三項」に改める。

第百七条を次のように改める。

第百七条　第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項若しくは第四十三条の二（これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第四十九条の二、第五十条、第六十条の四第三項若しくは第六十八条の二第一項（これらの規定を第八十七条第二項又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九第一項（第八十七条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

（土地区画整理法の一部改正）

第三条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「第二条の二第一項第四号」を「第二条の二第一項第五号」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8　施行地区内の土地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定める都市計画施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。）の区域をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該施行地区内の土地の上の空間又は地下（いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）に当該都市計画施設が存するように定めることができる。

第七十八条第一項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

第八十九条の四の次に次の一条を加える。

（施行地区内の都市計画施設に関する権利の特例）

第八十九条の五　第六条第八項（第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により事業計画において施行地区内の土地の上の空間又は地下に都市計画施設が存するように定められた場合において、当該土地について権利を有する者及び換地計画において当該土地について権利を有することと定められるべき者の全ての同意を得たときは、換地計画において、当該都市計画施設の管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項において同じ。）が当該土地について有する当該都市計画施設に関する権利は、第百三条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の土地の上に存するものとして定めることができる。

第九十条の次に次の一条を加える。

（所有者の同意により土地の共有持分を与える場合）

第九十条の二　宅地の所有者の申出又は同意があつた場合においては、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定めないで、施行地区内の土地の共有持分を与えるように定めることができる。ただし、当該申出又は同意に係る宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利（地役権を除く。）が存する場合においては、この限りでない。

第九十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第九十四条中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第九十五条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又は都市再生特別措置法第四十六条第二十四項第一号に規定する特定固有魅力形成建築物、景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項に規定する景観重要建造物若しくは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建造物でその性質上これを移転することが適当でないもの」を加える。

第九十八条第一項中「できる権利」の下に「（第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設の管理者が当該都市計画施設の存する宅地について有する当該都市計画施設に関する権利を除く。）」を加える。

第九十九条第一項中「者」を「者（従前の宅地の上の空間又は地下に第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同条第三項中「者」を「者（仮換地の上の空間又は地下に第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。）」に改める。

第百四条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「因り」を「より」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第八十九条の五の規定により換地計画において従前の土地の上に存するものとして定められた権利は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。

第百五条第三項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）」を削る。

第百八条第一項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改め、同条第二項中「第百四条第七項前段」を「第百四条第八項前段」に改める。

第百十条第一項中「第百四条第九項」を「第百四条第九項」に改める。

第百十五条中「土地区画整理事業」を「地役権者は、土地区画整理事業」に、「因り」を「より」に、「地役権者」を「場合又は換地計画により従前と同一の利益を受けることができなくなることが見込まれる場合」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改める。

第百三十三条の見出しを「（書類の送付等）」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その者」の下に「を知ることができず、若しくはその者」を、「できないとき」の下に「その他前項の規定に基づく政令の規定によることができないとき」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

土地区画整理事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定める。

第百三十三条の次に次の一条を加える。

（命令等の請求）

第百三十三条の二　施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。）について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2　施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第百三十六条の四第一項第二号イ及び第二項第三号中「第百三十三条第二項」を「第百三十三条第三項」に改める。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第四条　都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人（いずれも政令で定める要件に該当するものに限る。）」を削り、「に規定する事業」を「、第四号、第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる業務」に改める。

第二条第九項中「又は第九項」を削り、「十年（四年以内」を「二十年（五年以内」に改め、同条に次の一項を加える。

12　前条第九項の規定による貸付金の償還期間は、十年（四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

（都市計画法の一部改正）

第五条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号の二中「又は同法第百九条第一項」を「、同法第百八条の三第一項」に改め、「特定用途誘導地区」の下に「又は同法第百八条の四第一項の規定による特定業務施設等誘導地区」を加え、同条第四項中「特定用途誘導地区」の下に「、特定業務施設等誘導地区」を加える。

第三十三条第一項第一号イ中「特定用途誘導地区」の下に「、特定業務施設等誘導地区」を加え、「若しくは第六十条の三第三項」を「、第六十条の三第三項若しくは第六十条の四第三項若しくは第四項」に改める。

第七十五条の十中「第四十六条第二十六項」を「第四十六条第三十項」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第六条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「道路等」を「施設」に改め、「・第百九条の三」及び「・第百十八条の二十五の二」を削り、「第百十八条の二十五の三」を「第百十八条の二十五の二」に改める。

第二条の二第一項第三号中「第百九条第一項」を「第百八条の三第一項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　特定業務施設等誘導地区（都市再生特別措置法第百八条の四第一項の規定による特定業務施設等誘導地区をいい、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められているものに限る。第三条において同じ。）の区域

第三条第一号及び第二号ニ中「特定用途誘導地区」の下に「、特定業務施設等誘導地区」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（第一種市街地再開発事業の権利変換手続の特則の適用に関する定め）

第五条の二　第一種市街地再開発事業に関する都市計画においては、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第百九条の二第三項に規定する地上権を除く。）が設定されないものとして権利変換計画を定める旨を定めることができる。

第七条の二第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

6　裁判所は、一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該所有権又は借地権を有する者（以下「所在等不明所有者等」という。）以外のその区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者（以下「一般所有者等」という。）であつて第三項の規定による要請をしようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ることにより当該要請をすることができる旨の裁判をすることができる。

第七条の三第一項中「前条第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第四項中「前条第三項」の下に「及び第六項」を加える。

第七条の四第一項中「又は同法」を「、同法」に、「の建築」を「又は同法第六十条の四第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）の建築」に改める。

第七条の八中「第三号若しくは」を「第三号、」に、「に該当する」を「若しくは第六十条の四第一項第二号若しくは第三号に該当する」に改める。

第十四条第一項中「する者」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者（計画提案を踏まえた都市計画（都市計画法第二十一条の三に規定する計画提案を踏まえた都市計画をいう。第五十条の四第二項において同じ。）に定められた第一種市街地再開発事業（第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。）の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に限る。）は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（所在等不明所有者等の除外）

第十四条の二　裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等がいるときは、一般所有者等であつて第十一条第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上（当該申請しようとする者が前条第二項に規定する同意を得ようとする者である場合にあつては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上）の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ることにより第十一条第一項又は第二項の規定による認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができる。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十四条第一項若しくは第二項又は前条」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「及び第六項」を、「第十四条」の下に「及び第十四条の二」を加える。

第三十三条中「特別決議事項（」を「組合（次項に規定するものを除く。）の特別決議事項（」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第十四条第二項の同意を得て設立された組合の特別決議事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。この場合においては、同意者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の借地の地積との合計（第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の地積に同意者が有する当該宅地の所有権の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積）が、施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二（第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の総地積の三分の二）以上でなければならない。

第五十条の四第一項中「する者」の下に「（次項に規定する者を除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者（計画提案を踏まえた都市計画に定められた市街地再開発事業（第一種市街地再開発事業にあつては、第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。）の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行しようとする者に限る。）は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第五十条の四の次に次の一条を加える。

（所在等不明所有者等の除外）

第五十条の四の二　裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等がいるときは、第五十条の二第一項の規定による認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上（当該申請しようとする者が前条第二項に規定する同意を得ようとする者である場合にあつては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上）の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ることにより第五十条の二第一項の規定による認可の申請をすることができる旨の裁判をすることができる。

第五十条の五第一項中「前条第一項」を「第五十条の四第一項若しくは第二項又は前条」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「及び第六項」を、「第五十条の四」の下に「及び第五十条の四の二」を加える。

第五十条の九第二項中「、第七条の九第三項及び」を「、第七条の九第三項並びに」に改め、「第五十条の四第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第七十条の二第二項第二号ニ中「又は第六十条の三第一項第三号」を「、第六十条の三第一項第三号又は第六十条の四第一項第三号」に改め、同号に次のように加える。

ホ　都市再生特別措置法第四十六条第二十四項第一号に規定する特定固有魅力形成建築物

ヘ　景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項に規定する景観重要建造物

ト　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建造物

第七十二条第三項中「同条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第九十九条の二第三項中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。

第百二条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられることとなる者と当該施設建築物の一部について第七十七条第五項本文の規定により賃借権が与えられることとなる者は、権利変換計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

第三章第二節第五款の二の款名中「道路等」を「施設」に改める。

第百九条の二の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「に道路」を「（第二号の第一種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）にそれぞれ当該各号に定める施設（以下この条及び第百十八条の二十五において「特定施設」という。）」に、「道路が」を「特定施設が」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第一種市街地再開発事業　道路

二　都市計画施設の区域をその施行地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの　立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設（道路を除く。）

第百九条の二第二項中「道路を」を「特定施設を」に、「道路が」を「特定施設が」に、「一個の施設建築物の敷地の道路部分」を「一個の施設建築物の敷地の特定施設部分」に改め、同条第三項中「道路を」を「特定施設を」に、「道路が」を「特定施設が」に、「施設建築敷地の道路部分」を「施設建築敷地の特定施設部分」に、「道路の」を「特定施設の」に改め、同条第四項中「の道路に」を「の道路その他政令で定める公共施設（以下この項において「道路等」という。）に」に、「新たな道路」を「新たな特定施設」に、「道路の」を「道路等の」に、「道路を」を「特定施設を」に改め、同条第五項中「道路」を「特定施設」に改め、同条第七項中「施設建築敷地の道路部分」を「施設建築敷地の特定施設部分」に、「道路の」を「特定施設の」に改める。

第百九条の三を削る。

第百十条第一項中「、第百九条の二第二項後段」を削る。

第百十条の二第一項中「、第百九条の三第二項後段」を削る。

第百十一条中「施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第百九条の二第三項及び第百九条の三第三項に規定する地上権を除く。）が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。この」を「前二項の」に改め、同条の表第四十条第一項、第七十三条第一項第二十号及び第二十一号並びに第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第百二条第一項、第百八条の見出し、同条第一項の項中「第百二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないと認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権（第百九条の二第三項に規定する地上権を除く。）が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。

2　施行者は、都市計画に定められた第一種市街地再開発事業（第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定めなければならない。第百十八条の六第二項中「再開発会社」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第五十条の四第二項の同意を得て第五十条の二第一項の規定による認可を受けた再開発会社は、第一項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者の三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第百十八条の十の表第八十六条第一項の項中「第百十八条の六第四項」を「第百十八条の六第五項」に改める。

第百十八条の二十二第二項中「第百二条第二項から第七項まで」を「第百二条第三項から第八項まで」に、「前項」を「前二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者と当該建築施設の部分に係る施設建築物の一部について第百十八条の八の規定により賃借りすることができることとなる者は、管理処分計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

第四章第一節第三款の二の款名中「道路等」を「施設」に改める。

第百十八条の二十五の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「に道路」を「（第二号の第二種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。）にそれぞれ当該各号に定める特定施設」に、「道路が」を「特定施設が」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業　道路

二　都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの　立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設（道路を除く。）

第百十八条の二十五第二項中「道路」を「特定施設」に改め、同条第三項中「施設建築敷地の道路部分」を「施設建築敷地の特定施設部分」に、「道路に」を「特定施設に」に、「道路の」を「特定施設の」に改める。

第百十八条の二十五の二を削る。

第百十八条の二十五の三第一項中「第百十八条の二十五第二項」を「前条第二項」に改め、「、前条第二項において準用する第百九条の三第二項後段」を削り、同条第三項の表第百十八条の二十一第二項の項中「第百十八条の二十五の三第二項」を「第百十八条の二十五の二第二項」に改め、第四章第一節第四款中同条を第百十八条の二十五の二とする。

第百三十五条の見出しを「（書類の送付等）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その者」の下に「を知ることができず、若しくはその者」を、「できないとき」の下に「その他前項の規定に基づく政令の規定によることができないとき」を加え、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

市街地再開発事業の施行に関する書類の送付に関して必要な事項は、政令で定める。

第百三十五条の次に次の四条を加える。

（命令等の請求）

第百三十五条の二　施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。）について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

２　施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

（所在等不明所有者等の除外に関する裁判）

第百三十五条の三　第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件は、当該裁判に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前項の裁判は、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間を経過した後でなければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一月を下つてはならない。

一　前項の裁判の申立てがあつたこと。

二　裁判所が前項の裁判をすることについて異議があるときは、所在等不明所有者等は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三　前号の届出がないときは、前項の裁判がされること。

３　第一項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

４　第一項の裁判は、所在等不明所有者等に告知することを要しない。

５　裁判所は、第一項に定める土地について所有権又は借地権を有する者（その共有持分を有する者を含む。）及びその所在が判明したときは、利害関係人の申立てにより、同項の裁判を取り消さなければならない。ただし、当該裁判に係る第七条の二第三項の規定による要請又は第十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十条の二第一項の規定による認可の申請がされた後は、当該裁判を取り消すことはできない。

６　第一項の裁判及び前項の規定による取消しの裁判に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

（非訟事件手続法の適用除外）

第百三十五条の四　第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十条の規定は、適用しない。

（最高裁判所規則）

第百三十五条の五　前二条に定めるもののほか、第七条の二第六項、第十四条の二又は第五十条の四の二の規定による裁判に係る事件に関する裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（景観法の一部改正）

第七条　景観法（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　総則（第一条―第七条）」を「第一章　総則（第一条―第七条）
第一章の二　広域基本方針及び広域景観協議会（第七条の二・第七条の三）」に、「第四款　雑則（第四十三条―第四十六条）」を「第四款　雑則（第四十三条―第四十六条の二）
第三節の二　再生協定（第四十六条の三）」に、「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二　広域基本方針及び広域景観協議会

（広域基本方針）

第七条の二　都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、当該区域について良好な景観の形成に関する計画の策定に関する基本方針（以下この条及び第八条第六項において「広域基本方針」という。）を定めることができる。

２　広域基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　広域基本方針の対象となる区域

二　全体として調和した良好な景観の形成を図るための第八条第一項に規定する景観計画の策定又は変更に関する方針

３　都道府県は、広域基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。

４　都道府県は、広域基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、広域基本方針の変更について準用する。

（広域景観協議会）

第七条の三　都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、当該都道府県及び関係市町村により構成される広域景観協議会（以下この条において「広域協議会」という。）を組織することができる。

2　市町村である景観行政団体は、広域協議会が組織されていないときは、都道府県に対して、広域協議会を組織するよう要請することができる。

3　前項の規定による要請を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4　広域協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

5　第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、広域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、広域協議会の運営に関し必要な事項は、広域協議会が定める。

第八条第二項第四号中ホをヘとし、ロからニまでをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ　人口又は来訪者の減少による活力の低下、建造物（これと一体となって景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の老朽化等により良好な景観が損なわれている区域（景観計画区域内にあるものに限る。）において、所有者に代わって行う建造物の改修、管理及び活用により、当該区域内の良好な景観を再生する事業（以下「景観再生事業」という。）の実施に関する事項

第八条第十一項中「第二項第四号ホ」を「第二項第四号ヘ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項第四号ニ」を「第二項第四号ホ」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二項第四号ロ及びハ」を「第二項第四号ハ及びニ」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5　第二項第四号ロに掲げる事項には、国土交通大臣が定める指針に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　景観再生事業の実施区域

二　前号の区域ごとの事業実施方針

6　景観計画は、当該景観計画区域について広域基本方針が定められているときは、当該広域基本方針に基づくものでなければならない。

第九条第四項中「前条第二項第四号ロ又はハ」を「前条第二項第四号ハ又はニ」に改め、「、あらかじめ」を削り、同条第五項中「前条第二項第四号ホ」を「前条第二項第四号ヘ」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第十条第一項及び第二項中「第八条第二項第四号ロ又はハ」を「第八条第二項第四号ハ又はニ」に改める。

第十五条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第十六条第七項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号ヘ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第八条第二項第四号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ニ(1)」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第四十六条の二第四項の認可を受けた同条第一項に規定する再生協定に基づき行う行為

第十六条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　市町村である景観行政団体の長に対し、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

第十九条第一項中「（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。）」を削る。

第二十条第二項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「この節及び第五節」を「この章」に改める。

第二十一条第一項、第二十九条第二項及び第三十条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第三十六条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第三項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第四十六条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　再生協定

第四十六条の二　景観行政団体又は景観整備推進法人は、景観計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められている場合においては、同条第五項第二号の事業実施方針に即して、建造物の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員）と次に掲げる事項を定めた協定（以下この条及び第九十三条の二において「再生協定」という。）を締結して、景観再生事業を実施することができる。

一　再生協定の目的となる建造物（第三項第一号において「再生協定建造物」という。）

二　景観再生事業の実施に関する事項

三　再生協定を廃止することができる事由及び廃止する場合の手続

四　再生協定の有効期間

五　再生協定に違反した場合の措置

2　再生協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景観再生事業の円滑な実施のため、普通財産（地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産をいい、前項の景観整備推進法人を指定した景観行政団体の所有に属するものに限る。以下この項及び第九十三条の二において同じ。）を時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の方法により景観整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景観整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができる。

3　再生協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一　再生協定建造物の利用を不当に制限するものでないこと。

二　第一項第二号から第五号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4　景観整備推進法人が再生協定を締結しようとするときは、景観行政団体の長の認可を受けなければならない。

5　前節第三款（第三十六条及び第四十二条を除く。）の規定は、再生協定について準用する。この場合において、第三十七条第一項中「前条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、第三十八条中「第三十六条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、同条第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十六条の二第三項各号」と、第四十条中「第三十六条第二項及び第三項」とあるのは「第四十六条の二第三項及び第四項」と、第四十一条中「協定建造物又は協定樹木」とあるのは「第四十六条の二第一項第一号に規定する再生協定建造物」と読み替えるものとする。

第四十七条中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改める。

第四十九条中「第八条第二項第四号ハ(1)」を「第八条第二項第四号ニ(1)」に、「同条第二項第四号ハ(1)」を「同条第二項第四号ニ(1)」に改める。

第五十条中「第八条第二項第四号ハ(2)」を「第八条第二項第四号ニ(2)」に、「同号ハ(2)」を「同号ニ(2)」に改める。

第五十一条第一項中「第八条第二項第四号ハ(3)」を「第八条第二項第四号ニ(3)」に、「同号ハ(3)」を「同号ニ(3)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第四号ハ(3)」を「第八条第二項第四号ニ(3)」に、「同条第二項第四号ハ(3)」を「同条第二項第四号ニ(3)」に改める。

第五十一条の二中「第八条第二項第四号ハ(4)」を「第八条第二項第四号ニ(4)」に、「同条第二項第四号ハ(4)」を「同条第二項第四号ニ(4)」に改める。

第五十二条第一項中「第八条第二項第四号ハ(5)」を「第八条第二項第四号ニ(5)」に、「同条第二項第四号ハ(5)」を「同条第二項第四号ニ(5)」に改め、同条第二項中「第八条第二項第四号ハ(5)」を「第八条第二項第四号ニ(5)」に、「同号ハ(5)」を「同号ニ(5)」に改める。

第五十三条中「第八条第二項第四号ハ(6)」を「第八条第二項第四号ニ(6)」に、「同条第二項第四号ハ(6)」を「同条第二項第四号ニ(6)」に改める。

第五十四条中「第八条第二項第四号ハ(7)」を「第八条第二項第四号ニ(7)」に、「同条第二項第四号ハ(7)」を「同条第二項第四号ニ(7)」に改める。

第五十五条第一項中「第八条第二項第四号ニ」を「第八条第二項第四号ホ」に改める。

第五十七条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第六十条中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号ヘ」に、「同条第二項第四号ヘ」を「同条第二項第四号ト」に改める。

第八十一条第一項中「者。」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第八十五条第一項において「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）。」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一　当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合　当該借地権の目的となっている土地

二　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であって当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となっている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該借地権の目的となっている土地

三　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合　当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第八十五条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は景観協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該景観協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第八十七条第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第八十一条第一項ただし書の規定を準用する。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　景観整備推進法人

第九十二条第一項中「一般財団法人又は」を「一般財団法人」に改め、「特定非営利活動法人」の下に「又は良好な景観の形成を図ることを目的とする会社」を加え、「景観整備機構（以下「機構」を「景観整備推進法人（以下「推進法人」に改め、同条第二項中「機構」を「推進法人」に改め、同条第三項中「機構」を「推進法人」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第九十三条（見出しを含む。）中「機構」を「推進法人」に改め、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　景観計画に定められた景観再生事業を行うこと。

第九十三条の次に次の一条を加える。

（普通財産の活用）

第九十三条の二　推進法人は、第四十六条の二第四項の規定による認可を受けたときは、普通財産の譲渡を受け、又は再生協定の期間内に限り普通財産を使用することができる。この場合において、推進法人は、当該普通財産の存する地域の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該普通財産の使用に伴い必要となるものを併せて講ずるものとする。

第九十四条の見出し中「機構」を「推進法人」に改め、同条中「機構」を「推進法人」に、「前条第四号」を「第九十三条第五号」に改める。

第九十五条第一項から第三項まで及び第九十六条中「機構」を「推進法人」に改める。

第九十八条第三項中「前項」を「第二項」に、「市町村」を「市町村又は前項の規定による同意をした都道府県」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定により都道府県に代わって景観行政事務を処理する市町村の長は、当該景観行政事務の処理を終了しようとするときは、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正）

第八条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　市町村は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、拠点施設（当該市町村が作成した都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に同条第六項の規定により記載された同項に規定する特定業務施設等であるものに限る。）に関する事項をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

第十五条第一項第一号ホ中「ニ」を「ヘ」に改め、同号中ホをトとし、ニをヘとし、ハを ホとし、同号ロ中「（平成十年法律第百五号）」を削り、同号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ　認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら、認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等を除く。）に対する資金の貸付け

第十五条第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ　認定事業者（認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら認定事業の施行を目的とする株式会社、合同会社及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（ニにおいて「株式会社等」という。）を除く。）に対する資金の貸付け

第十五条の次に次の二条を加える。

（区分経理）

第十五条の二　民間都市機構は、前条第一項第一号に掲げる業務（同号ロ及びニに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（第十五条第一項に掲げる業務に要する資金に係る債券の発行額の特例等）

第十五条の三　民間都市機構は、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

２　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

第二十二条第一項中「第五条第十二項（同条第十三項」を「第五条第十三項（同条第十四項」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

第九条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又はロ」を「からへまで」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　文化財保護法第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録された建造物の用に供される土地

第二条第二項第一号に次のように加える。

ハ　文化財保護法第百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観を構成する土地

ニ　文化財保護法第百四十三条第一項前段又は第二項前段の規定により定められた同法第百四十二条に規定する伝統的建造物群保存地区内の土地

ホ　文化財保護法第百八十二条第二項の規定により指定された建造物の用に供される土地

ヘ　文化財保護法第百八十二条第二項の規定により指定された同法第二条第一項第五号に規定する文化的景観を構成する土地

第十条の次に次の一条を加える。

（住民等による提案）

第十条の二　第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であって政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。次項において「借地権」という。）を有する者（次項において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

２　前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ている場合に、主務省令で定めるところにより、行うものとする。

３　計画提案を受けた市町村は、当該計画提案に基づき歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該計画提案をした者に通知しなければならない。この場合において、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第十二条第一項中「重要伝統的建造物群保存地区」の下に「（同法第百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区をいう。第十七条第一項において同じ。）」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

８　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

第三十八条第二項ただし書中「及び第七条第一項」を「、第七条第一項及び第十条の二第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日

二　第一条の規定（都市再生特別措置法第三十六条の五の改正規定、同法第四十五条の二第一項の改正規定、同法第四十五条の六第一項及び第二項の改正規定、同法第四十五条の八第二項の改正規定、同法第四十五条の十三第一項ただし書の改正規定、同法第四十五条の十四第一項の改正規定、同法第四十五条の二十一第一項の改正規定、同法第四十六条第三項第二号の改正規定（「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改める部分に限る。）、同法第七十三条第一項の改正規定（同法第四十六条第二十四項の改正規定、同条第四十四項第四号の改正規定、同条第二十五項の改正規定、同条第二十六項第四号の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定（第四十六条第二十八項」に改める部分を除く。）、同法第七十四条第一項の改正規定（「第四十六条第二十五項」を「第四十六条第二十九項」に改める部分を除く。）、同法第八十一条第十項の改正規定並びに同法第百九条の四第一項の改正規定（「第八十一条第十項」を「第八十一条第十一項」に改める部分を除く。）に限る。）、第二条の規定（建築基準法第六十九条の改正規定、同法第七十条第三項ただし書の改正規定、同法第七十四条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第七十五条の二第二項ただし書の改正規定並びに同法第九十七条の五第一項の改正規定に限る。）、第三条の規定（土地区画整理法第六条第六項の改正規定及び同法第九十五条第四項の改正規定を除く。）、第六条の規定（都市再開発法第二条の二第一項の改正規定、同法第三条第一号及び第二号ニの改正規定、同法第七条の四第一項の改正規定、同法第七条の八の改正規定並びに同法第七十条の二第二項第二号の改正規定を除く。）及び第七条の規定（景観法第八十一条第一項の改正規定、同法第八十五条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第八十七条第二項の改正規定に限る。）並びに附則第七条から第十三条までの規定、附則第十四条の規定（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四十七条第一項の改正規定を除く。）及び附則第十五条から第十七条までの規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の都市再生特別措置法（次項及び第三項において「新都市再生特別措置法」という。）第四十六条第二十四項第四号及び第七十二条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」とあるのは、「者」とする。

２　施行日前に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成された立地適正化計画（当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域に、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域（同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているもの以外のものに限る。以下この項において「災害危険区域」という。）が含まれているものに限る。）については、施行日から起算して三年を経過するまでの間（当該期間内に当該立地適正化計画が変更され、かつ、変更後の立地適正化計画に記載された居住誘導区域に災害危険区域が含まれないこととなったときは、当該変更の日までの間）は、新都市再生特別措置法第

八十一条第二十三項（同条第三十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第二十三項中「災害危険区域」とあるのは、「災害危険区域（同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。）」とする。

3　新都市再生特別措置法第八十一条第二十七項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日から起算して六月を経過する日前に作成され、又は変更される立地適正化計画については、適用しない。

（土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の土地区画整理法第九十五条第四項の規定は、施行日前に土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可の申請があった土地区画整理事業の換地計画については、適用しない。

（景観法の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に第七条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の景観法第九十二条第一項の規定により指定されている景観整備機構は、第七条の規定による改正後の景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人とみなす。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の項第二号イ及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項第二号並びに別表第二土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の項第三号及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項第三号中「第百三十三条第二項」を「第百三十三条第三項」に改める。

（新都市基盤整備法の一部改正）

第八条　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五項まで、第八項及び第九項」を「第三項まで、第五項から第七項まで、第九項及び第十項」に改める。

（都市緑地法の一部改正）

第九条　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「、第二項」を削り、「者。」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。以下この項及び第四十九条第一項において「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

一　当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合　当該借地権等の目的となつている土地

二　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該借地権等の目的となつている土地

三　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合　当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十九条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は緑地協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該緑地協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第五十一条第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条第一項ただし書の規定を準用する。

第五十五条第五項第一号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改め、同条第四項中「第百四条第六項後段」を「第百四条第七項後段」に改める。

第二十条第四項中「第百四条第九項」を「第百四条第十項」に改める。

第二十一条第二項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

第八十二条第二項中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改める。

第百七条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「第百四条第七項」を「第百四条第八項」に改める。

第百九条の二第一項第二号及び第二項第三号中「第百三十三条第二項」を「第百三十三条第三項」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第十一条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを削り、同条第一項中「第六条第九項」を「第六条第十項」に改める。

第五十七条中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正）

第十二条　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「第百四条第九項」を「第百四条第十項」に改める。

第二十八条第二項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

第十三条　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改め、同条第四項中「土地区画整理法第百四条第六項後段」を「同法第百四条第七項後段」に改める。

第十七条第二項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第六条第九項」を「第六条第十項」に改める。

第四十七条第一項中「第二条の二第一項第四号」を「第二条の二第一項第五号」に改める。

第二百八十九条第一項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第二百九十三条第一項において「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一　当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合　当該借地権の目的となっている土地

二　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であって当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となっている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該借地権の目的となっている土地

三　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第二百九十三条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は避難経路協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該避難経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第二百九十五条第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二百八十九条第一項ただし書の規定を準用する。

（中心市街地の活性化に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

一　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第十六条第二項

二　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十九条第二項

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第十六条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

第四十一条第一項中「建築物」を「借地権等（建築物」に、「その他の当該土地」を「その他の土地」に、「以下「借地権等」という。）を「）をいう。以下同じ。」に、「者。」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画施設の管理者を除く。）の全部又は一部を次のように改める。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

第十三条　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改め、同条第四項中「土地区画整理法第百四条第六項後段」を「同法第百四条第七項後段」に改める。

第十七条第二項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第十四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第六条第九項」を「第六条第十項」に改める。

第四十七条第一項中「第二条の二第一項第四号」を「第二条の二第一項第五号」に改める。

第二百八十九条第一項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項（同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画に定められた都市計画施設（その管理者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。）が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第二百九十三条第一項において「特定都市計画施設」という。）が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一　当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）　当該借地権等の目的となっている土地

二　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であって当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となっている土地がある場合（次号に掲げる場合及び当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）　当該借地権等の目的となっている土地

三　当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合（当該土地に対応する従前の土地の所有者が当該特定都市計画施設が存する土地を使用している場合を除く。）　当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十五条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は移動等円滑化経路協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの（当該土地に対応する従前の土地を当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。）の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第五十一条の二第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十一条第一項ただし書の規定を準用する。

第五十六条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十七条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項の表都市再開発法第十一条第一項の規定により設立された市街地再開発組合（以下この条において単に「市街地再開発組合」という。）の項中「の同意が」を「若しくは第二項又は第十四条の二の同意を要する場合にあっては、当該同意が」に改め、同表都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社（第三項第二号において単に「再開発会社」という。）の項中「の同意が」を「若しくは第二項又は第五十条の四の二の同意を要する場合にあっては、当該同意が」に改める。

食育基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

法律第二十四号

食育基本法の一部を改正する法律

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

前文のうち第三項中「一方、」の下に「働き方が多様化し、世帯構成が変化する等」を、「変化し」の下に「、消費者と生産者との関係が希薄化するとともに」を加え、「痩身志向」を「痩身（そう）志向、まだ食べることができる食品の廃棄」に、「氾濫する」を「氾濫（はん）する」に改め、「確保」の下に「や良質な食料の安定的な確保」を加え、「あり方」を「在り方」に、「はぐくまれ」を「育まれ」に改め、第四項中「共生・対流」を「共生と交流」に改め、「向上」の下に「その他の食料安全保障の確保」を加え、第五項中「高め、」の下に「食」に関する体験活動等を通じて」を、「恩恵や」の下に「農林漁業者をはじめとする」を加え、「深めつつ」を「深め、豊かな人間性を育みつつ」に、「健全な」を「健全で充実した」に改め、「保育所」の下に「、職場」を、「中心に」の下に「、「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し」を、「として、食育の推進に」の下に「自ら進んで」を、「である」の下に「。また、食育の推進に関する取組は、食育をより実効的なものとするため不断の努力を積み重ね、国民運動として、あまねく全国において、あらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている」を加え、第六項中「及び国民」を「、国民、民間団体等」に改める。

第一条中「はぐくむための」を「育むとともに、食料安全保障の確保にも資する」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三条中「また、」の下に「農林漁業者をはじめとする」を加える。

第四条中「得るものとするとともに、その」を「得ながら、その連携を図るとともに、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な」に改める。

第五条中「食育は」の下に「、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）その他の関係法律による施策と相まって」を加える。

第六条中「国民が」の下に「、年齢等にかかわらず、」を、「保育所」の下に「、職場」を加え、「深める」を「深め、これを食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育む」に改める。

第七条の見出し中「食料自給率の向上」を「食料安全保障の確保」に改め、同条中「についての国民の理解を深める」を「並びに食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにする」に改め、「向上」の下に「その他の食料安全保障の確保」を加える。

第九条に次の一項を加える。

2　国の関係行政機関は、食育の推進に関する施策が円滑かつ確実に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十条中「図りつつ」の下に「、教育等（教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。次条第一項において同じ。）、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しながら」を加える。

第十一条第一項中「教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）」を「教育等」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十三条中「保育所」の下に「、職場」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（関係者相互の連携及び協働）

第十三条の二　国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十六条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項（第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、第二項第二号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5　食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする。

第二章中第十八条の次に次の一条を加える。

（都道府県及び市町村に対する情報の提供等）

第十八条の二　国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

第十九条中「料理教室」の下に「、農林漁業に関する体験の場」を加え、「食事」を「食」に、「習慣を」を「習慣等を」に改める。

第二十条中「支援」の下に「学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭その他の」を加え、「農場等における実習」を「農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。）及び教育の一環として行われる」に、「体験活動」を「活動」に、「痩身（そう）」を「痩身」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、前項の農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

（成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進）

第二十条の二　国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進）

第二十一条の二　国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする。

第二十二条第一項中「図りながら」を「図り、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながら」に改め、同条第二項中「に携わるボランティア」を「について、ボランティアをはじめとするこれらの活動に携わる者」に、「かんがみ、これらのボランティア」を「鑑み、これらの者」に改める。

第二十三条中「地方公共団体は」の下に「、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条に定める消費者の役割を踏まえ」を加える。

第三章中第二十五条の次に次の一条を加える。

（食育の推進に必要な体制の充実のための人材の育成等）

第二十五条の二　国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和

政　令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百七十八号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　特定在留カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等をいう。）の交付の申請、作成、交付及び返納に伴う市町村長（特別区の区長を含む。）及び地方公共団体情報システム機構に対する通知並びに申請書及び届出書の送付に関すること。

附　則

この政令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百七十九号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第十一条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条第七号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第三項第一号イ及び第八項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第七項中「第五十一条の二第一項第二号」の下に「及び第二項第二号」を加える。

第五十一条の二第二項第二号中「いう。」の下に「以下この号及び」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は人工知能関連技術を活用して同項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発若しくは先端的な電子計算機に係る技術の開発に要する費用に充てるため国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して行う交付金の交付」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十一号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の六第一項第三号、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第十五条第一項第三号及び厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（職業安定法施行令の一部改正）

第一条　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第三十条の二第一項及び第二項（同法第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定（同法第三十条の二第一項の規定を」を「第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項の規定（同法第三十一条第一項及び第三十三条第一項の規定にあっては、」に改め、「より」の下に「読み替えて」を加え、同条第五号中「（同法第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定（これらの規定を」を「、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項の規定（同法第九条第三項、第十一条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定にあっては、」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第二条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号中「第三十条の二第三項」を「第三十一条第三項及び第三十三条第四項」に改め、同項第九号中「第十一条の三第三項及び第十三条第三項、第十五条第三項及び第十八条第二項」に改める。

（出入国管理及び難民認定法施行令及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第四十条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

一　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第五条第六号

二　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）第一条第七号

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第四条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第三十条の二第一項（」を「第三十一条第一項及び第二項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第二項並びに第三十七条第二項の規定（同法第三十一条第一項及び第三十三条第一項の規定にあっては、」に改め、「及び第二項（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三十条の五第二項及び第三十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定」を削り、同条第六号中「（同法第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定（これらの規定が」を「、第十三条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第二項、第十七条、第十八条第一項、第二十三条第二項並びに第二十四条第二項の規定（同法第九条第三項、第十一条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第十七条及び第十八条第一項の規定にあっては、」に改める。

（労働政策審議会令の一部改正）

第五条　労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表雇用環境・均等分科会の項第二号中「第三十条の二第四項」を「第三十一条第四項（第三十三条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

附　則

この政令は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○総務省令第七十三号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）法律第二条第五項の規定に基づき、日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項の区域を定める省令を次のように定める。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項の区域を定める省令

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第五項の総務省令で定める区域は、北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都府県の区域について、東日本電信電話株式会社にあっては別表第一、西日本電信電話株式会社にあっては別表第二に掲げる区域とする。

附　則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。

別表第一

一　青森県の区域に、秋田県の区域のうち鹿角郡小坂町大字十和田湖（字生出、字大川岱、字銀山、字中ノ平、字滝ノ沢の一部、字鉛山の一部、字休平及び字発荷の一部に限る。）の区域を併せた区域

二　宮城県の区域（第五号の区域のうち宮城県に係るものを除く。）に、福島県の区域のうち相馬市初野字内沢の一部の区域を併せた区域

三　秋田県の区域（第一号の区域のうち秋田県に係るものを除く。）

四　山形県の区域に、次に掲げる区域を併せた区域

イ　福島県の区域のうち福島市大字大笹生の区域

ロ　新潟県の区域のうち岩船郡山北町大字中浜の一部の区域

五　福島県の区域（第二号の区域のうち福島県に係るもの及び前号イの区域を除く。）に、宮城県の区域のうち伊具郡丸森町筆甫字下南山の一部の区域を併せた区域

六　茨城県の区域（次号イの区域及び第十号の区域のうち茨城県に係るものを除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ　栃木県の区域のうち小山市（大字東野田の一部、下生井、中河原、中島の一部、福良の一部及び梁の一部に限る。）、芳賀郡二宮町根小屋の一部並びに下都賀郡野木町及び藤岡町下宮の区域

ロ　埼玉県の区域のうち幸手市西関宿の一部及び北埼玉郡北川辺町の区域

七　栃木県の区域（前号イ及び次号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域

イ　茨城県の区域のうち結城市大字小田林の一部の区域

ロ　群馬県の区域のうち太田市（市場町、高瀬町、植木野町の一部及び東新町の一部に限る。）の区域

八　群馬県の区域（前号ロの区域、次号の区域のうち群馬県に係るもの及び第十五号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　栃木県の区域のうち足利市小俣町の一部及び佐野市船津川町の一部の区域
ロ　埼玉県の区域のうち熊谷市妻沼小島の一部、秩父市吉田太田部及び児玉郡神川町（上阿久原、下阿久原、矢納及び渡瀬に限る。）の区域
ハ　長野県の区域のうち佐久市田口の一部の区域
九　埼玉県の区域（第六号ロ、前号ロ及び第十一号イの区域を除く。）に、群馬県の区域のうち太田市前小屋町の一部の区域を併せた区域
十　千葉県の区域に、茨城県の区域のうち取手市（大字小堀及び大字取手（甲）の一部に限る。）、潮来市潮来の一部及び神栖市（太田、太田新町、須田、砂山、土合北、土合中央、土合西、土合東、土合本町、土合南、波崎新港、矢田部、柳川、柳川中央及び若松中央に限る。）の区域を併せた区域
十一　東京都の区域（次号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　埼玉県の区域のうち新座市（あたごの一部、新堀の一部、石神の一部、栗原の一部、野寺の一部及び西堀の一部に限る。）の区域
ロ　神奈川県の区域のうち相模原市（相模湖町小原、相模湖町寸沢嵐の一部、相模湖町寸沢嵐新戸、相模湖町千木良、相模湖町与瀬、相模湖町与瀬本町及び相模湖町若柳に限る。）及び津久井郡藤野町（小渕（第十四号イの区域を除く。）、佐野川、沢井、名倉、日連、牧野の一部及び吉野に限る。）の区域
ハ　山梨県の区域のうち北都留郡小菅村及び丹波山村の区域
十二　神奈川県の区域（前号ロ及び第十四号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　東京都の区域のうち町田市及び稲城市（矢野口の一部、坂浜の一部及び平尾の一部に限る。）の区域
ロ　山梨県の区域のうち南都留郡道志村月夜野の一部の区域
ハ　静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域
十三　新潟県の区域（第四号ロ及び第十五号ロの区域を除く。）に、長野県の区域のうち北安曇郡小谷村（北小谷、北小谷戸土、北小谷大網、北小谷台所及び北小谷姫川温泉に限る。）、上水内郡信濃町大字野尻の一部及び下水内郡栄村（大字堺上ノ原、大字堺小赤沢、大字堺五宝木、大字堺屋敷、大字堺和山及び大字堺切明に限る。）の区域を併せた区域
十四　山梨県の区域（第十一号ハ、第十二号ロ及び次号ハの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　神奈川県の区域のうち津久井郡藤野町小渕の一部の区域
ロ　長野県の区域のうち南佐久郡南牧村平沢の区域
十五　長野県の区域（第八号ハの区域、第十三号の区域のうち長野県に係るもの、前号ロの区域及び別表第二第三号の区域のうち長野県に係るものを除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　群馬県の区域のうち安中市松井田町峠の一部及び吾妻郡嬬恋村大字鎌原字横笹の一部の区域
ロ　新潟県の区域のうち妙高市大字樽本（丙）の一部の区域
ハ　山梨県の区域のうち北杜市白州町大武川の区域
ニ　富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峅寺ブナ坂外の一部の区域
備考　この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表第二

一　富山県の区域（別表第一第十五号ニの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　石川県の区域のうち羽咋市菅池町の一部及び羽咋郡宝達志水町沢川の一部の区域
ロ　岐阜県の区域のうち大野郡白川村大字小白川の一部の区域
二　石川県の区域（前号イの区域を除く。）
三　岐阜県の区域（第一号ロ及び第五号イの区域を除く。）に、長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域
四　静岡県の区域（別表第一第十二号ハの区域を除く。）
五　愛知県の区域に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　岐阜県の区域のうち各務原市（川島小網町、川島松倉町、川島河田町、川島松原町、川島渡町、川島北山町、川島笠田町、川島竹早町及び川島緑町に限る。）の区域
ロ　三重県の区域のうち桑名郡木曽岬町の区域
六　三重県の区域（前号ロ、第十一号イ及び第十二号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　奈良県の区域のうち宇陀郡御杖村大字神末の一部の区域
ロ　和歌山県の区域のうち新宮市熊野川町嶋津及び東牟婁郡北山村大字小松の区域
七　滋賀県の区域に、京都府の区域のうち京都市伏見区（醍醐一ノ切町、醍醐二ノ切町及び醍醐三ノ切に限る。）の区域を併せた区域
八　京都府の区域（前号の区域のうち京都府に係るもの並びに次号イ及び第十一号ロの区域を除く。）に、大阪府の区域のうち三島郡島本町の区域を併せた区域
九　大阪府の区域（前号の区域のうち大阪府に係るもの並びに第十一号ハ及び第十二号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　京都府の区域のうち京都市西京区大原野出灰町及び八幡市岩田大谷の一部の区域
ロ　兵庫県の区域のうち尼崎市、伊丹市、宝塚市（切畑長尾山の一部、長尾台の一部、花屋敷荘園の一部、花屋敷つつじガ丘、花屋敷松ガ丘、雲雀丘の一部、雲雀丘山手の一部、ふじガ丘及び南ひばりガ丘の一部に限る。）、川西市及び川辺郡猪名川町の区域
ハ　奈良県の区域のうち御所市大字高天の一部の区域
十　兵庫県の区域（前号ロの区域を除く。）
十一　奈良県の区域（第六号イ、第九号ハ及び次号ハの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　三重県の区域のうち伊賀市白樫の一部及び名張市葛尾の一部の区域
ロ　京都府の区域のうち相楽郡笠置町及び南山城村の区域
ハ　大阪府の区域のうち東大阪市（山手町の一部、東豊浦町の一部及び上石切町の一部に限る。）及び四條畷市（上田原の一部、下田原の一部及び田原台に限る。）の区域
十二　和歌山県の区域（第六号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　三重県の区域のうち熊野市（紀和町小船、紀和町花井、紀和町楊枝及び紀和町和気に限る。）及び南牟婁郡紀宝町の区域
ロ　大阪府の区域のうち和泉市父鬼町の一部の区域
ハ　奈良県の区域のうち吉野郡十津川村（大字杉瀬の一部、七色及び竹筒に限る。）の区域
十三　島根県の区域（第十五号の区域のうち島根県に係るものを除く。）
十四　岡山県の区域に、広島県の区域のうち福山市山野町大字山野の一部の区域を併せた区域
十五　広島県の区域（前号及び次号の区域のうち広島県に係るものを除く。）に、島根県の区域のうち邑智郡邑南町上田の一部の区域を併せた区域
十六　山口県の区域に、広島県の区域のうち大竹市（元町、大竹町大竹、大竹町油見、大竹町木野、玖波町及び栗谷町広原を除く。）及び廿日市市（浅原の一部、猪ノ打の一部、経小屋の一部、下瀬及び鳴川に限る。）の区域を併せた区域
十七　香川県の区域（次号の区域のうち香川県に係るものを除く。）
十八　愛媛県の区域に、香川県の区域のうち観音寺市豊浜町箕浦の一部の区域を併せた区域
十九　福岡県の区域（第二十三号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　佐賀県の区域のうち鳥栖市、神埼市脊振町服巻の一部、神埼郡吉野ヶ里町松隈の一部及び三養基郡（上峰町を除く。）の区域
ロ　熊本県の区域のうち荒尾市（上井手の一部及び本井手の一部に限る。）の区域
ハ　大分県の区域のうち日田市前津江町柚木の一部の区域

二十　佐賀県の区域（前号イの区域を除く。）に、長崎県の区域のうち松浦市（福島町及び鷹島町に限る。）の区域を併せた区域
二十一　長崎県の区域（前号の区域のうち長崎県に係るものを除く。）
二十二　熊本県の区域（第十九号ロ、次号ロ及び第二十四号イの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　大分県の区域のうち玖珠郡九重町大字湯坪の一部の区域
ロ　宮崎県の区域のうち児湯郡西米良村板谷の一部の区域
二十三　大分県の区域（第十九号ハ、前号イ及び次号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　福岡県の区域のうち豊前市並びに築上郡吉富町及び上毛町の区域
ロ　熊本県の区域のうち阿蘇郡小国町大字黒渕の一部の区域
二十四　宮崎県の区域（第二十二号ロの区域を除く。）に、次に掲げる区域を併せた区域
イ　熊本県の区域のうち阿蘇郡高森町大字永野原の一部の区域
ロ　大分県の区域のうち佐伯市宇目大字南田原の一部の区域
ハ　鹿児島県の区域のうち曽於市（財部町及び末吉町（岩崎の一部を除く。）に限る。）の区域
二十五　鹿児島県の区域（前号ハの区域を除く。）
備考　この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○総務省令第七十四号

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）法律第二条第六項第一号及び第二号の規定に基づき、日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項第一号及び第二号の区域を定める省令を次のように定める。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項第一号及び第二号の区域を定める省令

日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第六項第一号及び第二号の総務省令で定める区域を次のように定める。

一　法第二条第六項第一号の総務省令で定める東日本電信電話株式会社の目的業務区域から除く区域及び同項第二号の総務省令で定める西日本電信電話株式会社の目的業務区域から除く区域は、別表第一に掲げる区域とする。

二　法第二条第六項第一号の総務省令で定める東日本電信電話株式会社の目的業務区域から除く区域及び同項第二号の総務省令で定める西日本電信電話株式会社の目的業務区域に含む区域は、別表第二に掲げる区域とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行する。

（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令の廃止）

2　日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第三項第一号の区域を定める省令（平成十一年郵政省令第二十四号）は、廃止する。

別表第一

一　富山県の区域のうち中新川郡立山町芦峅寺ブナ坂外の一部の区域
二　静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域
備考　この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

別表第二

長野県の区域のうち木曽郡南木曽町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域
備考　この表に掲げる区域は、平成十八年三月三十一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○国土交通省令第五十八号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十八条の七第五号、幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百七十三号）第十条第三号、集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）第八条第四号、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）第十三条第三号及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）第十五条第三号の規定に基づき、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年五月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（都市計画法施行規則の一部改正）

第一条　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為）	（令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為）
第四十三条の七　令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第四十三条の七**　令第三十八条の七第五号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～十六　（略）	一～十六　（略）
十七　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置若しくは管理に係る行為又は同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する工作物の設置若しくは管理に係る行為	十七　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
十八～二十五　（略）	十八～二十五　（略）

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為）	（令第十条第三号の国土交通省令で定める行為）
第八条　令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。	**第八条**　令第十条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
一～十五　（略）	一～十五　（略）

改正後	改正前
十六　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置若しくは管理に係る行為又は同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する工作物の設置若しくは管理に係る行為	十六　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
十七～二十一　（略）	十七～二十一　（略）

（集落地域整備法施行規則の一部改正）

第三条　集落地域整備法施行規則（昭和六十三年建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為） **第一条**　集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～十五　（略） 十六　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置若しくは管理に係る行為又は同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する工作物の設置若しくは管理に係る行為 十七～二十三　（略）	（集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為） **第一条**　集落地域整備法施行令第八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～十五　（略） 十六　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為 十七～二十三　（略）

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為） **第二十四条**　令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～十六　（略） 十七　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置若しくは管理に係る行為又は同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する工作物の設置若しくは管理に係る行為 十八～二十五　（略）	（令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為） **第二十四条**　令第十三条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～十六　（略） 十七　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為 十八～二十五　（略）

（国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為） **第六条**　令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～十六　（略） 十七　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置若しくは管理に係る行為又は同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する工作物の設置若しくは管理に係る行為 十八～二十五　（略）	（令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為） **第六条**　令第十五条第三号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～十六　（略） 十七　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が行う同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為 十八～二十五　（略）

附　則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十七日）から施行する。

法規的告示

○総務省告示第二百二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第二項の規定に基づき、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第六号）の一部を次のように変更し、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日（令和八年五月二十七日）から施行する。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変更後		変更前	
別表第３　付加的役務識別番号の細目		**別表第３**　［同左］	
電気通信番号の構成	機能	電気通信番号の構成	機能
［略］		［同左］	
１１５	電報受付機能（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第９項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第７項に規定する特定信書便役務（電話により引き受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものに限る。）の受付に関する機能をいう。）	１１５	電報受付機能（電報の受付に関する機能をいう。）又は電報類似サービス受付機能（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第９項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第７項に規定する特定信書便役務（電話により引き受けた内容に基づき作成した信書便物を送達するものであって、その提供条件が電報に準ずるものに限る。）の受付に関する機能をいう。）
［略］		［同左］	
［注　略］		［注　同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○総務省告示第二百三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の二の三第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者を次のように指定する。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　株式会社ＮＴＴドコモに係る者は、次に掲げる者とする。

１　ＮＴＴ東日本株式会社

２　ＮＴＴ西日本株式会社

３　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

４　株式会社ＮＴＴデータ

二　ＮＴＴ東日本株式会社に係る者は、次に掲げる者とする。

１　ＮＴＴ西日本株式会社

２　株式会社ＮＴＴドコモ

３　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

４　株式会社ＮＴＴデータ

三　ＮＴＴ西日本株式会社に係る者は、次に掲げる者とする。

１　ＮＴＴ東日本株式会社

２　株式会社ＮＴＴドコモ

３　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

４　株式会社ＮＴＴデータ

○総務省告示第二百四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十一条第十一項第一号及び電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の十二の規定に基づき、特定関係事業者を次のように指定する。

なお、令和二年総務省告示第二百二十号（電気通信事業法第三十一条第一項の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件）は、廃止する。

令和八年五月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　ＮＴＴ東日本株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。

１　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

２　株式会社ＮＴＴドコモ

３　株式会社ＮＴＴデータ

二　ＮＴＴ西日本株式会社に係る特定関係事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。

１　ＮＴＴドコモビジネス株式会社

２　株式会社ＮＴＴドコモ

３　株式会社ＮＴＴデータ

公　告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

○

▷

○

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第３号

東京都市計画事業北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画について、都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号。以下「令」という。）第25条第５号に掲げる軽微な変更をしたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和８年５月27日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
　東京都市計画事業北青山三丁目地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
　独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
　東京都港区北青山二丁目12番28号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
　東京都港区北青山三丁目の一部
5　権利変換計画の認可を受けた年月日
　令和６年６月25日
6　権利変換計画について令第25条第５号に掲げる軽微な変更をした年月日
　令和８年５月11日

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年四月三十日に株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

栃木県宇都宮市野沢町三一〇番地一
株式会社オートＢＩＺ
代表清算人　小泉　清美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

埼玉県鴻巣市原馬室四一三番地四
有限会社テルテック
清算人　高橋　照子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目二八〇番地二二
株式会社亀春コーポレーション
代表清算人　平良　重俊

解散公告

当社は、令和八年四月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

埼玉県越谷市瓦曽根二丁目六番三四号ＲＳビル三〇一
ＭＫＫ株式会社
代表清算人　王　凱

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

千葉県松戸市稔台三丁目三八番地二
株式会社千葉セキュリティ
代表清算人　大谷　惠子

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都墨田区両国二―一七―一七両国ダイヤハイツ二〇二―Ｆ
別野中界株式会社
代表清算人　曽　魏

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都中野区中央二丁目二番三五号三階

一般社団法人ボーカーマトリックスジャパン

代表清算人　前田亜津佐

解散公告

当社は、令和八年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都足立区綾瀬四丁目八番一四号

有限会社オートプラザ向山

清算人　向山　茂信

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区富ヶ谷一丁目一四番一四号スタンフォードアネックスビル三Ｆ

株式会社伊仁

代表清算人　馬　志江

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都千代田区神田駿河台四丁目二番五号

一般社団法人ジャパンバレーボールリーグ

代表清算人　大河　正明

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区元代々木町一四番地三創芸元代々木ビル

一般社団法人日本通信教育振興協会

代表清算人　浅井　亮太

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目二八番一〇号

株式会社ウイングホーム

代表清算人　坂本　裕司

解散公告

当社は、令和八年四月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都葛飾区東水元五―四二―一〇

合同会社Ｆａｍｉｌｙ　Ｈｅａｌｔｈ

清算人　段原　亮治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都新宿区百人町一丁目二三番一一号

土田ビル二階　株式会社カラーズ

代表清算人　天野　将典

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都中野区野方六丁目五一番一二号

有限会社マース管理

代表清算人　桝田　敏子

解散公告

当社は、令和八年三月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都北区東十条六丁目一一―七―二〇六室

日和産業株式会社

代表清算人　國井　高利

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都品川区戸越一丁目三番七号

ＺＥソリュース株式会社

代表清算人　桜井　能久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都中央区日本橋人形町三丁目一番一七号

アイエヌジー株式会社

代表清算人　髙橋　済

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年四月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

一般社団法人ＳＴＪ１

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年四月九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都渋谷区渋谷三丁目五番一六号渋谷三丁目スクウェアビル二階

キューアンドカンパニー合同会社

清算人　青木　英篤

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都港区三田二丁目五番三五号

有限会社サプライチェーンマーケティング

清算人　荒川　和幸

解散公告

当社は、令和八年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都八王子市寺町五六―一グレースヒルズ三〇六

株式会社盛世国際

代表清算人　ウ　リチチグ

解散公告

当社は、令和三年十二月十五日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都港区浜松町一丁目二七番一

株式会社ファーストプロパティ

代表清算人　小玉　眞一

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

東京都足立区千住東二丁目七番一二号

株式会社Ｐｅｔｉｔｅ　Ｃｈａｍｂｒｅ

代表清算人　縣　美都

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

横浜市都筑区茅ケ崎東一丁目一〇番二六号

株式会社エム・ピー・オー

代表清算人　森口　修逸

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

神奈川県茅ヶ崎市東海岸北三丁目七番四号

ＣＯ＆16株式会社

代表清算人　荘司　裕子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

神奈川県川崎市宮前区宮前平二丁目一五番一六号

スカイラボ株式会社

代表清算人　安川　聡

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

新潟県新潟市西区青山一丁目二一番一号

ＺＥＲＯ、ＡＯＹＡＭＡ二〇一号

株式会社新潟テクノロジー

代表清算人　梁　偉佳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

富山県富山市西二俣六一二―一

株式会社ヤマコシ

代表清算人　森　正博

解散公告

当法人は、令和八年二月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

石川県金沢市三口新町二丁目二番一〇号

花里レジデンス・三〇二号

一般社団法人ライチョウエイド

代表清算人　森　勝彦

解散公告

当社は、令和八年四月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

福井県敦賀市神楽町二丁目六―五　ＦＵＪＩＯＮＥＷＯＲＫＡＴＩＯＮＰＬＡＣＥ

株式会社いやしＳｔｕｄｉｏ

代表清算人　浅妻　拓郎

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

岐阜県大垣市枝郷三丁目一二番地二

有限会社若原電機

代表清算人　若原　孝二

解散公告

当社は、令和八年五月十三日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

静岡県沼津市北今沢一九番一二号

株式会社スルガ

代表清算人　小林　義幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

愛知県北名古屋市六ツ師松葉三二番地の四

有限会社和智

清算人　鈴木　哲雄

解散公告

当法人は、令和八年五月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

愛知県一宮市今伊勢町馬寄字八丁堀九番地七

ＮＰＯ法人元気な学校を支援し創る会

代表清算人　酒井　直樹

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

名古屋市中川区野田一丁目六七九番地の一

Ｗ＆ＲＩＶＥＲｓｅｒｖｉｃｅ株式会社

代表清算人　西川　崇

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

愛知県知多市八幡字荒井一二番地

有限会社竹代寺本工業

清算人　早川　敏晴

解散公告

当法人は、令和八年五月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

愛知県名古屋市守山区野萩町一三番八号

土地家屋調査士法人測精

清算人　櫻井　浩司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

愛知県北名古屋市井瀬木五反地八〇番地六

合同会社山ノ神

清算人　横田登美王

解散公告

当社は、令和八年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

滋賀県大津市今堅田二丁目二八番一九号

有限会社アドックス

清算人　原田　美智

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

滋賀県東近江市八日市緑町一二番五号

有限会社カトウ

清算人　河邑　稔

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

滋賀県湖南市石部一五五三番地

有限会社石利

清算人　上田　弘美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

京都市山科区四ノ宮小金塚八番地の五七三

石田電気工業株式会社

代表清算人　河村実寿江

解散公告

当社は、令和八年四月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

京都市左京区浄土寺下南田町三一

宝来合同会社

清算人　西山　智久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

大阪市都島区片町一丁目九番三七―九〇一号

有限会社ライズワーク

清算人　上田　浩子

解散公告

当社は、令和八年五月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

大阪市都島区東野田町四―一―五吉升ビル三〇二号　玖亭トレーディング株式会社

代表清算人　韓　品　雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

大阪市西成区玉出中一丁目一二番一二号

株式会社速水龍文堂

代表清算人　速水　彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

大阪市中央区島之内一丁目一一番一一―二〇四号

愛の子メディア合同会社

清算人　代　娜

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

鳥取県鳥取市湖山町南一丁目五六九番地

特定非営利活動法人地域共生とっとり

清算人　竹本　匡吾

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

広島県福山市瀬戸町山北四二五番地の一

セトアクア工業株式会社

代表清算人　池ノ内弘美

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

岡山県倉敷市水島南春日町八番八号

有限会社水島相互不動産

清算人　安原　秀樹

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

山口県宇部市相生町五―一〇・四階

株式会社ＳｈａｒｅＢｒｏｗｓｅ

代表清算人　西田　吉克

解散公告

当社は、令和八年四月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

高知市一宮東町五丁目二五番六号

浜渦工務店株式会社

代表清算人　濵渦海南男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

福岡県北九州市八幡東区尾倉二丁目三―三

株式会社トウン

代表清算人　夏川　涼一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

福岡県福岡市南区柏原五丁目三番一八号

有限会社オーケイエス

清算人　恩穂井和子

解散公告

当社は、令和八年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

福岡市中央区天神二丁目三番一〇ノ六二一号

有限会社久門

清算人　山田　隆一

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

福岡市南区塩原三丁目一番三二号

株式会社山元建築金物店

代表清算人　山元　昌幸

解散公告

当組合は、令和八年四月二十六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

長崎県佐世保市鹿町町下歌ヶ浦六三二番地

加勢農業協同組合

二〇

代表清算人　太田　孝一

解散公告

当社は、平成三十年十二月十二日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

宮崎県都城市郡元一丁目一一番地一〇

東山建設株式会社

代表清算人　高山多鶴子

解散公告（第一回）

当法人は、社員の欠亡により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

横浜市西区北幸一丁目五番一〇号東京建物横浜ビル地下一階

医療法人社団サクラ

清算人　本木　潤

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

新潟県新発田市五十公野七〇九六番地

医療法人社団小林歯科医院

清算人　小林　匡

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年四月二十五日開催の令和七年度総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

兵庫県養父市広谷二五〇―一養父市役所内

千石土地改良区

代表清算人　平山　久伸

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の理事会及び評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

愛媛県松山市大街道三丁目四番地七

準学校法人愛媛研修学園

清算人　永瀬　昭幸

解散公告（第二回）

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年三月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

埼玉県川口市西川口二丁目一〇番八号サイレンス扶桑二階

医療法人博和会

清算人　本田　利博

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

滋賀県高島市今津町福岡一五〇番地

徧正寺

清算人　岩佐　立志

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年四月三十日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

京都府船井郡京丹波町大迫山根一五番地

大迫生産森林組合

清算人　大田　喜好

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

山形県上山市御井戸丁三番三号

医療法人社団御殿湯ひふ科医院

清算人　佐藤　紀嗣

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により、令和八年四月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

石川県野々市市郷町二六〇番地

医療法人社団深江レディースクリニック

清算人　深江　司

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月五日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

石川県珠洲市宝立町金峰寺未三二番地一

医療法人社団たかせ会

代表清算人　高瀬　真二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月二十五日開催の社員総会の決議並びに熊本市長の認可により、令和八年四月二十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

熊本市北区池田三丁目一番五〇号

医療法人社団輝会

清算人　田ノ上　輝

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十七日

大分県日田市天瀬町馬原三五九九番地四

農事組合法人北平食品加工組合

清算人　穴井　征之

第４期決算公告

令和８年５月27日

東京都港区麻布台三丁目４番23号
麻布台Ｎハウス３階
Park Square Capital Japan株式会社
代表取締役
アンドリュー・ジョン・ヘイウッド

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,650
	固定資産	1,107
	資産合計	**73,757**
負債及び純資産の部	流動負債	54,446
	固定負債	—
	株主資本	19,311
	資本金	10
	利益剰余金	19,301
	その他利益剰余金	19,301
	（うち当期純利益）	(5,261)
	負債・純資産合計	**73,757**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年５月26日

埼玉県日高市田波目1037番地１
太田鉄工株式会社
代表取締役社長　古賀　雅嗣

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,833,380	流動負債	812,240
固定資産	3,379,225	（うち賞与引当金）	(39,255)
		固定負債	1,768,932
		株主資本	2,631,432
		資本金	49,964
		資本剰余金	1,050
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	1,000
		利益剰余金	2,580,418
		利益準備金	9,062
		その他利益剰余金	2,571,355
		（うち当期純利益）	(65,140)
資産合計	**5,212,605**	**負債・純資産合計**	**5,212,605**

第 77 期 決 算 公 告

2026年５月26日

仙台市青葉区中央四丁目１番１号
株式会社エンドーチェーン
代表取締役社長　遠藤　大樹

貸借対照表の要旨　（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	902	流動負債	295
固定資産	2,152	固定負債	343
有形固定資産	1,715	**負債合計**	**638**
投資その他の資産	436	株主資本	2,416
		資本金	100
		資本剰余金	171
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	146
		利益剰余金	2,425
		その他利益剰余金	2,425
		（うち当期純利益）	(89)
		自己株式	△281
		純資産合計	**2,416**
資産合計	**3,055**	**負債・純資産合計**	**3,055**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年５月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①第一勧業株式会社　②国土交通大臣(16)323　③代表取締役　小林鶴三　④東京都新宿区大京町25番地３　⑤1505万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都中央区築地５丁目３番１号　東京国税局長　財務事務官　小宮敦史

①シャーメゾンショップ東京株式会社　②国土交通大臣(5)6487　③代表取締役　井邊剛　④東京都港区麻布十番４丁目１番８号マストライフ麻布十番２階　廃止した従たる事務所　神奈川県厚木市中町４－４－13浅岡ビル１階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区麻布十番４丁目１番８号マストライフ麻布十番２階　シャーメゾンショップ東京株式会社　代表取締役　井邊剛

①大成温調株式会社　②東京都知事(11)44013　③代表取締役　水谷憲一　④東京都品川区大井一丁目49番10号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都品川区大井一丁目49番10号　大成温調株式会社　代表取締役　水谷憲一

①合同会社ＪＭＣ不動産投資顧問　②京都府知事(2)14150　③代表社員　株式会社白川ビル　職務執行者　東坂栄作　④京都府京都市東山区元吉町42番地登希代ビル２階　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市東山区元吉町42番地登希代ビル２階　合同会社ＪＭＣ不動産投資顧問　代表社員　株式会社白川ビル　職務執行者　東坂栄作

①スピノザ不動産　②兵庫県知事(1)12282　③黒田和利　④兵庫県神戸市中央区北野町３丁目８－４　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県神戸市中央区北野町３丁目８－４　黒田和利

第 31 期 決 算 公 告

2026年５月26日
青森県上北郡野辺地町野辺地26番地の１
ワイヤリングＣＡＤテック株式会社
代表取締役社長　中村　浩司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	50,978
	固定資産	45,191
	資産合計	96,170
負債及び純資産の部	流動負債	61,032
	（うち賞与引当金）	(21,821)
	株主資本	35,138
	資本金	20,000
	利益剰余金	15,138
	利益準備金	1,770
	その他利益剰余金	13,368
	（うち当期純利益）	(14,382)
	負債・純資産合計	96,170

第 77 期決算公告

令和８年５月26日
北海道室蘭市海岸町１丁目58番５
室蘭海陸通運株式会社
代表取締役社長　関　　勝弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,277,554
	固定資産	2,277,918
	合計	3,555,472
負債及び純資産の部	流動負債	1,202,972
	（賞与引当金）	(30,000)
	固定負債	241,533
	退職給付引当金	241,533
	株主資本	2,110,967
	資本金	60,000
	利益剰余金	2,050,967
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	2,035,967
	（うち当期純利益）	(37,291)
	合計	3,555,472

第 5 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
東京都港区浜松町二丁目12番11号
Bizflex浜松町
ヴァンティーバ・ジャパン株式会社
代表取締役　ダニエル・ストロック・ザンブラノ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	18,593
	固定資産	39,129
	合計	57,722
負債及び純資産の部	流動負債	123,869
	株主資本	△66,146
	資本金	3,000
	利益剰余金	△69,146
	その他利益剰余金	△69,146
	（うち当期純損失）	(17,659)
	合計	57,722

第 77 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
秋田県秋田市寺内字三千刈219番地
秋田食糧卸販売株式会社
代表取締役　堀井　　勉

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,184,526
	固定資産	156,127
	合計	1,340,653
負債及び純資産の部	流動負債	509,075
	株主資本	831,578
	資本金	20,000
	利益剰余金	811,578
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	806,578
	（うち当期純利益）	(8,470)
	合計	1,340,653

第５期決算公告

令和８年５月27日
宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉６－６－40
株式会社レボルカ
代表取締役　濵松　典郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	165,078
	固定資産	36,530
	合計	201,609
負債及び純資産の部	流動負債	41,492
	固定負債	43,285
	株主資本	116,832
	資本金	100,000
	資本剰余金	860,028
	資本準備金	480,014
	その他資本剰余金	380,014
	利益剰余金	△843,195
	その他利益剰余金	△843,195
	（うち当期純損失）	(146,233)
	合計	201,609

第 37 期決算公告

2026年５月26日
宮城県柴田郡川崎町大字前川字大森109
株式会社ティ・ケー・ケー
代表取締役社長　五十嵐俊之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,585
	固定資産	136,498
	資産合計	154,083
負債及び純資産の部	流動負債	84,374
	（うち賞与引当金）	(3,573)
	固定負債	3,048
	株主資本	66,661
	資本金	20,000
	利益剰余金	46,661
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	41,661
	（うち当期純利益）	(7,691)
	負債・純資産合計	154,083

第 26 期 決 算 公 告

2026年５月26日
埼玉県秩父郡小鹿野町下小鹿野879番地
株式会社シー・ティ・ケー
代表取締役社長　伊藤　仁男

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	43,551
	固定資産	442,427
	資産合計	485,978
負債及び純資産の部	流動負債	440,362
	（うち賞与引当金）	(8,563)
	株主資本	45,616
	資本金	40,000
	利益剰余金	5,616
	利益準備金	830
	その他利益剰余金	4,786
	（うち当期純利益）	(1,236)
	負債・純資産合計	485,978

第 52 期決算公告

令和８年５月27日
茨城県土浦市真鍋６丁目１番29号
株式会社土浦三協サッシセンター
代表取締役　本田　仁子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,959
	固定資産	3,890
	合計	45,849
負債及び純資産の部	流動負債	61,872
	固定負債	0
	株主資本	△16,023
	資本金	10,000
	利益剰余金	△26,023
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△28,523
	別途積立金	80,000
	繰越損失金	△108,523
	（うち当期純利益）	(962)
	合計	45,849

第 43 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
山形市十日町四丁目３番31号
日本アバカス株式会社
代表取締役社長　五十嵐良司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,481,321
	固定資産	144,954
	合計	1,626,275
負債及び純資産の部	流動負債	605,492
	固定負債	8,605
	株主資本	1,012,080
	資本金	50,000
	利益剰余金	962,080
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	949,580
	（うち当期純利益）	(80,096)
	評価・換算差額等	98
	合計	1,626,275

第 37 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
千葉県柏市大津ヶ丘二丁目８番５号
株式会社スパイラル
代表取締役社長　横手　幸久

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	176,536
	固定資産	546
	合計	177,082
負債及び純資産の部	流動負債	22,633
	株主資本	154,449
	資本金	90,000
	利益剰余金	64,449
	その他利益剰余金	64,449
	（うち当期純損失）	(140)
	合計	177,082

第 54 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
千葉県船橋市西浦二丁目17番１号
若潮建設株式会社
代表取締役　髙橋　　力

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	392,170
	固定資産	2,068
	資産合計	394,239
負債及び純資産の部	流動負債	87,916
	（賞与引当金）	(1,803)
	株主資本	306,322
	資本金	20,000
	利益剰余金	286,322
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	281,322
	（うち当期純利益）	(15,590)
	負債・純資産合計	394,239

第 62 期決算公告

2026年５月27日
千葉市美浜区中瀬１丁目５番地１
株式会社イオンイーハート
代表取締役　奥野　善徳

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	832
	固定資産	743
	資産合計	1,575
負債及び純資産の部	流動負債	10,600
	（賞与引当金）	(59)
	固定負債	1,007
	（退職給付引当金）	(6)
	株主資本	△10,031
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	△10,231
	その他利益剰余金	△10,231
	（うち当期純損失）	(41)
	負債・純資産合計	1,575

第64期決算公告　令和８年５月26日
東京都港区海岸１丁目10番30号
ヤクルト商事株式会社
代表取締役　渡辺　秀一
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,740,741
	固定資産	130,857
	資産合計	2,871,599
負債及び純資産の部	流動負債	1,119,174
	賞与引当金	37,182
	固定負債	114,516
	退職給付引当金	114,516
	株主資本	1,637,909
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,607,909
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,600,409
	（うち当期純利益）	(26,247)
	負債・純資産合計	2,871,599

第５期決算公告　令和８年５月27日
東京都港区赤坂一丁目８番１号
株式会社ＦＰＳ
代表取締役　洞　洋平
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,940,388
	固定資産	3,317,465
	資産合計	10,257,853
負債及び純資産の部	流動負債	3,288,325
	固定負債	752,468
	株主資本	6,217,059
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,562,525
	資本準備金	1,562,506
	その他資本剰余金	19
	利益剰余金	4,554,534
	その他利益剰余金	4,554,534
	（うち当期純利益）	(497,979)
	負債・純資産合計	10,257,853

第14期決算公告
令和８年４月27日
東京都港区虎ノ門二丁目10番４号
株式会社ミニークホールディングス
代表取締役　麻生　佳嗣
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	580
	固定資産	55
	資産合計	635
負債及び純資産の部	流動負債	233
	固定負債	421
	株主資本	△18
	資本金	8
	利益剰余金	△26
	その他利益剰余金	△26
	（うち当期純損失）	(108)
	負債・純資産合計	635

第16期決算公告　令和８年５月27日
東京都港区六本木六丁目10番１号
六本木ヒルズ森タワー20Ｆ
アダプティブ・インサイツ株式会社
代表取締役　カエ・トレイシー・アリマ
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,636
	固定資産	4,234
	資産合計	43,870
負債及び純資産の部	流動負債	9,288
	株主資本	34,582
	資本金	1,000
	利益剰余金	33,582
	その他利益剰余金	33,582
	（うち当期純利益）	(2,249)
	負債・純資産合計	43,870

令和７年度決算公告
令和８年２月25日
東京都渋谷区神宮前四丁目３番15号
株式会社スイッチ・コーポレイション
代表取締役　赤塚　博人
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	131,224
	固定資産	1,033
	合計	132,257
負債及び純資産の部	流動負債	180
	株主資本	132,077
	資本金	11,326
	資本剰余金	30,270
	資本準備金	30,270
	利益剰余金	90,480
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	90,180
	（うち当期純損失）	(432)
	合計	132,257

令和７年度決算公告
令和８年２月25日
東京都港区北青山二丁目14番４号
ミュージカル・ライツ・東京株式会社
代表取締役　立本　洋之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	45,001
	固定資産	81
	合計	45,082
負債及び純資産の部	流動負債	3,750
	株主資本	41,331
	資本金	14,000
	資本剰余金	2,702
	資本準備金	2,702
	利益剰余金	24,629
	利益準備金	850
	その他利益剰余金	23,779
	（うち当期純損失）	(131)
	合計	45,082

第23期決算公告
令和８年５月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー22階
デビアスジュエラーズ　ジャパン株式会社
代表取締役
アンドリュー・ジョン・カークブライド
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3
	合計	3
負債及び純資産の部	流動負債	2,267
	株主資本	△2,264
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	△2,464
	その他利益剰余金	△2,464
	（うち当期純損失）	(16)
	合計	3

第18期決算公告
令和８年５月27日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
神谷町トラストタワー22階
Forevermark株式会社
代表取締役
アンドリュー・ジョン・カークブライド
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	540,122
	固定資産	4,614
	合計	544,736
負債及び純資産の部	流動負債	13,322
	株主資本	531,414
	資本金	10,000
	利益剰余金	521,414
	その他利益剰余金	521,414
	（うち当期純利益）	(886)
	合計	544,736

第２期決算公告
令和８年５月27日
東京都港区六本木一丁目９番10号
アークヒルズ仙石山森タワー40階
Ｌキャタルトン・ジャパン・ファンド一般社団法人
代表理事　長尾　誠
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	固定資産	100,000
	資産合計	100,000
負債及び純資産の部	流動負債	813,038
	負債合計	813,038
	利益剰余金	△713,038
	繰越利益剰余金	△713,038
	（うち当期純損失）	(452,394)
	純資産合計	△713,038
	負債・純資産合計	100,000

第24期決算公告
令和８年５月27日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
ジャパン・アフィニティ・マーケティング株式会社
代表取締役　宮澤　貢
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,112,453
	固定資産	21,968
	合計	4,134,421
負債及び純資産の部	流動負債	1,353,858
	固定負債	919
	株主資本	2,779,643
	資本金	481,000
	利益剰余金	2,298,643
	利益準備金	120,250
	その他利益剰余金	2,178,393
	（うち当期純利益）	(1,084,118)
	合計	4,134,421

第18期決算公告　令和８年５月27日
東京都新宿区西新宿三丁目２番11号
株式会社ミノファーゲンホールディングス
代表取締役　宇都宮徳一郎
貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	96,443
	固定資産	4,373,818
	合計	4,470,261
負債及び純資産の部	流動負債	412
	株主資本	4,469,849
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,498,845
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	3,496,345
	利益剰余金	975,687
	その他利益剰余金	975,687
	（うち当期純利益）	(8,506)
	自己株式	△14,683
	合計	4,470,261

第58期決算公告
令和８年４月15日
東京都西東京市東町３－９－10
多摩電測株式会社
代表取締役　栗原　耕一
貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,427
	固定資産	18,868
	合計	29,295
負債及び純資産の部	流動負債	25,117
	固定負債	1,920
	株主資本	2,258
	資本金	10,000
	利益剰余金	△7,742
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△10,242
	（うち当期純損失）	(5,563)
	合計	29,295

第 23 期 決 算 公 告

令和８年５月25日
神奈川県相模原市中央区下九沢1120番地
ＴＯＷＡレーザーフロント株式会社
代表取締役社長　岩井　雅浩

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,918
	固定資産	265
	資産合計	2,184
負純資債産及のび部	流動負債	1,172
	固定負債	281
	株主資本	729
	資本金	100
	利益剰余金	629
	その他利益剰余金	629
	（うち当期純利益）	(21)
	負債・純資産合計	2,184

第 43 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
横浜市港北区大豆戸町275番地
株式会社アマノエージェンシー
代表取締役　林谷　竹弥

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	141
	固定資産	18
	合計	159
負純資債産及のび部	流動負債	23
	株主資本	135
	資本金	10
	利益剰余金	125
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	123
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	159

第 60 期決算公告　令和８年５月27日

神奈川県藤沢市弥勒寺字前河内94―２
株式会社佐賀商工社
代表取締役　久富　勝則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,548,919
	固定資産	151,459
	合計	1,700,379
負純資債産及のび部	流動負債	169,113
	（うち賞与引当金）	(9,700)
	株主資本	1,531,265
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,511,265
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,508,765
	（うち当期純利益）	(16,328)
	合計	1,700,379

第 45 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
岐阜県岐阜市薮田南三丁目４番３号
株式会社グラン・ソラリス
代表取締役　細江　育男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	143,715
	固定資産	1,633
	合計	145,348
負純資債産及のび部	流動負債	10,433
	株主資本	134,915
	資本金	10,000
	利益剰余金	124,915
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	122,415
	（うち当期純利益）	(16,075)
	合計	145,348

第 67 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
岐阜県岐阜市薮田南三丁目１番21号
大日コンサルタント株式会社
代表取締役　市橋　政浩

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	5,537
	固定資産	2,600
	合計	8,138
負純資債産及のび部	流動負債	886
	固定負債	184
	株主資本	7,067
	資本金	96
	利益剰余金	6,971
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	6,947
	（うち当期純利益）	(313)
	合計	8,138

第 59 期決算公告　令和８年５月26日

石川県金沢市南森本町ヘ75番地１
石川日野自動車株式会社
代表取締役社長　藤井　精二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,114,726
	固定資産	2,833,606
	合計	5,948,332
負純資債産及のび部	流動負債	2,179,365
	（うち賞与引当金）	(82,200)
	固定負債	263,084
	株主資本	3,454,778
	資本金	60,000
	利益剰余金	3,394,778
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	3,379,778
	（うち当期純利益）	(228,909)
	評価・換算差額等	51,105
	合計	5,948,332

第 30 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
愛知県半田市州の崎町２番地134
株式会社オートサービス大興
代表取締役社長　林　則文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,565,277
	固定資産	208,569
	資産合計	1,773,846
負純資債産及のび部	流動負債	205,764
	固定負債	86,970
	株主資本	1,481,111
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,451,111
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,443,611
	（うち当期純利益）	(73,023)
	負債・純資産合計	1,773,846

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
愛知県安城市篠目町二夕又17番地１
株式会社東海興運
代表取締役社長　早川　隆

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	390,641
	固定資産	758,341
	合計	1,148,982
負純資債産及のび部	流動負債	304,200
	固定負債	14,763
	株主資本	830,018
	資本金	12,000
	資本剰余金	38
	利益剰余金	817,980
	利益準備金	3,200
	その他利益剰余金	814,780
	（うち当期純利益）	(47,980)
	合計	1,148,982

第 3 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
岐阜県岐阜市薮田南三丁目１番21号
Ｄ－ＦＲＯＮＴＩＥＲ株式会社
代表取締役　宮之上昭彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	89,795
	固定資産	270
	合計	90,065
負純資債産及のび部	流動負債	23,427
	株主資本	66,637
	資本金	30,000
	利益剰余金	36,637
	その他利益剰余金	36,637
	（うち当期純利益）	(21,216)
	合計	90,065

第 49 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
大阪市東淀川区淡路３丁目13番21号
株式会社近畿環境技術センター
代表取締役　川上　直也

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	26,933
	固定資産	9,130
	合計	36,063
負純資債産及のび部	流動負債	15,834
	固定負債	17,283
	株主資本	2,946
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 17,054
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	△ 17,854
	（うち当期純利益）	(616)
	合計	36,063

第 15 期 決 算 公 告

2026年５月27日
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番43号
株式会社ジャパンフーズクリエイト
取締役社長　吉本　雅仁

貸借対照表の要旨（2026年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	950,447
	固定資産	452,597
	合計	1,403,044
負純資債産及のび部	流動負債	580,849
	固定負債	37,861
	株主資本	784,334
	資本金	100,000
	利益剰余金	684,334
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	659,334
	（うち当期純利益）	(23,439)
	合計	1,403,044

第 62 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
愛知県安城市藤井町東長先１番地
新三商事株式会社
代表取締役社長　三津田和弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	3,813
	固定資産	2,235
	合計	6,049
負純資債産及のび部	流動負債	1,856
	固定負債	132
	株主資本	4,060
	資本金	34
	利益剰余金	4,026
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	4,018
	（うち当期純利益）	(490)
	合計	6,049

第 35 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
広島市中区胡町６番26号
福屋エージェンシー株式会社
代表取締役　木下　一雄

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,434,643
	固定資産	605,796
	合計	4,040,440
負債及び純資産の部	流動負債	3,849,041
	納税引当金	4,315
	固定負債	—
	株主資本	191,398
	資本金	50,000
	利益剰余金	141,398
	その他利益剰余金	141,398
	（うち当期純利益）	(26,213)
	合計	4,040,440

第 36 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
和歌山県田辺市芳養松原二丁目26番10号
株式会社みやび
代表取締役　杉若　英樹

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	204,443
	固定資産	513,426
	資産合計	717,869
負債及び純資産の部	流動負債	71,798
	固定負債	412,509
	株主資本	233,562
	資本金	20,000
	利益剰余金	213,562
	その他利益剰余金	213,562
	（うち当期純利益）	(13,347)
	負債・純資産合計	717,869

第 47 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
兵庫県尼崎市若王寺３丁目19番12号
イワタニファインガス株式会社
代表取締役社長　藤川　雅也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	474,570
	固定資産	350,690
	合計	825,260
負債及び純資産の部	流動負債	316,306
	固定負債	33,128
	株主資本	475,826
	資本金	40,000
	利益剰余金	435,826
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	425,826
	（うち当期純利益）	(110,344)
	合計	825,260

第 40 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
福岡県筑後市大字羽犬塚324番地１
ラサスティール株式会社
代表取締役　永吉　博之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	877
	固定資産	234
	合計	1,111
負債及び純資産の部	流動負債	651
	固定負債	146
	株主資本	313
	資本金	50
	利益剰余金	263
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	252
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	1,111

第 43 期決算公告　令和８年５月26日

福岡県久留米市荒木町白口1981番地１
サンベイク株式会社
代表取締役　中島　健志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	205
	固定資産	31
	合計	236
負債及び純資産の部	流動負債	52
	固定負債	12
	負債の部合計	64
	株主資本	172
	資本金	42
	利益剰余金	130
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	126
	（うち当期純損失）	(40)
	純資産の部合計	172
	合計	236

第 48 期決算公告　2026年５月27日

福岡県京都郡みやこ町勝山箕田152－１
九州カルシウム株式会社
代表取締役　丸尾　治男

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	348,007
	固定資産	158,463
	合計	506,471
負債及び純資産の部	流動負債	41,676
	固定負債	13,716
	株主資本	452,275
	資本金	20,000
	利益剰余金	436,275
	利益準備金	3,540
	その他利益剰余金	432,735
	（うち当期純利益）	(4,682)
	自己株式	△ 4,000
	評価・換算差額等	△ 1,197
	合計	506,471

第 3 期 決 算 公 告

令和８年５月22日
鹿児島県鹿児島市金生町６番６号
株式会社かぎん共創投資
代表取締役　永仮　克範

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	42,196
	固定資産	781
	資産合計	42,978
負債及び純資産の部	流動負債	4,231
	株主資本	38,746
	資本金	25,000
	利益剰余金	13,746
	その他利益剰余金	13,746
	（うち当期純利益）	(4,534)
	負債・純資産合計	42,978

第 44 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
大分市西大道二丁目３番８号
株式会社フォレストサービス
代表取締役　中村　三郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,085,368
	固定資産	312,973
	合計	1,398,342
負債及び純資産の部	流動負債	96,075
	固定負債	5,774
	株主資本	1,296,491
	資本金	99,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,187,491
	利益準備金	24,750
	その他利益剰余金	1,162,741
	（うち当期純利益）	(26,790)
	合計	1,398,342

第 71 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
熊本市中央区九品寺６丁目５番47号
株式会社松本コロタイプ光芸社
代表取締役　倉橋　真悟

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	612,355
	固定資産	145,111
	合計	757,466
負債及び純資産の部	流動負債	185,214
	固定負債	25,450
	株主資本	546,801
	資本金	10,000
	利益剰余金	536,801
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	534,301
	（うち当期純利益）	(13,139)
	合計	757,466

第 31 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
株式会社キャナルシティ・オーパ
代表取締役　中坊　恵美

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	836
	固定資産	2,831
	資産合計	3,667
負債及び純資産の部	流動負債	1,284
	固定負債	808
	株主資本	1,574
	資本金	400
	利益剰余金	1,174
	その他利益剰余金	1,174
	（うち当期純利益）	(341)
	負債・純資産合計	3,667

第 65 期決算公告　令和８年５月26日

茨城県取手市井野20
株式会社エナトラ
代表取締役　寺田二三男

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	843,290
	固定資産	14,690
	資産合計	857,980
負債及び純資産の部	流動負債	540,993
	固定負債	345,572
	株主資本	△28,585
	資本金	24,000
	資本剰余金	254
	資本準備金	254
	利益剰余金	△52,839
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	△58,839
	（うち当期純損失）	(97,917)
	負債・純資産合計	857,980

第 53 期決算公告　2026年５月26日

札幌市白石区菊水九条三丁目２番31号
システムサービス株式会社
代表取締役社長　太田　竜

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,734,317
	固定資産	286,305
	資産合計	2,020,622
負債及び純資産の部	流動負債	1,105,431
	固定負債	66,250
	役員退職慰労引当金	66,250
	株主資本	848,941
	資本金	80,000
	利益剰余金	768,941
	利益準備金	770
	その他利益剰余金	768,171
	（うち当期純利益）	(184,853)
	負債・純資産合計	2,020,622

第 36 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

神奈川県川崎市幸区堀川町66番地２
イノラックスジャパン株式会社
代表取締役　楊　　弘文

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,254	流動負債	103
固定資産	2,596	固定負債	236
		株主資本	14,510
		資本金	314
		資本剰余金	9,404
		資本準備金	8,730
		その他資本剰余金	674
		利益剰余金	4,791
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,789
		（うち当期純利益）	（88）
資産合計	14,850	負債・純資産合計	14,850

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月26日

神奈川県厚木市田村町８番９号
ファインテストエンジニアリング株式会社
代表取締役　鷹野　哲也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	214,143	流動負債	84,480
固定資産	8,064	うち賞与引当金	10,296
無形固定資産	704	固定負債	2,074
投資その他の資産	7,359	うち退職給付引当金	2,074
		株主資本	135,653
		資本金	8,000
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	8,000
		利益剰余金	119,653
		その他利益剰余金	119,653
		（うち当期純利益）	（39,908）
資産合計	222,208	負債・純資産合計	222,208

第 28 期 決 算 公 告

令和８年５月26日

愛知県豊田市御作町坂下918番地11
エフティテクノ株式会社
取締役社長　鷹野　哲也

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,746,518	流動負債	2,453,855
固定資産	1,578,467	うち賞与引当金	840,203
有形固定資産	661,526	固定負債	704,752
無形固定資産	18,368	うち退職給付引当金	686,673
投資その他の資産	898,572	株主資本	2,166,378
		資本金	23,500
		資本剰余金	3,500
		資本準備金	3,500
		利益剰余金	2,139,378
		利益準備金	5,875
		その他利益剰余金	2,133,503
		（うち当期純利益）	（632,936）
資産合計	5,324,985	負債・純資産合計	5,324,985

第 29 期 決 算 公 告

令和８年５月26日　　岐阜県羽島市新生町１丁目15番地
イワタニ東海株式会社
代表取締役社長　小谷　康洋

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,773,361	流動負債	711,674
固定資産	1,206,042	固定負債	256,933
有形固定資産	718,967	負債合計	968,607
無形固定資産	224,126	株主資本	2,010,795
投資その他の資産	262,948	資本金	200,000
		利益剰余金	1,810,795
		利益準備金	85,100
		その他利益剰余金	1,725,695
		（うち当期純利益）	（166,613）
		純資産合計	2,010,795
資産合計	2,979,403	負債・純資産合計	2,979,403

第 71 期 決 算 公 告

2026年５月27日　　広島市西区小河内町一丁目25番13号
大同磨鋼材工業株式会社
代表取締役社長　八木　信郎

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,225,294	流動負債	786,784
固定資産	318,943	賞与引当金	24,416
		法人税等引当金	456
		固定負債	67,670
		退職給付引当金	16,690
		株主資本	689,783
		資本金	20,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	659,783
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	654,783
		（うち当期純利益）	（15,028）
資産合計	1,544,237	負債・純資産合計	1,544,237

第 6 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

名古屋市中村区名駅一丁目１番３号
ＪＲゲートタワー27階
ジークス株式会社
代表取締役　村上　嘉一

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	124,607	流動負債	27,038
固定資産	1,665	固定負債	22,498
		株主資本	76,736
		資本金	100,000
		資本剰余金	179,989
		資本準備金	139,979
		その他資本剰余金	40,009
		利益剰余金	△203,252
		その他利益剰余金	△203,252
		（うち当期純損失）	（105,686）
資産合計	126,273	負債・純資産合計	126,273

第 80 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　　東京都足立区千住橋戸町96番地
東都冷蔵株式会社
代表取締役　濵野　和雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	45,602	流動負債	120,575
固定資産	1,191,102	固定負債	963,757
		株主資本	152,372
		資本金	50,000
		資本剰余金	11,029
		資本準備金	11,029
		利益剰余金	92,736
		利益準備金	12,500
		別途積立金	200,000
		繰越利益剰余金	△119,764
		（うち当期純損失）	（124,848）
		自己株式	△1,393
資産合計	1,236,704	負債・純資産合計	1,236,704

第 5 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　　千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
株式会社ＯＰＡ
代表取締役　小野　大輔

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,806	流動負債	10,829
固定資産	12,648	賞与引当金	82
		役員業績報酬引当金	11
		その他	10,735
		固定負債	3,282
		株主資本	1,343
		資本金	10
		資本剰余金	2,001
		その他資本剰余金	2,001
		利益剰余金	△668
		その他利益剰余金	△668
		（うち当期純利益）	（625）
資産合計	15,455	負債・純資産合計	15,455

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

東京都千代田区内神田三丁目４番７号
戸羽ビル２階
AlpacaJapan株式会社
代表取締役　佐藤　吉正

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	523,379	流動負債	201,541
固定資産	8,184	固定負債	40,000
		特別法上の準備金	73
		株主資本	289,947
		資本金	100,000
		資本剰余金	691,168
		資本準備金	691,168
		利益剰余金	△501,221
		その他利益剰余金	△501,221
		（うち当期純利益）	（54,637）
資産合計	531,563	負債・純資産合計	531,563

第 15 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　愛知県津島市東柳原町五丁目５番地１
長田ホールディングス株式会社
代表取締役　長田　一郎

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	831	流動負債	1,163
固定資産	24,547	賞与引当金	13
		固定負債	6,906
		退職給付引当金	428
		株主資本	17,308
		資本金	10
		資本剰余金	16,663
		その他資本剰余金	16,663
		利益剰余金	2,016
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	2,013
		（うち当期純利益）	（96）
		自己株式	△1,380
資産合計	25,378	負債・純資産合計	25,378

第 28 期 決 算 公 告

令和８年５月26日

兵庫県赤穂市加里屋290番地10
赤穂駅周辺整備株式会社
代表取締役　牟禮　正稔

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	112,927	流動負債	12,280
固定資産	24,873	固定負債	32,876
有形固定資産	24,558	負債合計	45,156
無形固定資産	165	株主資本	92,644
投資その他の資産	150	資本金	40,000
		利益剰余金	52,644
		その他利益剰余金	52,644
		（うち当期純利益）	（6,951）
		純資産合計	92,644
資産合計	137,800	負債・純資産合計	137,800

第 55 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　東京都渋谷区代々木２丁目２番１号
ダイキンＨＶＡＣソリューション東京株式会社
取締役社長　笠井　浩樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	33,608,336	流動負債	17,184,549
固定資産	1,964,800	固定負債	250,940
		株主資本	17,963,702
		資本金	330,000
		資本剰余金	310,000
		その他資本剰余金	310,000
		利益剰余金	17,323,702
		利益準備金	82,500
		その他利益剰余金	17,241,202
		（うち当期純利益）	（4,723,468）
		評価・換算差額等	173,944
		その他有価証券評価差額金	173,944
資産合計	35,573,136	負債・純資産合計	35,573,136

第 48 期 決 算 公 告

令和８年５月21日　東京都千代田区丸の内１丁目８番１号
株式会社テクノバ
代表取締役　江口　勝彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	316,279	流動負債	99,488
固定資産	97,900	賞与引当金	25,606
		役員賞与引当金	10,200
		固定負債	69,402
		退職給付引当金	53,489
		役員退職慰労引当金	15,913
		株主資本	245,289
		資本金	30,000
		利益剰余金	215,289
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	207,789
		（うち当期純利益）	（18,595）
資産合計	414,180	負債・純資産合計	414,180

第 57 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　東京都港区赤坂七丁目１番１号
ＩＣＵメディカルジャパン株式会社
代表取締役　岩田　正喜

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,174,567	流動負債	1,867,628
固定資産	220,259	賞与引当金	96,683
		固定負債	109,259
		退職給付引当金	21,679
		株主資本	3,417,938
		資本金	404,000
		資本剰余金	328,986
		資本準備金	328,986
		利益剰余金	2,684,951
		利益準備金	49,171
		その他利益剰余金	2,635,780
		（うち当期純利益）	（718,459）
資産合計	5,394,826	負債・純資産合計	5,394,826

第 54 期 決 算 公 告

2026年５月27日　神戸市中央区京町74番地
株式会社ペガサスマリタイム
代表取締役　大下　篤彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	723	流動負債	268
固定資産	8	賞与引当金	4
		固定負債	15
		退職給付引当金	8
		役員退職慰労引当金	7
		株主資本	448
		資本金	20
		利益剰余金	429
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	424
		（うち当期純利益）	（47）
資産合計	732	負債・純資産合計	732

第 21 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　栃木県日光市根室697番地１
株式会社ボン・アティソン
代表取締役　吉野　守

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	473	流動負債	194
固定資産	569	固定負債	176
		退職給付引当金	69
		株主資本	638
		資本金	55
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		利益剰余金	628
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	617
		（うち当期純利益）	（43）
		自己株式	△70
		評価・換算差額等	34
資産合計	1,042	負債・純資産合計	1,042

第 14 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

東京都品川区大崎一丁目11番２号
株式会社ＳＣＩ
代表取締役社長　梅田　貴之

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	77,167	流動負債	72,353
固定資産	794	固定負債	51
		負債合計	**72,404**
		株主資本	5,557
		資本金	10
		利益剰余金	5,547
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	5,544
		純資産合計	**5,557**
資産合計	**77,961**	**負債・純資産合計**	**77,961**

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	377,707
売上原価	338,246
売上総利益	39,460
販売費及び一般管理費	34,915
営業利益	4,545
営業外損益	18
経常利益	4,563
特別損益	—
税引前当期純利益	4,563
法人税、住民税及び事業税	1,484
法人税等調整額	96
当期純利益	2,982

第 61 期決算公告

令和８年５月27日
東京都渋谷区渋谷三丁目25番14号
株式会社東急タイム
代表取締役　花田　聡

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,748,405
	固定資産	431,468
	資産合計	**2,179,874**
負債及び純資産の部	流動負債	1,897,144
	賞与引当金	9,160
	固定負債	213,945
	退職給付引当金	210,797
	株主資本	68,783
	資本金	100,000
	利益剰余金	△31,216
	その他利益剰余金	△31,216
	（うち当期純利益）	(43,888)
	負債・純資産合計	**2,179,874**

第 52 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
仙台市青葉区五橋一丁目７番４号
株式会社望月製餡所
代表取締役　望月　寛

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,810
	固定資産	513,732
	合計	**563,542**
負債及び純資産の部	流動負債	13,691
	固定負債	200,301
	株主資本	349,550
	資本金	20,000
	利益剰余金	329,550
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	324,550
	（うち当期純損失）	(5,357)
	合計	**563,542**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十七日

仙台市青葉区五橋一丁目七番四号
（甲）株式会社望月製餡所
代表取締役　望月　寛

仙台市青葉区五橋一丁目七番四号
（乙）有限会社望月
代表取締役　望月　寛

第 1 期決算公告

令和８年３月17日
東京都渋谷区道玄坂一丁目10番８号
渋谷道玄坂東急ビル２Ｆ－Ｃ
株式会社Insight Capital Solutions Japan
代表取締役　クリストファー・マイケル・チャヤ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	309,201
	資産合計	**309,201**
負債及び純資産の部	流動負債	3,266,943
	株主資本	△2,957,742
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△7,957,742
	その他利益剰余金	△7,957,742
	（うち当期純損失）	(7,957,742)
	負債・純資産合計	**309,201**

第 57 期決算公告

令和８年５月27日
埼玉県入間市狭山台四丁目14番地１
堀内食品工業株式会社
代表取締役　髙栁　純一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	356,157,343
	固定資産	567,513,428
	繰延資産	0
	資産合計	**923,670,771**
負債及び純資産の部	流動負債	218,568,458
	固定負債	30,476,000
	株主資本	674,626,313
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	654,626,313
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	649,626,313
	（うち当期純利益）	(6,148,609)
	負債・純資産合計	**923,670,771**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一〇〇〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、株主総会の決議は、令和八年四月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十七日

埼玉県入間市狭山台四丁目一四番地一
堀内食品工業株式会社
代表取締役　髙栁　純一

2025 年度決算公告

令和８年５月27日
東京都港区南青山三丁目１番３号
スプライン青山東急ビル６Ｆ
ケンブリッジコンサルタンツ株式会社
代表取締役　石毛　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	69,498
	固定資産	10,026
	資産合計	**79,524**
負債及び純資産の部	流動負債	23,028
	賞与引当金	12,044
	固定負債	21,735
	退職給付引当金	21,735
	株主資本	34,760
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,760
	その他利益剰余金	24,760
	（うち当期純損失）	(13,673)
	負債・純資産合計	**79,524**

決　算　公　告

令和８年５月27日
東京都豊島区西池袋五丁目４番１号
株式会社プラチナプロデュース
代表取締役　山本　和彦

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,911,656
	固定資産	394,138,895
	資産合計	**426,050,551**
負債及び純資産の部	流動負債	66,313,051
	固定負債	255,176,283
	負債合計	**321,489,334**
	資本金	3,000,000
	繰越利益剰余金	101,561,217
	（当期純利益）	(51,354,441)
	純資産合計	**104,561,217**
	負債・純資産合計	**426,050,551**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年六月二十九日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月八日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十七日

東京都豊島区西池袋五丁目四番一号
（甲）株式会社プラチナプロデュース
代表取締役　山本　和彦

長野県大町市大町三一五〇番地一
（乙）有限会社プラチナプロデュース
取締役　山本　和彦

第 5 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
東京都中野区本町一丁目28番２―207号
株式会社賃貸ねっと
代表取締役社長　浅賀　生太

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	732
	固定資産	0
	資産合計	**732**
負債及び純資産の部	流動負債	681
	固定負債	1
	株主資本	49
	資本金	1
	利益剰余金	48
	その他利益剰余金	48
	（うち当期純利益）	(94)
	負債・純資産合計	**732**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億六千十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都港区東麻布二丁目三二番七号
ROJU_HIGASHIAZABU三階
ＡＩ　ｍｏｄｅｌ株式会社
代表取締役　谷口　大季

第５期決算公告　令和８年５月27日

東京都港区東麻布二丁目32番７号
ROJU__HIGASHIAZABU３階
AI model株式会社
代表取締役　谷口　大季

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	210,142
	固定資産	14,192
	資産合計	**224,334**
負純資産及び部	流動負債	169,999
	固定負債	3,096
	株主資本	51,239
	資本金	400,400
	資本剰余金	399,400
	資本準備金	399,400
	利益剰余金	△748,561
	その他利益剰余金	△748,561
	（うち当期純損失）	(379,822)
	負債・純資産合計	**224,334**

第35期決算公告　令和８年５月27日

東京都港区新橋四丁目22番４号
株式会社ＴＳ東京
代表取締役　井土　尊之

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,461,721
	固定資産	43,415
	合計	**1,505,136**
負純資産及び部	流動負債	186,009
	賞与引当金	11,854
	固定負債	550
	株主資本	1,318,577
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,278,577
	その他利益剰余金	1,278,577
	（うち当期純利益）	(202,221)
	合計	**1,505,136**

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月一日を効力発生日とする株式会社五味八珍との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

静岡県浜松市中央区小池町二四二四番地の三
株式会社五味八珍フードサービス
代表取締役　渡瀬　徹

第19期決算公告

令和８年５月27日
静岡県浜松市中央区小池町2424番地の３
株式会社五味八珍フードサービス
代表取締役　渡瀬　徹

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,658
	固定資産	367,714
	資産合計	**380,373**
負純資産及び部	流動負債	7,176
	固定負債	91,720
	株主資本	281,476
	資本金	10,000
	利益剰余金	271,476
	その他利益剰余金	271,476
	（うち当期純利益）	(15,211)
	負債・純資産合計	**380,373**

第45期決算公告　令和８年５月27日

東京都豊島区東池袋三丁目12番２号
株式会社マイクロ・テクニカ
代表取締役　柴崎　誠

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,432,961
	固定資産	818,531
	資産合計	**3,251,492**
負純資産及び部	流動負債	840,822
	固定負債	890,471
	株主資本	1,520,199
	資本金	150,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	1,325,199
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,315,199
	（うち当期純利益）	(59,346)
	負債・純資産合計	**3,251,492**

準備金の額の減少公告

当会社は、丸両自動車運送株式会社を完全子会社とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

静岡市清水区横砂西町一〇番六号
株式会社Ｍ．Ｒ
代表取締役　青木　良介

第26期決算公告

令和８年５月27日
静岡市清水区横砂西町10番６号
株式会社Ｍ．Ｒ
代表取締役　青木　良介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,969
	資産合計	**2,969**
負純資産及び部	流動負債	1,380
	負債合計	**1,380**
	株主資本	1,589
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,410
	その他利益剰余金	△1,410
	（うち当期純損失）	(33)
	純資産合計	**1,589**
	負債・純資産合計	**2,969**

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日を効力発生日とするエフシーテック株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

名古屋市北区志賀町二丁目三八番地
スズキ産業株式会社
代表取締役　鈴木　憲一

第41期決算公告

令和８年５月27日
名古屋市北区志賀町二丁目38番地
スズキ産業株式会社
代表取締役　鈴木　憲一

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,208
	合計	**9,208**
負純資産及び部	流動負債	71
	株主資本	9,137
	資本金	10,000
	利益剰余金	△862
	利益準備金	800
	その他利益剰余金	△1,662
	（うち当期純利益）	(694)
	合計	**9,208**

第39期決算公告

令和８年５月27日
東京都中央区日本橋茅場町１丁目２番５号
インテグレート・システム株式会社
代表取締役社長　勝原雄一郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,053,003
	固定資産	76,692
	合計	**1,129,695**
負純資産及び部	流動負債	131,870
	固定負債	51,285
	株主資本	946,539
	資本金	50,000
	利益剰余金	896,539
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	884,039
	（うち当期純利益）	(78,024)
	合計	**1,129,695**

第17期決算公告　令和８年５月27日

東京都港区芝公園２－３－６
株式会社ＧＲＩ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	322,892
	固定資産	77,309
	資産合計	**400,201**
負純資産及び部	流動負債	105,381
	賞与引当金	6,090
	固定負債	110,466
	株主資本	184,353
	資本金	87,000
	資本剰余金	98,400
	資本準備金	94,000
	利益剰余金	7,353
	その他利益剰余金	7,353
	（うち当期純損失）	(13,120)
	自己株式	△8,400
	負債・純資産合計	**400,201**

第29期決算公告

令和８年５月27日
大阪府八尾市太田新町七丁目88番地
株式会社城之内
代表取締役　杉本　孝行

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	392,278
	固定資産	793,767
	繰延資産	5,482
	合計	1,191,528
負純資産の部及び	流動負債	108,492
	固定負債	764,536
	株主資本	318,499
	資本金	10,000
	利益剰余金	308,499
	その他利益剰余金	308,499
	（うち当期純損失）	(7,734)
	合計	1,191,528

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十七日
大阪府八尾市太田新町七丁目八八番地
（甲）株式会社城之内
代表取締役　杉本　孝行
大阪府泉大津市北豊中町二丁目一五－一四
（乙）有限会社三川屋
代表取締役　杉本　孝行

第２期決算公告

令和８年５月27日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目12番10号
ＰＭＯＥＸ日本橋茅場町３階
パートナーズダイレクトマーケティング株式会社
代表取締役　八木沢　伸

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	248,364
	資産合計	248,364
負純資産の部及び	流動負債	191,498
	賞与引当金	5,704
	株主資本	56,865
	資本金	72,500
	資本剰余金	71,500
	資本準備金	71,500
	利益剰余金	△87,134
	その他利益剰余金	△87,134
	（うち当期純損失）	(67,183)
	負債・純資産合計	248,364

第16期決算公告

令和８年５月27日
大阪市天王寺区小橋町９番26号
株式会社隆和
代表取締役　安本　隆吉

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,261
	固定資産	857,278
	合計	875,540
負純資産の部及び	流動負債	6,256
	固定負債	829,064
	株主資本	40,219
	資本金	1,000
	利益剰余金	39,219
	その他利益剰余金	39,219
	（うち当期純利益）	(5,050)
	合計	875,540

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千六百万円、資本準備金の額を一億一千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日
大阪市天王寺区小橋町九番二六号
株式会社隆和
代表取締役　安本　隆吉

第３期決算公告

令和８年５月27日
横浜市西区高島二丁目19番12号
横浜スカイビル20階
ハーグシュトライトジャパン株式会社
代表取締役　トーマス・レンツェン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,191
	資産合計	8,191
負純資産の部及び	流動負債	4,286
	賞与引当金	1,650
	株主資本	3,904
	資本金	1,000
	利益剰余金	2,904
	その他利益剰余金	2,904
	（うち当期純利益）	(1,438)
	負債・純資産合計	8,191

第22期決算公告

令和８年５月27日
大阪市北区南森町二丁目４番32号
株式会社ユート
代表取締役　福地　京子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	203,696
	固定資産	2,315,498
	繰延資産	3,793
	合計	2,522,987
負純資産の部及び	流動負債	2,613,578
	固定負債	25,373
	株主資本	△115,963
	資本金	10,000
	利益剰余金	△125,963
	その他利益剰余金	△125,963
	（うち当期純損失）	(9,549)
	合計	2,522,987

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、乙は計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十七日
大阪市北区南森町二丁目四番三二号
（甲）株式会社ユート
代表取締役　福地　京子
大阪市北区南森町二丁目四番三三号
（乙）日新印刷有限会社
代表取締役　福地　京子

第11期決算公告

令和８年４月27日
東京都千代田区六番町15番２号
鳳翔ビル３階
株式会社リンクキャスト
代表取締役　中村　崇

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,105
	資産合計	11,105
負純資産の部及び	流動負債	848
	株主資本	10,257
	資本金	6,000
	利益剰余金	4,257
	その他利益剰余金	4,257
	（うち当期純利益）	(652)
	負債・純資産合計	11,105

第４期決算公告

令和８年５月27日
兵庫県姫路市四郷町見野850番地７
株式会社ＮＴＨ
代表取締役　王　志忠

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	360,428
	固定資産	45,276,453
	繰延資産	1,898,000
	資産合計	47,534,881
負純資産の部及び	流動負債	11,590,716
	固定負債	35,984,400
	株主資本	△40,235
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△20,040,235
	その他利益剰余金	△20,040,235
	（うち当期純損失）	(13,427,772)
	負債・純資産合計	47,534,881

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十五日であり、株主総会決議は同年四月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日
兵庫県姫路市四郷町見野八五〇番地七
株式会社ＮＴＨ
代表取締役　王　志忠

第62期決算公告

2026年５月27日
東京都練馬区貫井３丁目16番５号
株式会社フクダ
代表取締役　内堀　正和

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,580,639
	固定資産	1,052,239
	有形固定資産	870,241
	無形固定資産	17,070
	投資その他の資産	164,927
	合計	2,632,878
負純資産の部及び	流動負債	571,405
	固定負債	82,031
	株主資本	1,979,442
	資本金	49,600
	利益剰余金	1,929,842
	（利益準備金）	(12,500)
	（うち当期純利益）	(72,655)
	合計	2,632,878

第 62 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
東京都渋谷区代々木４―31―８
日本瓦斯工事株式会社
代表取締役　向井　正弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,488,395
	固定資産	1,808,565
	合計	4,296,960
負債及び純資産の部	流動負債	2,189,439
	固定負債	118,419
	株主資本	1,989,102
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,889,102
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,874,102
	（うち当期純利益）	(328,474)
	合計	4,296,960

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

「スプライトファンタジア-精霊物語-」のサービス終了に伴い、資金決済法に関する法律第20条第１項に基づき、未使用の前払式支払手段の払戻しをいたします。

【払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号】
X―Legend Entertainment Japan合同会社

【払戻しに係る前払式支払手段の種類】
「スプライトファンタジア-精霊物語-」用有償ダイヤ（Android, iOS, Windows）

【払戻しの申出ができる期間】
令和８年５月27日12時00分～令和８年８月28日12時00分
※上記期間内にお申出いただけない場合には、本払戻し手続から除斥されます。

【本件に関するお問い合わせ先】
サポート窓口：https://aihelp-global.x-legend.com.tw/ai_g1_jp.php
令和８年５月27日
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号恵比寿ガーデンプレイスタワー18階
X―Legend Entertainment Japan合同会社

第 9 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
東京都板橋区志村３－４－11
nt style works株式会社
代表取締役　棗田　知博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,798
	固定資産	1,295
	合計	13,093
負債及び純資産の部	流動負債	2,216
	株主資本	10,877
	資本金	2,000
	利益剰余金	8,877
	その他利益剰余金	8,877
	（うち当期純利益）	(345)
	合計	13,093

第 30 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　東京都中央区築地４丁目１番１号
株式会社松竹マルチプレックスシアターズ
代表取締役社長　樫村　暢彦

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,852	流動負債	7,075
固定資産	16,426	固定負債	11,602
有形固定資産	11,523	負債合計	18,677
無形固定資産	170	株主資本	6,595
投資その他の資産	4,732	資本金	3,937
		資本剰余金	3,903
		利益剰余金	△1,245
		利益準備金	46
		その他利益剰余金	△1,292
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
		純資産合計	6,601
資産合計	25,279	負債・純資産合計	25,279

損益計算書の要旨
（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	32,092
売上原価	15,403
売上総利益	16,689
販売費及び一般管理費	14,596
営業利益	2,092
営業外収益	45
営業外費用	112
経常利益	2,026
特別利益	76
特別損失	41
税引前当期純利益	2,060
法人税、住民税及び事業税	356
法人税等調整額	△80
当期純利益	1,784

第 66 期決算公告　令和８年５月26日

東京都港区新橋１丁目10番６号
株式会社藤田商店
代表取締役　藤田　　文

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	40,065
	固定資産	7,387
	合計	47,452
負債及び純資産の部	流動負債	135
	固定負債	96
	株主資本	47,357
	資本金	74
	利益剰余金	47,283
	利益準備金	260
	その他利益剰余金	47,023
	（うち当期純損失）	(1,804)
	土地評価差額金	△136
	合計	47,452

第 10 期 決 算 公 告

令和８年５月26日
東京都中央区京橋二丁目５番18号
ＳＰＬｉｎｅ株式会社
代表取締役社長　内匠屋　篤

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,449,415	流動負債	27,702,701
固定資産	61,751	賞与引当金	15,747
		その他	27,686,953
		負債合計	27,702,701
		株主資本	1,808,465
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,708,465
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,683,465
		純資産合計	1,808,465
資産合計	29,511,167	負債・純資産合計	29,511,167

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,491,225
売上原価	105,479
売上総利益	1,385,745
販売費及び一般管理費	299,140
営業利益	1,086,604
営業外収益	26,726
経常利益	1,113,331
税引前当期純利益	1,113,331
法人税、住民税及び事業税	388,605
法人税等調整額	97
当期純利益	724,628

第４期決算公告　令和８年５月27日

東京都文京区小石川一丁目１番１号
リテイルメディア株式会社
代表取締役　川口　陽平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	212,313
	固定資産	327,845
	資産合計	540,159
負債及び純資産の部	流動負債	184,754
	固定負債	178,100
	株主資本	177,303
	資本金	100,000
	資本剰余金	26,062
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	1,062
	利益剰余金	51,240
	その他利益剰余金	51,240
	（うち当期純利益）	(51,240)
	負債・純資産合計	540,159

第 4 期 決 算 公 告

令和８年５月27日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
エヌブイワイ株式会社
代表取締役　髙橋　英生

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,781,292	流動負債	78,699
固定資産	55,555,341	負債合計	78,699
		株主資本	58,257,934
		資本金	27,872,015
		資本剰余金	27,872,015
		資本準備金	27,872,015
		利益剰余金	2,513,902
		その他利益剰余金	2,513,902
		純資産合計	58,257,934
資産合計	58,336,634	負債・純資産合計	58,336,634

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,774,880
売上総利益	2,774,880
販売費及び一般管理費	290,797
営業利益	2,484,082
営業外収益	31,044
経常利益	2,515,127
税引前当期純利益	2,515,127
法人税、住民税及び事業税	1,224
当期純利益	2,513,902

第　1　期　決　算　公　告

令和８年５月27日

東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

恵比寿特定目的会社

取締役　田中　雅勝

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	70,515,389	流動負債	1,661,792
その他の資産	2,850,114	固定負債	59,929,477
流動資産	2,689,742	**負債合計**	**61,591,269**
固定資産	147,533	社員資本	11,774,234
繰延資産	12,838	特定資本金	100
		優先資本金	11,320,150
		剰余金	453,984
		当期未処分利益	453,984
		純資産合計	**11,774,234**
資産合計	**73,365,503**	**負債・純資産合計**	**73,365,503**

損益計算書の要旨

（自　令和７年10月６日　至　令和７年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業利益	353,071
経常利益	454,284
税引前当期純利益	454,284
法人税、住民税及び事業税	300
当期純利益	453,984

第 35 期決算公告

令和８年５月27日

東京都港区海岸三丁目９番32号

チャコット株式会社

代表取締役社長　馬場　昭典

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	4,470
	固定資産	3,288
	合計	**7,758**
負債及び純資産の部	流動負債	1,523
	固定負債	694
	株主資本	5,540
	資本金	100
	資本剰余金	2,508
	（資本準備金）	（2,508）
	利益剰余金	2,932
	（利益準備金）	（61）
	（その他利益剰余金）	（2,871）
	合計	**7,758**

（注）　当期純利益　331百万円

第　17　期　決　算　公　告

令和８年５月27日

東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
虎ノ門ヒルズステーションタワー

Boeing Japan株式会社

代表取締役　エリック・ジー・ジョン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24,311	流動負債	20,050
固定資産	3,433	（インセンティブボーナス引当金）	（255）
		固定負債	1,915
		（退職給付引当金）	（1,080）
		株主資本	5,779
		資本金	700
		資本剰余金	700
		資本準備金	700
		利益剰余金	4,379
		その他利益剰余金	4,379
資産合計	**27,744**	**負債・純資産合計**	**27,744**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,432
売上原価	17,398
売上総利益	7,034
販売費及び一般管理費	5,991
営業利益	1,043
営業外収益	128
営業外費用	62
経常利益	1,109
税引前当期純利益	1,109
法人税、住民税及び事業税	585
法人税等調整額	△64
当期純利益	588

第 10 期決算公告

2026年３月31日

東京都渋谷区神宮前３－６－26

ｉｎｖｅｎｔｕｓ株式会社

代表取締役　中西　信人

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	956,257
	固定資産	616,793
	繰延資産	1,621
	合計	**1,574,672**
負債及び純資産の部	流動負債	807,382
	固定負債	445,949
	株主資本	321,341
	資本金	10,000
	利益剰余金	311,341
	その他利益剰余金	311,341
	（うち当期純利益）	（9,822）
	合計	**1,574,672**

決　算　公　告

令和８年５月27日

東京都江戸川区東葛西六丁目６番17－502号

タマルヤ広告株式会社

代表取締役　帆前　年記

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10,430
	固定資産	28,018
	資産合計	**38,448**
負債及び純資産の部	流動負債	302
	株主資本	38,146
	資本金	20,000
	利益剰余金	18,146
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	13,146
	（うち当期純利益）	（20,882）
	負債・純資産合計	**38,448**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都江戸川区東葛西六丁目六番一七－五〇二号

タマルヤ広告株式会社

代表取締役　帆前　年記

第　1　期　決　算　公　告

2026年３月31日

東京都台東区台東３－15－３

ＭＯＮＯＴＵＳ株式会社

代表取締役　市川　悠人

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	648,916
	固定資産	69,044
	合計	**717,961**
負債及び純資産の部	流動負債	274,218
	株主資本	443,742
	資本金	10,000
	資本剰余金	403,368
	利益剰余金	30,374
	（うち当期純利益）	（30,374）
	合計	**717,961**

第　47　期　決　算　公　告

令和８年５月27日

東京都港区北青山二丁目10番26号
マーシュ北青山Ｍ１Ｆ

株式会社シティボード

代表取締役　久保田昌一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,680
	固定資産	530
	資産合計	**4,210**
負債及び純資産の部	流動負債	3,853
	株主資本	357
	資本金	50,000
	利益剰余金	△49,643
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	△53,393
	（うち当期純損失）	（33,757）
	負債・純資産合計	**4,210**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都港区北青山二丁目一〇番二六号
マーシュ北青山Ｍ一Ｆ

株式会社シティボード

代表取締役　久保田昌一

第５期決算公告

令和８年５月27日

東京都港区六本木四丁目２番45号
髙會堂ビル２階

株式会社ｍｅｄｒｅｐ

代表取締役　吉野　光

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,043
	固定資産	222
	合計	**9,265**
負債及び純資産の部	流動負債	2,475
	固定負債	—
	株主資本	6,790
	資本金	8,948
	資本剰余金	8,648
	資本準備金	8,648
	利益剰余金	△10,806
	その他利益剰余金	△10,806
	（うち当期純利益）	（71）
	合計	**9,265**

第24期決算公告

令和８年５月26日

神奈川県逗子市逗子５丁目10番25号

株式会社京急ウィズ

代表取締役　中島　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,533
	固定資産	38,407
	資産合計	170,940
負純資債及産のび部	流動負債	45,932
	固定負債	0
	株主資本	125,008
	資本金	10,000
	利益剰余金	115,008
	その他利益剰余金	115,008
	（うち当期純損失）	(6,320)
	負債・純資産合計	170,940

第53期決算公告

令和８年５月27日

東京都港区虎ノ門３丁目18番19号

株式会社関東ガスサービス

代表取締役　諸治　憲一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	58,086,503
	固定資産	1,932,517
	資産合計	60,019,020
負純資債及産のび部	流動負債	16,042,783
	賞与引当金	5,250,228
	株主資本	43,976,237
	資本金	15,000,000
	資本剰余金	1,000,000
	利益剰余金	27,976,237
	（うち当期純利益）	(2,705,730)
	負債・純資産合計	60,019,020

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであり、乙の最終貸借対照表は左記のとおりです。

（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/044.html

令和八年五月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

（甲）エア・ウォーター東日本株式会社

代表取締役　上村　浩

東京都港区虎ノ門三丁目一八番一九号

（乙）株式会社関東ガスサービス

代表取締役　諸治　憲一

第１期決算公告

2026年３月31日

京都府京都市中京区錦小路通室町西入天神山町

ＫＯＴＯＴＵＳ株式会社

代表取締役　片山貢一郎

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,549
	合計	3,549
負純資債及産のび部	流動負債	41,507
	株主資本	△37,957
	資本金	1,000
	利益剰余金	△38,957
	その他利益剰余金	△38,957
	（うち当期純損失）	(38,957)
	合計	3,549

決算公告

令和８年５月27日

東京都新宿区新宿二丁目12番13号新宿アントレサロンビル２階

株式会社コノヒカラ

代表取締役　水野　恵子

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	165,375,460
	固定資産	16,142,479
	資産合計	181,811,284
負純資債及産のび部	流動負債	40,543,403
	株主資本	141,267,881
	資本金	111,003,242
	資本剰余金	110,003,242
	資本準備金	110,003,242
	利益剰余金	△79,738,603
	その他利益剰余金	△79,738,603
	（うち当期純損失）	(14,265,745)
	負債・純資産合計	181,811,284

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一二〇〇万三二四二円減少することにいたしました。この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都新宿区新宿二丁目一二番一三号新宿アントレサロンビル二階

株式会社コノヒカラ

代表取締役　水野　恵子

第55期決算公告

2026年５月13日

北海道苫小牧市新明町５丁目１番11号

サン飼料株式会社

代表取締役　佐藤　誠

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	107,374
	固定資産	110,715
	合計	218,089
負純資債及産のび部	流動負債	69,806
	固定負債	36,406
	引当金	1,000
	株主資本	110,877
	資本金	60,000
	利益剰余金	50,877
	利益準備金	9,750
	その他利益剰余金	41,127
	（うち当期純利益）	(3,329)
	合計	218,089

第90期決算公告

令和８年５月27日

東京都中央区日本橋室町３丁目２番１号

東京コンテナ工業株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	160,418
	固定資産	690,249
	資産合計	850,668
負純資債及産のび部	流動負債	241,425
	固定負債	471,939
	退職給与引当金	3,756
	株主資本	137,302
	資本金	80,000
	資本剰余金	8,492
	資本準備金	8,492
	利益剰余金	48,810
	利益準備金	23,041
	その他利益剰余金	25,768
	（うち当期純損失）	(63,595)
	負債・純資産合計	850,668

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する東京コンテナ工業株式会社（住所東京都中央区日本橋室町三丁目二番一号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都中央区日本橋室町三丁目二番一号

東京コンテナ工業株式会社

代表取締役　梁瀬　泰孝

第96期決算公告

令和８年５月12日

札幌市東区北19条東21丁目２番20号

アルテック株式会社

代表取締役　岡本　昌彦

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	984,139
	固定資産	70,055
	資産合計	1,054,194
負純資債及産のび部	流動負債	614,017
	固定負債	11,111
	株主資本	429,066
	資本金	67,500
	資本剰余金	23,324
	利益剰余金	338,242
	利益準備金	1,474
	その他利益剰余金	336,768
	（うち当期純利益）	(19,223)
	負債・純資産合計	1,054,194

Public Notice of Financial Settlement for FY 2025 Accounts

May 27, 2026

Eight Building 3F, 20—5 Myojincho 3-chome, Hachioji-shi, Tokyo

Auria Solutions International Inc.

Representative in Japan : Tomohiro Matsuoka

Summary of Balance Sheet　(as of 31 December, 2025)　(Unit : USD)

ACCOUNT	AMOUNT	ACCOUNT	AMOUNT
ASSETS		**LIABILITIES**	
Related party receivable	37,176	Accounts payable	1,478
Prepaid expenses and other current assets	6,154	Employee benefits payable	18,177
		Income taxes payable	7,701
		Equity	
		Retained earnings	16,605
		Foreign currency translation adjustment	△ 631
		Total shareholders' equity	15,974
		(Net Income)	(6,912)
Total assets	**43,330**	**Total liabilities and equity**	**43,330**

第３期決算公告

令和８年５月27日
東京都渋谷区代々木一丁目30番３号
ピックルアルファ株式会社
代表取締役　瀬賀　雅弥

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	68,792
	固定資産	21,131
	合計	89,923
負債及び純資産の部	流動負債	254,967
	固定負債	0
	株主資本	△165,043
	資本金	5,000
	利益剰余金	△170,043
	その他利益剰余金	△170,043
	（うち当期純損失）	(106,823)
	合計	89,923

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千万円、資本準備金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日
東京都渋谷区代々木一丁目三〇番三号
ピックルアルファ株式会社
代表取締役　瀬賀　雅弥

第14期決算公告

令和８年５月27日
栃木県日光市瀬尾33番地５
株式会社大日光商事
代表取締役　工藤　由也

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	69
	固定資産	475
	合計	544
負債及び純資産の部	流動負債	94
	固定負債	310
	退職給付引当金	7
	株主資本	138
	資本金	50
	利益剰余金	88
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	86
	（うち当期純利益）	(8)
	評価・換算差額等	2
	合計	544

第44期決算公告

令和８年５月27日
岐阜県恵那市長島町中野307番地
株式会社高木商店
代表取締役　高木　應浩

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	202
	固定資産	265
	合計	467
負債及び純資産の部	流動負債	330
	固定負債	100
	株主資本	37
	資本金	10
	利益剰余金	27
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	24
	（うち当期純損失）	(26)
	合計	467

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月三十日を効力発生日とする東栄製紙工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日
岐阜県恵那市長島町中野三〇七番地
株式会社高木商店
代表取締役　高木　應浩

第53期決算公告

令和８年５月26日
愛知県みよし市莇生町川岸当33番地の３
カンペ自動車塗料サービス株式会社
代表取締役　岩橋　賢志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	153,758
	固定資産	297,213
	合計	450,971
負債及び純資産の部	流動負債	187,566
	固定負債	32,161
	株主資本	231,244
	資本金	40,000
	利益剰余金	191,244
	利益準備金	11,010
	その他利益剰余金	180,234
	（うち当期純利益）	(7,935)
	合計	450,971

第９期決算公告

令和８年５月27日　　東京都港区虎ノ門一丁目２番15号
株式会社マイシェルパ
代表取締役　松本　良平

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		178,358	流動負債	31,674
固定資産		36,027	固定負債	49,171
繰延資産		210	株主資本	133,447
			資本金	167,016
			資本剰余金	164,016
			資本準備金	164,016
			利益剰余金	△197,585
			その他利益剰余金	△197,585
			（うち当期純損失）	(61,648)
			新株予約権	303
資産合計		214,595	負債・純資産合計	214,595

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千七百一万六千八百七十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日
東京都港区虎ノ門一丁目二番一五号
株式会社マイシェルパ
代表取締役　松本　良平

第14期決算公告

令和８年５月27日　　東京都港区北青山二丁目14番４号
株式会社Ｍｉｎｔｏ
代表取締役　水野　和寛

貸借対照表の要旨　（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,043,341	流動負債	635,716
固定資産	296,683	（うち賞与引当金）	(7,550)
		固定負債	188,490
		負債合計	824,206
		株主資本	515,564
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,498,624
		資本準備金	1,498,624
		利益剰余金	△1,083,060
		その他利益剰余金	△1,083,060
		（うち当期純損失）	(286,783)
		新株予約権	255
		純資産合計	515,819
資産合計	1,340,025	負債・純資産合計	1,340,025

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四九七万五〇〇〇円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日
東京都港区北青山二丁目一四番四号
株式会社Ｍｉｎｔｏ
代表取締役　水野　和寛

第62期決算公告

令和８年５月27日

愛媛県松山市南吉田町2798番地22

興安計装株式会社

代表取締役社長　松田　和重

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,516,813
	固定資産	960,769
	有形固定資産	483,739
	無形固定資産	9,011
	投資その他の資産	468,017
	資産合計	2,477,583
負債及び純資産の部	流動負債	434,974
	（うち賞与引当金）	(82,926)
	固定負債	250,000
	株主資本	1,753,007
	資本金	82,500
	資本剰余金	51,850
	その他資本剰余金	51,850
	利益剰余金	1,851,907
	利益準備金	20,625
	その他利益剰余金	1,831,282
	（うち当期純利益）	(66,111)
	自己株式	△ 233,250
	評価・換算差額等	39,601
	その他有価証券評価差額金	39,601
	負債・純資産合計	2,477,583

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年六月三十日とするアイガー株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

大阪市西区新町三丁目六番三―七〇五号

麓株式会社

代表取締役　田中　尚樹

第１期決算公告

令和８年５月27日

大阪市西区新町三丁目６番３―705号

麓株式会社

代表取締役　田中　尚樹

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	721,680
	合計	721,680
負純資産の債及び部	流動負債	35,000
	株主資本	686,680
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△313,320
	その他利益剰余金	△313,320
	（繰越利益剰余金）	(△313,320)
	（うち当期純損失）	(313,320)
	合計	721,680

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

新潟県燕市秋葉町四丁目九番一七号

株式会社大泉物産

代表取締役　大泉　一高

第62期決算公告

令和８年５月27日

新潟県燕市秋葉町四丁目９番17号

株式会社大泉物産

代表取締役　大泉　一高

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	102,990
	固定資産	86,150
	資産合計	189,141
負純資産の債及び部	流動負債	255,389
	固定負債	239,569
	株主資本	△ 305,818
	資本金	13,000
	利益剰余金	△ 318,818
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	△ 319,318
	（うち当期純損失）	(360,178)
	負債・純資産合計	189,141

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

札幌市白石区本郷通十三丁目南四番二七号

（甲）ムトウ建設工業株式会社

代表取締役　武藤　征一

札幌市白石区本郷通十三丁目南五番一号

（乙）株式会社財宅企画サービス

代表取締役　石川　達雄

第40期決算公告　令和８年５月27日

札幌市白石区本郷通十三丁目南５番１号

株式会社財宅企画サービス

代表取締役　石川　達雄

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	98,457
	固定資産	117,310
	資産合計	215,768
負純資産の債及び部	流動負債	48,750
	固定負債	76,189
	株主資本	90,828
	資本金	10,000
	利益剰余金	80,828
	その他利益剰余金	80,828
	（うち当期純利益）	(7,243)
	負債・純資産合計	215,768

第52期決算公告　令和８年５月27日

札幌市白石区本郷通十三丁目南４番27号

ムトウ建設工業株式会社

代表取締役　武藤　征一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	817,661
	固定資産	537,041
	繰延資産	2,246
	資産合計	1,356,949
負純資産の債及び部	流動負債	422,781
	固定負債	148,694
	株主資本	785,473
	資本金	31,800
	利益剰余金	753,673
	利益準備金	1,502
	その他利益剰余金	752,170
	（うち当期純利益）	(66,425)
	負債・純資産合計	1,356,949

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式九百五十株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

仙台市青葉区二日町一二番二一号シントウ二日町ビル二階三号室

（甲）株式会社トラベルｅ旅

代表取締役　佐藤　芳郎

仙台市青葉区二日町一二番二一号シントウ二日町ビル二階三号室

（乙）株式会社トラベルｅ旅．ｃｏｍ

代表取締役　佐藤　芳郎

第19期決算公告　令和８年５月27日

仙台市青葉区二日町12番21号シントウ二日町ビル２階３号室

株式会社トラベルｅ旅．ｃｏｍ

代表取締役　佐藤　芳郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	52,938
	固定資産	17,147
	繰延資産	2,541
	合計	72,626
負純資産の債及び部	流動負債	10,251
	固定負債	48,473
	株主資本	13,902
	資本金	22,100
	利益剰余金	△7,698
	その他利益剰余金	△7,698
	（うち当期純利益）	(9,487)
	自己株式	△500
	合計	72,626

第４期決算公告

令和８年５月27日

仙台市青葉区二日町12番21号シントウ二日町ビル２階３号室

株式会社トラベルｅ旅

代表取締役　佐藤　芳郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,846
	固定資産	2,200
	繰延資産	220
	合計	87,266
負純資産の債及び部	流動負債	78,038
	固定負債	—
	株主資本	9,228
	資本金	9,500
	利益剰余金	△272
	その他利益剰余金	△272
	（うち当期純利益）	(3)
	合計	87,266

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都港区赤坂七丁目一〇番二〇号
（甲）太洋海運インターナショナル株式会社
代表取締役　石井　順子

東京都港区赤坂七丁目一〇番二〇号
（乙）中央ビル管理株式会社
代表取締役　石井　順子

第101期決算公告　令和８年５月27日
東京都港区赤坂七丁目10番20号
太洋海運インターナショナル株式会社
代表取締役　石井　順子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,082,392
	固定資産	1,841,855
	合計	2,924,247
負純資産債及びの部	流動負債	10,275
	固定負債	945,717
	株主資本	1,968,255
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,753,654
	利益準備金	44,650
	その他利益剰余金	2,709,004
	（うち当期純損失）	(286,416)
	自己株式	△815,400
	合計	2,924,247

第63期決算公告　令和８年５月27日
東京都港区赤坂七丁目10番20号
中央ビル管理株式会社
代表取締役　石井　順子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,135
	固定資産	779,619
	合計	797,754
負純資産債及びの部	流動負債	180
	株主資本	797,574
	資本金	40,000
	利益剰余金	1,070,173
	利益準備金	20,934
	その他利益剰余金	1,049,238
	（うち当期純利益）	(7,439)
	自己株式	△312,599
	合計	797,754

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都目黒区上目黒二丁目一六番一四号
（甲）サンユー不動産株式会社
代表取締役　品田　守敏

横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目一二番地一〇
（乙）株式会社ハートフル
代表取締役　野村　和正

第63期決算公告
令和８年５月27日
東京都目黒区上目黒二丁目16番14号
サンユー不動産株式会社
代表取締役　品田　守敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,802
	固定資産	46,321
	純資産合計	137,123
負純資産債及びの部	流動負債	5,210
	固定負債	25,059
	株主資本	106,854
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	86,854
	（うち当期純利益）	(580)
	負債・純資産合計	137,123

第52期決算公告
令和８年５月27日
横浜市保土ヶ谷区天王町一丁目12番地10
株式会社ハートフル
代表取締役　野村　和正

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,788
	固定資産	15,239
	資産合計	31,027
負純資産債及びの部	流動負債	1,157
	株主資本	29,870
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,870
	（うち当期純損失）	(4,340)
	負債・純資産合計	31,027

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

名古屋市中区栄一丁目八番一六号
（甲）株式会社新都開発
代表取締役　泉口　正勝

名古屋市中区栄一丁目八番一六号
（乙）新都開発株式会社
代表取締役　泉口　正勝

第6期決算公告
令和８年５月27日
名古屋市中区栄一丁目８番16号
株式会社新都開発
代表取締役　泉口　正勝

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	872,762
	固定資産	129,347
	繰延資産	12,432
	合計	1,014,542
負純資産債及びの部	流動負債	871,590
	固定負債	206,167
	株主資本	△63,215
	資本金	30,000
	利益剰余金	△93,215
	その他利益剰余金	△93,215
	（うち当期純損失）	(64,587)
	合計	1,014,542

第3期決算公告
令和８年５月27日
名古屋市中区栄一丁目８番16号
新都開発株式会社
代表取締役　泉口　正勝

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,077
	固定資産	13,937
	繰延資産	2,132
	合計	35,148
負純資産債及びの部	流動負債	1,943
	固定負債	26,146
	株主資本	7,058
	資本金	15,000
	利益剰余金	△7,941
	その他利益剰余金	△7,941
	（うち当期純利益）	(2,161)
	合計	35,148

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）

令和八年五月二十七日

熊本市中央区出水七丁目60番１号
（甲）熊本森川観光株式会社
代表取締役　森川　清司

熊本市中央区出水七丁目六〇番一号
（乙）鹿児島森川観光株式会社
代表取締役　森川　清司

熊本市中央区出水七丁目六〇番一号
（丙）宮崎森川観光有限会社
代表取締役　森川　清司

第37期決算公告
令和８年５月27日
熊本市中央区出水七丁目60番１号
熊本森川観光株式会社
（旧商号　熊本森川観光有限会社）
代表取締役　森川　清司

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49,068
	固定資産	470,759
	合計	519,828
負純資産債及びの部	流動負債	165,357
	固定負債	201,274
	株主資本	153,195
	資本金	73,000
	利益剰余金	80,195
	その他利益剰余金	80,195
	（うち当期純利益）	(5,415)
	合計	519,828

第49期決算公告
令和８年５月27日
熊本市中央区出水七丁目60番１号
鹿児島森川観光株式会社
代表取締役　森川　清司

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,415
	固定資産	72,520
	合計	103,935
負純資産債及びの部	流動負債	4,873
	株主資本	99,062
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,062
	その他利益剰余金	89,062
	（うち当期純損失）	(80)
	合計	103,935

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

沖縄県うるま市前原五四七番地一
（甲）株式会社YUME Design Studio
代表取締役　眞中　武司

沖縄県沖縄市比屋根二丁目八番三一号
（乙）株式会社YUME沖縄Design Works
代表取締役　與古田　諒

第10期決算公告

令和８年５月27日

沖縄県沖縄市比屋根二丁目８番31号
株式会社YUME沖縄Design Works
代表取締役　與古田　諒

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	61,498
	固定資産	122,543
	資産合計	184,041
負債及び純資産の部	流動負債	25,693
	固定負債	75,418
	株主資本	82,929
	資本金	8,000
	利益剰余金	74,929
	その他利益剰余金	74,929
	（うち当期純利益）	(14,446)
	負債・純資産合計	184,041

第27期決算公告

令和８年５月27日

沖縄県うるま市前原547番地１
株式会社YUME Design Studio
代表取締役　眞中　武司

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,460
	固定資産	393,833
	資産合計	433,293
負債及び純資産の部	流動負債	12,223
	固定負債	337,167
	株主資本	83,902
	資本金	3,000
	利益剰余金	80,902
	その他利益剰余金	80,902
	（うち当期純利益）	(5,224)
	負債・純資産合計	433,293

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

埼玉県新座市大和田一丁目八番四三号
（甲）株式会社家電サービス
代表取締役　白井　一誠

埼玉県新座市大和田一丁目八番四三号
（乙）株式会社ネイシス
代表取締役　白井　一誠

第４期決算公告

令和８年５月27日

埼玉県新座市大和田一丁目８番43号
株式会社ネイシス
代表取締役　白井　一誠

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	385,404
	固定資産	1,904,919
	合計	2,290,323
負債及び純資産の部	流動負債	7,009
	固定負債	913,980
	株主資本	1,369,333
	資本金	9,000
	利益剰余金	1,360,333
	その他利益剰余金	1,360,333
	（うち当期純利益）	(8,975)
	合計	2,290,323

第23期決算公告

令和８年５月27日

埼玉県新座市大和田一丁目８番43号
株式会社家電サービス
代表取締役　白井　一誠

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,488,961
	固定資産	420,877
	合計	1,909,838
負債及び純資産の部	流動負債	388,371
	株主資本	1,521,467
	資本金	3,000
	利益剰余金	1,518,467
	その他利益剰余金	1,518,467
	（うち当期純利益）	(159,050)
	合計	1,909,838

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都港区港南二丁目四番七号
（甲）株式会社ティーズヴォイス
代表取締役　今枝　朋子

埼玉県草加市栄町二丁目八番二七号
（乙）株式会社ティーズナチュラル
代表取締役　今枝　朋子

第７期決算公告

令和８年５月27日

埼玉県草加市栄町二丁目８番27号
株式会社ティーズナチュラル
代表取締役　今枝　朋子

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28
	合計	28
負債及び純資産の部	流動負債	13,107
	株主資本	△13,079
	資本金	100
	利益剰余金	△13,179
	その他利益剰余金	△13,179
	（うち当期純損失）	(3,940)
	合計	28

第11期決算公告

令和８年５月27日

東京都港区港南二丁目４番７号
株式会社ティーズヴォイス
代表取締役　今枝　朋子

貸借対照表の要旨

（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,013
	固定資産	2,471
	合計	19,484
負債及び純資産の部	流動負債	11,903
	株主資本	7,581
	資本金	9,000
	利益剰余金	△1,418
	その他利益剰余金	△1,418
	（うち当期純利益）	(5,886)
	合計	19,484

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式三百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都豊島区池袋二丁目七四番六号一Ｆ
（甲）株式会社イーエスエヌ
代表取締役　坂本　太悟

千葉県千葉市花見川区三角町四八七番地
一四六
（乙）株式会社ケイエスイー
代表取締役　坂本　太悟

決算公告

令和８年５月27日

千葉県千葉市花見川区三角町487番地146
株式会社ケイエスイー
代表取締役　坂本　太悟

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	113
	固定資産	158,680
	合計	158,794
負債及び純資産の部	流動負債	170
	株主資本	158,624
	資本金	100
	利益剰余金	158,524
	その他利益剰余金	158,524
	（うち当期純利益）	(158,664)
	合計	158,794

決算公告

令和８年５月27日

東京都豊島区池袋二丁目74番６号１Ｆ
株式会社イーエスエヌ
代表取締役　坂本　太悟

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	242,702
	固定資産	25,480
	合計	268,183
負債及び純資産の部	流動負債	52,228
	株主資本	215,955
	資本金	5,000
	利益剰余金	211,758
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	210,508
	（うち当期純利益）	(56,676)
	自己株式	△803
	合計	268,183

決　算　公　告

令和８年５月27日
東京都世田谷区太子堂一丁目12番27号
コンフォートテラス1005号
株式会社七色広告
代表取締役　峰尾　夏美

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	94,632
	繰延資産	4,585
	合計	99,217
負純資産債及の部び	流動負債	98,600
	株主資本	616
	資本金	500
	利益剰余金	116
	その他利益剰余金	116
	（うち当期純利益）	(116)
	合計	99,217

決　算　公　告

令和８年５月27日
東京都北区赤羽一丁目52番７号
株式会社きたむら
代表取締役　末木　利治

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	122,944
	固定資産	11,152
	合計	134,096
負純資産債及の部び	流動負債	80,769
	固定負債	153,202
	株主資本	△99,875
	資本金	10,000
	利益剰余金	△109,875
	その他利益剰余金	△109,875
	（うち当期純利益）	(2,726)
	合計	134,096

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年八月二十四日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月一日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十七日
東京都北区赤羽一丁目五二番七号
（甲）株式会社きたむら
代表取締役　末木　利治
東京都世田谷区太子堂一丁目一二番二七号コンフォートテラス一〇〇五号
（乙）株式会社七色広告
代表取締役　峰尾　夏美

第７期決算公告

令和８年５月27日
大阪市中央区北浜東１番12号
天満橋フジタビル801号
株式会社NAIPO CARE JAPAN
代表取締役　杉本　吉則

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	81,377
	固定資産	463
	合計	81,840
負純資産債及の部び	流動負債	137,442
	固定負債	32,381
	株主資本	△87,983
	資本金	4,000
	利益剰余金	△91,983
	その他利益剰余金	△91,983
	（うち当期純利益）	(3,242)
	合計	81,840

第２期決算公告

令和８年５月27日
大阪市福島区福島二丁目10番11号
秋元ビル５階
株式会社HOGXIA
代表取締役　田所　文太

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	40,706
	固定資産	9,336
	合計	50,043
負純資産債及の部び	流動負債	20,245
	固定負債	13,421
	株主資本	16,375
	資本金	3,000
	利益剰余金	13,375
	その他利益剰余金	13,375
	（うち当期純利益）	(13,277)
	合計	50,043

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のYahoo!ショッピング事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十七日
大阪市福島区福島二丁目一〇番一一号
秋元ビル五階
（甲）株式会社HOGXIA
代表取締役　田所　文太
大阪市中央区北浜東一番一二号
橋フジタビル八〇一号
（乙）株式会社NAIPO CARE JAPAN
代表取締役　杉本　吉則

第50期決算公告　令和８年５月27日

大阪府東大阪市楠根一丁目７番19号
株式会社鈴江
代表取締役　川原　稔

貸借対照表の要旨（令和７年７月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	83,673
	固定資産	385,470
	合計	469,144
負純資産債及の部び	流動負債	48,822
	固定負債	301,001
	株主資本	119,320
	資本金	98,000
	利益剰余金	21,320
	その他利益剰余金	21,320
	（うち当期純利益）	(9,056)
	合計	469,144

第53期決算公告　令和８年５月27日

京都府綴喜郡井手町大字井手小字中川55番地
五洋パッケージ株式会社
代表取締役　井川　智崇

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,372,076
	固定資産	2,212,933
	合計	4,585,009
負純資産債及の部び	流動負債	1,557,211
	固定負債	2,442,213
	株主資本	585,584
	資本金	100,000
	利益剰余金	485,584
	利益準備金	36,000
	その他利益剰余金	449,584
	（うち当期純利益）	(8,632)
	合計	4,585,009

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は令和八年七月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年五月十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十七日
京都府綴喜郡井手町大字井手小字中川五五番地
（甲）五洋パッケージ株式会社
代表取締役　井川　智崇
大阪府東大阪市楠根一丁目七番一九号
（乙）株式会社鈴江
代表取締役　川原　稔

第９期決算公告

令和８年５月27日
大阪府羽曳野市河原城800番地
株式会社ＧＡＭＢＡ
代表取締役　横山　賢二

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	70,903
	固定資産	54,087
	繰延資産	943
	合計	125,933
負純資産債及の部び	流動負債	82,195
	固定負債	126,942
	株主資本	△ 83,204
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 86,204
	その他利益剰余金	△ 86,204
	（うち当期純損失）	(3,782)
	合計	125,933

第24期決算公告

令和８年５月27日
大阪府羽曳野市埴生野1064番地の15
株式会社ケンショウ
代表取締役　横山　賢二

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	475,065
	固定資産	516,385
	合計	991,450
負純資産債及の部び	流動負債	439,262
	固定負債	412,776
	株主資本	139,412
	資本金	10,000
	利益剰余金	129,412
	その他利益剰余金	129,412
	（うち当期純利益）	(8,069)
	合計	991,450

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十七日
大阪府羽曳野市埴生野一〇六四番地の一五
（甲）株式会社ケンショウ
代表取締役　横山　賢二
大阪府羽曳野市河原城八〇〇番地
（乙）株式会社ＧＡＭＢＡ
代表取締役　横山　賢二

第６期決算公告

令和８年５月27日
福岡市中央区大名一丁目１番３―402号
UNION PROVISIONS株式会社
代表取締役　小寺　史郎

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,273,839
	固定資産	510,000
	資産合計	1,783,839
負純資債及産のび部	固定負債	17,729,793
	株主資本	△15,945,954
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△16,945,954
	その他利益剰余金	△16,945,954
	（うち当期純利益）	(4,923,220)
	負債・純資産合計	1,783,839

第14期決算公告

令和８年５月27日
福岡市中央区大名一丁目１番３―402号
SOUTHBOUND株式会社
代表取締役　小寺　史郎

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,409,520
	固定資産	11,385,426
	資産合計	55,794,946
負純資債及産のび部	流動負債	18,738,075
	固定負債	16,808,000
	株主資本	20,248,871
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	18,248,871
	その他利益剰余金	18,248,871
	（うち当期純利益）	(11,028,994)
	負債・純資産合計	55,794,946

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十七日
福岡市中央区大名一丁目一番三―四〇二号
（甲）SOUTHBOUND株式会社
代表取締役　小寺　史郎
（乙）UNION PROVISIONS株式会社
代表取締役　小寺　史郎

第９期決算公告

令和８年５月27日
東京都新宿区市谷田町２丁目17番地
フタリノ株式会社
代表取締役　清水　愛

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	5
	固定資産	0
	資産合計	5
負純資債及産のび部	流動負債	0
	固定負債	2
	株主資本	3
	資本金	10
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	△8
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△8
	（うち当期純損失）	(3)
	負債・純資産合計	5

第19期決算公告

令和８年５月27日
福岡県福岡市中央区天神三丁目１番１号
株式会社ボーダレス・ジャパン
代表取締役　鈴木　雅剛

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,957
	固定資産	1,561
	資産合計	3,517
負純資債及産のび部	流動負債	983
	固定負債	557
	株主資本	1,978
	資本金	10
	資本剰余金	△59
	その他資本剰余金	△59
	利益剰余金	2,027
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	2,027
	（うち当期純利益）	(195)
	負債・純資産合計	3,517

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十七日
福岡県福岡市中央区天神三丁目一番一号
（甲）株式会社ボーダレス・ジャパン
代表取締役　鈴木　雅剛
東京都新宿区市谷田町二丁目一七番地
（乙）フタリノ株式会社
代表取締役　清水　愛

第26期決算公告

令和８年５月27日
大阪市北区芝田一丁目12番７号
株式会社ヒューマン
代表取締役　後藤　延樹

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	90,355
	資産合計	90,355
負純資債及産のび部	流動負債	8,677
	負債合計	8,677
	株主資本	81,677
	資本金	3,000
	利益剰余金	78,677
	その他利益剰余金	78,677
	（うち当期純損失）	(49,701)
	純資産合計	81,677
	負債・純資産合計	90,355

第16期決算公告

令和８年５月27日
大阪市中央区南船場四丁目12番８号
ダイヤホームズ株式会社
代表取締役　後藤　延樹

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,261,235
	固定資産	13,971
	資産合計	1,275,206
負純資債及産のび部	流動負債	86,025
	固定負債	476
	負債合計	86,501
	株主資本	1,188,704
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,178,704
	その他利益剰余金	1,178,704
	（うち当期純利益）	(91,588)
	純資産合計	1,188,704
	負債・純資産合計	1,275,206

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十七日
大阪市中央区南船場四丁目一二番八号
（甲）ダイヤホームズ株式会社
代表取締役　後藤　延樹
大阪市北区芝田一丁目一二番七号
（乙）株式会社ヒューマン
代表取締役　後藤　延樹

第105期決算公告

令和８年５月27日
福岡県久留米市三潴町草場68番地の４
萬年亀酒造株式会社
代表取締役　中山　雄介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,640
	固定資産	134,387
	合計	136,026
負純資債及産のび部	流動負債	59,772
	固定負債	91,971
	株主資本	△15,716
	資本金	10,000
	利益剰余金	△25,716
	利益準備金	4,739
	その他利益剰余金	△30,455
	（うち当期純損失）	(8,018)
	合計	136,026

第２期決算公告

令和８年５月27日
福岡県田川郡福智町上野3109番地38
株式会社天郷醸造所
代表取締役　中山　雄介

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	21,020
	固定資産	73,601
	合計	94,621
負純資債及産のび部	流動負債	13,511
	固定負債	73,749
	株主資本	7,362
	資本金	13,300
	資本剰余金	13,300
	資本準備金	13,300
	利益剰余金	△19,238
	その他利益剰余金	△19,238
	（うち当期純損失）	(17,041)
	合計	94,621

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和八年五月二十七日
福岡県田川郡福智町上野三一〇九番地三八
（甲）株式会社天郷醸造所
代表取締役　中山　雄介
福岡県久留米市三潴町草場六八番地の四
（乙）萬年亀酒造株式会社
代表取締役　中山　雄介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年五月二十七日

東京都品川区大井一丁目一六番一―一六〇六号

（甲）株式会社ＡＧＰコンサルティング

代表取締役　中西　智文

東京都世田谷区桜新町二丁目二五番一二―五〇七号

（乙）株式会社Ｃｈｉｚｕｒｕコンサルティング

代表取締役　中西千寿留

東京都世田谷区桜新町二丁目二五番一二―五〇七号

（丙）株式会社Ｋｅｉｚｏｕコンサルティング

代表取締役　中西　敬三

第６期決算公告

令和８年５月27日

東京都世田谷区桜新町２丁目25番12―507号

株式会社Ｃｈｉｚｕｒｕコンサルティング

代表取締役　中西千寿留

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,705
	資産合計	25,705
負債及び純資産の部	流動負債	236
	負債合計	236
	株主資本	25,469
	資本金	500
	利益剰余金	24,969
	その他利益剰余金	24,969
	（うち当期純損失）	(3,141)
	純資産合計	25,469
	負債・純資産合計	25,705

第６期決算公告

令和８年５月27日

東京都世田谷区桜新町２丁目25番12―507号

株式会社Ｋｅｉｚｏｕコンサルティング

代表取締役　中西　敬三

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,623
	資産合計	25,623
負債及び純資産の部	流動負債	236
	負債合計	236
	株主資本	25,387
	資本金	500
	利益剰余金	24,887
	その他利益剰余金	24,887
	（うち当期純損失）	(3,104)
	純資産合計	25,387
	負債・純資産合計	25,623

第９期決算公告

令和８年５月27日

東京都品川区大井１丁目16番１―1606号

株式会社ＡＧＰコンサルティング

代表取締役　中西　智文

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	516,022	流動負債	48,218
固定資産	46,905	負債合計	48,218
		株主資本	514,709
		資本金	300
		利益剰余金	514,409
		その他利益剰余金	514,409
		（うち当期純利益）	(117,772)
		純資産合計	514,709
資産合計	562,928	負債・純資産合計	562,928

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年六月三十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和八年五月二十七日

埼玉県さいたま市大宮区三橋三丁目一六六番地

（甲）ＭＥＤ Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ株式会社

代表取締役　鈴木　敦

名古屋市守山区菱池町一二番二三号

（乙）株式会社プロメテックスクリエイト

代表取締役　佐々木洋寧

名古屋市中区栄三丁目一八番一号ナディアパークビジネスセンタービル一四階

（丙）株式会社プロメテックスエナジー

代表取締役　佐々木洋寧

決算公告

令和８年５月27日

名古屋市守山区菱池町12番23号

株式会社プロメテックスクリエイト

代表取締役　佐々木洋寧

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	291,333
	固定資産	77,645
	合計	368,979
負債及び純資産の部	流動負債	149,336
	賞与引当金	4,089
	固定負債	155,695
	退職給付引当金	3,286
	株主資本	63,947
	資本金	50,000
	利益剰余金	13,947
	その他利益剰余金	13,947
	（うち当期純損失）	(597)
	合計	368,979

決算公告

令和８年５月27日

名古屋市中区栄三丁目18番１号ナディアパークビジネスセンタービル14階

株式会社プロメテックスエナジー

代表取締役　佐々木洋寧

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	353,633
	固定資産	20
	合計	353,653
負債及び純資産の部	流動負債	398,867
	賞与引当金	1,612
	株主資本	△45,213
	資本金	10,000
	資本剰余金	8,053
	その他資本剰余金	8,053
	利益剰余金	△63,267
	その他利益剰余金	△63,267
	（うち当期純損失）	(9,349)
	合計	353,653

決算公告

令和８年５月27日

埼玉県さいたま市大宮区三橋三丁目166番地

ＭＥＤ Ｅｎｇｉｎｅｅｒｉｎｇ株式会社

代表取締役　鈴木　敦

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	190,544	流動負債	83,815
固定資産	36,988	固定負債	48,646
		株主資本	95,071
		資本金	5,000
		資本剰余金	23,000
		その他資本剰余金	23,000
		利益剰余金	67,071
		その他利益剰余金	67,071
		（うち当期純利益）	(12,441)
合計	227,532	合計	227,532

第 55 期 決 算 公 告

令和８年４月16日

東京都千代田区有楽町一丁目７番１号

東宝ファシリティーズ株式会社

代表取締役　塚田　泰浩

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,870
	固定資産	2,354
	資産合計	8,225
負債及び純資産の部	流動負債	1,043
	賞与引当金	61
	固定負債	591
	退職給付引当金	234
	負債合計	1,635
	株主資本	5,570
	資本金	200
	資本剰余金	30
	その他資本剰余金	30
	利益剰余金	5,340
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	5,290
	（うち当期純利益）	（480）
	評価・換算差額等	1,019
	その他有価証券評価差額金	1,019
	純資産合計	6,589
	負債・純資産合計	8,225

決算公告

令和８年５月27日

福岡市博多区博多駅前二丁目20番１号

株式会社中庭測量コンサルタント

代表取締役　桑野尚二朗

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	145,814
	固定資産	41,659
	合計	187,473
負純資債産及のび部	流動負債	58,319
	固定負債	100,000
	株主資本	29,153
	資本金	10,000
	資本剰余金	13,000
	その他資本剰余金	13,000
	利益剰余金	6,153
	その他利益剰余金	6,153
	（うち当期純利益）	（2,477）
	合計	187,473

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月二十七日

福岡市博多区博多駅前二丁目二〇番一号

（甲）株式会社中庭測量コンサルタント

代表取締役　桑野尚二朗

福岡市博多区博多駅前二丁目二〇番一号

（乙）有限会社鐘ケ江設計

代表取締役　鐘ケ江幸義

第 72 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

新潟県佐渡市羽茂大橋1646番地３

本間建設株式会社

代表取締役　本間　寿正

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,105,021
	固定資産	940,252
	資産合計	2,045,274
負純資債産及のび部	流動負債	345,893
	株主資本	1,699,380
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,679,820
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	1,673,570
	（うち当期純利益）	（67,833）
	自己株式	△ 5,440
	負債・純資産合計	2,045,274

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億六千六十六万五千四百四十五円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年五月二十七日

新潟県佐渡市羽茂大橋一六四六番地三

本間建設株式会社

代表取締役　本間　寿正

第 7 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

東京都港区赤坂二丁目５番８号

アルジェニクスジャパン株式会社

代表取締役　後藤　太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,248
	固定資産	501
	資産合計	22,750
負債及び純資産の部	流動負債	15,048
	有給休暇引当金	312
	賞与引当金	339
	その他流動負債	14,397
	固定負債	315
	退職給与引当金	315
	負債合計	15,364
	株主資本	7,385
	資本金	100
	資本剰余金	4,910
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	2,410
	利益剰余金	2,375
	その他利益剰余金	2,375
	（うち当期純利益）	（1,176）
	純資産合計	7,385
	負債・純資産合計	22,750

第 58 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

山形市成沢西四丁目６番24号

株式会社タイヤセンターヤマダ

代表取締役　山田伸一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	411,833
	固定資産	514,001
	合計	925,834
負純資債産及のび部	流動負債	172,123
	固定負債	173,675
	株主資本	580,036
	資本金	17,500
	利益剰余金	563,536
	（利益準備金）	（535）
	（その他利益剰余金）	（563,001）
	（うち当期純利益）	（28,144）
	自己株式	△1,000
	合計	925,834

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲乙丙各社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年五月二十七日

山形市成沢西四丁目六番二四号

（甲）株式会社タイヤセンターヤマダ

代表取締役　山田伸一郎

山形市成沢西四丁目六番二四号

（乙）セーフティドライブオンエア株式会社

代表取締役　山田伸一郎

山形市成沢西四丁目六番二四号

（丙）山形工業用品販売株式会社

代表取締役　山田伸一郎

第 47 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

山形市成沢西四丁目６番24号

山形工業用品販売株式会社

代表取締役　山田伸一郎

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	8,514
	固定資産	0
	合計	8,514
負純資債産及のび部	流動負債	72
	固定負債	0
	株主資本	8,442
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,558
	（利益準備金）	（0）
	（その他利益剰余金）	（△1,558）
	（うち当期純損失）	（194）
	合計	8,514

第 9 期 決 算 公 告

令和８年５月27日

山形市成沢西四丁目６番24号

セーフティドライブオンエア株式会社

代表取締役　山田伸一郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,710
	固定資産	35,725
	合計	38,435
負純資債産及のび部	流動負債	186
	固定負債	0
	株主資本	38,249
	資本金	40,000
	利益剰余金	△1,751
	（利益準備金）	（0）
	（その他利益剰余金）	（△1,751）
	（うち当期純利益）	（40）
	合計	38,435

第 67 期 決 算 公 告

令和８年５月27日　　福岡県福岡市博多区榎田１丁目10番21号

ダイキンＨＶＡＣソリューション九州株式会社

代表取締役　日比谷洋一

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,433,098	流動負債	3,828,808
固定資産	1,030,699	固定負債	108,986
		負債合計	**3,937,794**
		株主資本	4,523,165
		資本金	40,000
		資本剰余金	220,000
		利益剰余金	4,263,165
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	4,253,165
		（うち当期純利益）	（506,565）
		評価・換算差額等	2,837
		純資産合計	**4,526,002**
資産合計	**8,463,797**	**負債・純資産合計**	**8,463,797**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＭＥＤ Ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ北日本株式会社と変更し、本店を東京都港区港南二丁目一六番一号に移転します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年六月三十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年五月二十七日

（甲）下記のとおりです。

名古屋市中区栄三丁目一八番一号ナディアパークビジネスセンタービル一四階

アパークビジネスセンタービル一四階

（乙）下記のとおりです。

名古屋市中区栄三丁目一八番一号ナディアパークビジネスセンタービル一四階

（甲）株式会社プロメテックスホールディングス

代表取締役　江中　健一

（乙）日本住宅総合開発株式会社

代表取締役　江中　健一

決　算　公　告

令和８年５月27日　　名古屋市中区栄三丁目18番１号

ナディアパークビジネスセンタービル14階

株式会社プロメテックスホールディングス

代表取締役　江中　健一

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	769,368	流動負債	607,632
固定資産	298,397	賞与引当金	1,578
		固定負債	538,663
		株主資本	△78,530
		資本金	100,000
		利益剰余金	△148,875
		その他利益剰余金	△148,875
		（うち当期純損失）	（163,605）
		自己株式	△29,655
合計	**1,067,765**	**合計**	**1,067,765**

決　算　公　告

令和８年５月27日　　名古屋市中区栄三丁目18番１号

ナディアパークビジネスセンタービル14階

日本住宅総合開発株式会社

代表取締役　江中　健一

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	969,743	流動負債	553,419
		賞与引当金	15,339
		固定負債	50,881
		株主資本	365,442
		資本金	10,000
		資本剰余金	74,313
		その他資本剰余金	74,313
		利益剰余金	281,129
		その他利益剰余金	281,129
		（うち当期純利益）	（98,172）
合計	**969,743**	**合計**	**969,743**

第 91 期 決 算 公 告

令和８年５月26日　　福井県越前市北府二丁目17番33号

Shin-Etsu 日信化学工業株式会社

代表取締役社長　小野猪智郎

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,972	流動負債	6,209
固定資産	13,439	賞与引当金	143
有形固定資産	12,451	その他	6,066
投資その他の資産	987	固定負債	6,250
		退職給付引当金	83
		その他	6,166
		負債合計	**12,459**
		株主資本	17,591
		資本金	500
		利益剰余金	17,091
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	16,966
		評価・換算差額等	360
		その他有価証券評価差額金	360
		純資産合計	**17,952**
資産合計	**30,411**	**負債・純資産合計**	**30,411**

損益計算書の要旨

（自　令和７年３月１日　至　令和８年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	20,649	経常利益	3,117
売上原価	16,945	税引前当期純利益	3,117
売上総利益	3,703	法人税、住民税及び事業税	844
販売費及び一般管理費	835	法人税等調整額	43
営業利益	2,868	当期純利益	2,229
営業外収益	375		
営業外費用	126		

第 53 期 決 算 公 告

2026年５月16日　　東京都新宿区大久保二丁目１番１号

株式会社シジシージャパン

代表取締役　松本　　偉

貸借対照表の要旨

（2026年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	51,307	流動負債	35,154
固定資産	7,055	賞与引当金	134
		その他	35,020
		固定負債	5,666
		退職給付引当金	806
		役員退職慰労引当金	259
		ポイント引当金	12
		その他	4,587
		負債合計	**40,820**
		株主資本	15,827
		資本金	523
		資本剰余金	42
		資本準備金	42
		利益剰余金	15,260
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	15,248
		評価・換算差額等	1,715
		その他有価証券評価差額金	1,726
		繰延ヘッジ損益	△ 11
		純資産合計	**17,542**
資産合計	**58,363**	**負債・純資産合計**	**58,363**

損益計算書の要旨

（自　2025年３月１日　至　2026年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	378,605	経常利益	821
売上原価	371,249	特別損益	33
売上総利益	7,355	税引前当期純利益	855
販売費及び一般管理費	6,565	法人税、住民税及び事業税	305
営業利益	789	法人税等調整額	△ 52
営業外損益	31	当期純利益	601